

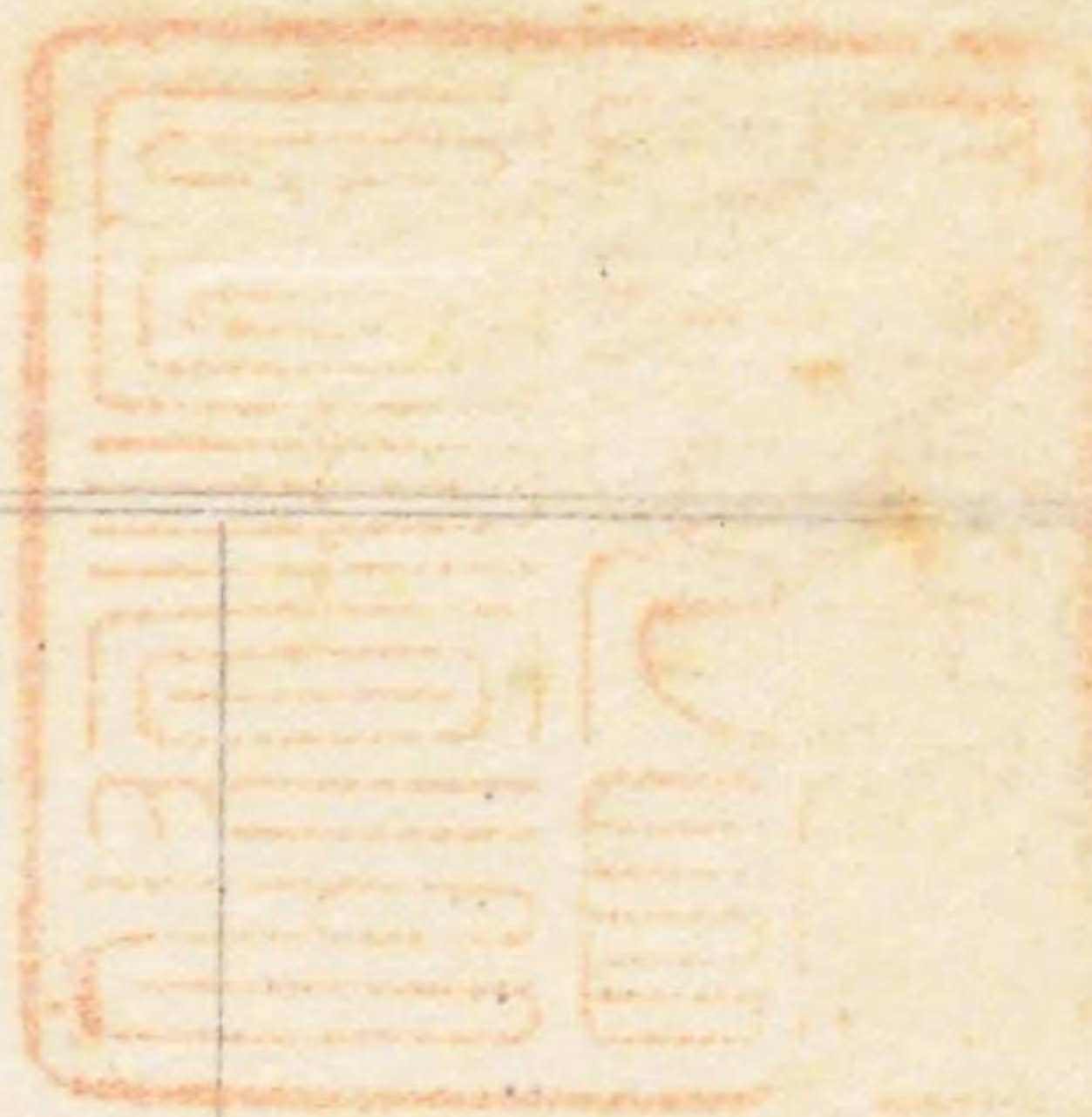


082
Ko548
Kk
00712562



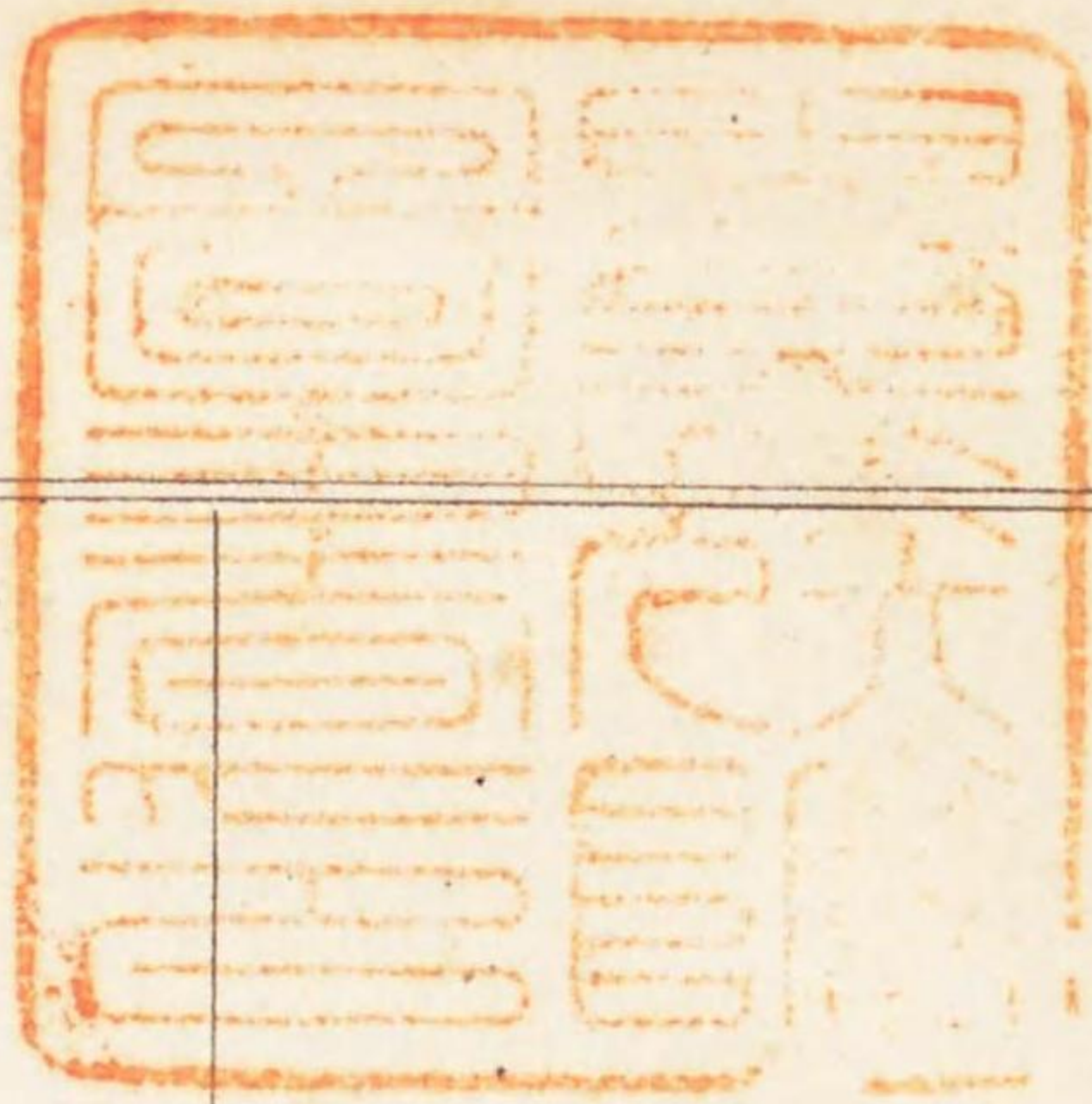


國譯漢文大成



文學部
第八卷
唐宋八家文
下卷

國譯漢文大成



文學部
第八卷
唐宋八家文
下卷

082
K0548
Kt



712562



國譯唐宋八家文下卷目次

卷の十五 蘇洵明允著

禮書を修するを議する狀	一
歐陽内翰に上つる書	四
田樞密に上つる書	九
韓樞密に上つる書	一三
韓昭文に上つりて山陵を論する書	一九
禮の論	二三
易の論	二六
樂の論	二九
詩の論	三三
書の論	三五
春秋の論	三八
史の論上	四四
史の論中	四七
史の論下	五一
六國	五四

卷の十六 蘇洵明允著

高帝	五七
明の論	六〇
諫の論上	六二
諫の論下	六七
魯妃の論	七〇
管仲の論	七三
辨姦論	七六
審勢	七九
審敵	八七
任相	九七
御將	一〇一
養才	一〇五
石昌言の北使と爲るを送る序	一〇九
蘇氏族譜の引	一一一
張益州畫像の記	一一三
木假山の記	一一六
仲兄字は文甫の説	一二八

二子に名づくる説……………二二〇

卷の十八 蘇軾子瞻著……………二二三

學校と貢擧とを議する劄子……………二二三

浙燈を買ふを諫むる狀……………二二九

神宗皇帝に上つる書……………二三三

再び皇帝に上つる書……………二六七

卷の十九 蘇軾子瞻著……………二七四

陸贄の奏議を校正し進御せんと乞ふ劄子……………二七四

積欠を論ずる狀……………二七六

杭州より召還せられて郡を乞ふ狀……………二八一

狄山匈奴の和親を論ず……………二八九

張九齡肯て張守珪牛仙客を用ひず……………二九〇

黃州に至る謝表……………二九一

汝州に量移せらるるを謝するの表……………二九二

昌化軍に到るの謝表……………二九四

常州の居住を乞ふ表……………二九五

張方平に代りて兵を用ふるを諫むるの書……………二九六

滕甫に代りて詩を辯じ郡を乞ふ書……………二九七

卷の二十 蘇軾子瞻著……………三二二

正統論上……………二二一

正統論中……………二二三

正統論下……………二二六

大臣論上……………二二九

大臣論下……………二三三

刑賞は忠厚の至の論……………二三四

既醉に五福を備ふる論……………二二七

伊尹の論……………二三〇

周の東遷を論ず……………二三三

魯の隱公里克李斯鄭小同王允之を論ず……………二三六

宋の襄公の論……………二三八

范文子の論……………二四一

卷の二十一 蘇軾子瞻著……………二四五

屈到菱を嗜む論……………二四五

商鞅を論ず……………二四八

荀卿の論……………二五一

韓非の論……………二五三

士を養ふを論ず……………二五六

始皇漢宣を論ず……………二六〇

范增を論ず……………二六四

留侯の論……………二六六

賈誼の論……………二六九

論錯の論……………二七二

卷の二十二 蘇軾子瞻著……………二五七

策略一……………二七五

策略四……………二七八

策略五……………二八二

雍蔽を決す……………二八六

善を沮む無かれ……………二九二

教化を敦くす……………二九五

戦守を教ふ……………三〇〇

材用を著ふ……………三〇四

勇敢を倡ふ……………三〇七

進士の御試策に對するに擬する一道……………三一

卷の二十三 蘇軾子瞻著……………三五五

梅直講に上つる書……………三三五

李端叔に答ふる書……………三三七

張文潛縣丞に答ふる書……………三三〇

謝民師推官に與ふる書……………三三二

李公擇に與ふ……………三三四

范文正公文集の序……………三三四

卷の二十四 蘇軾子瞻著……………三六二

潮州韓文公廟の碑……………三六二

表忠觀の碑……………三六六

司馬溫公神道の碑……………三七五

日の喩……………三七八

稼の説張琥を送る……………三八〇

剛の説……………三八一

李伯時の山莊の圖の後に書す……………三八四

吳道子の畫の後に書す……………三八五

蒲永昇の畫の後に書す……………三八六

方山子の傳……………三八七

亡妻王氏の墓誌銘……………三八九
歐陽文忠公を祭る文……………三九〇

卷の二十五 蘇轍子由著……………三九三

陳州にて張安道の爲めに時事を論ずる書……………三九三
兄軾が獄に下るが爲めに上つる書……………四〇一
齊州より回りにて時事を論ずる書……………四〇三
左右僕射蔡確韓縝を罷めんと請ふ狀……………四〇七
韓縝を責め降さんと乞ふ第七狀……………四一〇
呂惠卿を誅竄するを乞ふ狀……………四一三
英州の別駕鄭俠を牽復するを乞ふ狀……………四二〇
商の論……………四二二
六國の論……………四二三
三國の論……………四二五
隋の論……………四二六
唐の論……………四三一

卷の二十六 蘇轍子由著……………四三七

臣事策一……………四三七
臣事策四……………四四一
民政策二……………四四四
元祐會計録の序……………四四八

古今家誡の序……………四五三
齊州の閔子廟の記……………四五五
武昌の九曲亭の記……………四五八
黃州の快哉亭の記……………四六〇
樞密韓太尉に上つる書……………四六二
三省に代りて司馬丞相を祭る文……………四六四

卷の二十七 曾鞏子固著……………四六六

滄州に移り関を過ぎて殿に上つるの疏……………四六六
福州にて執政に上つる書……………四七六
歐陽舍人に寄する書……………四八二
孫司封に與ふる書……………四八五
戰國策目錄の序……………四八九
列女傳目錄の序……………四九二
陳書目錄の序……………四九五
禮閣新儀目錄の序……………四九七
先大夫集の後序……………五〇一
范貫之奏議集の序……………五〇四

卷の二十八 曾鞏子固著……………五〇七

江任を送る序……………五〇七
李材叔が柳州に知たるを送る序……………五〇九

宜黃縣學の記……………五一一
撫州の顔魯公の祠堂の記……………五一五
越州の趙公富を救ふ記……………五一九
思政堂の記……………五二二
墨池の記……………五二四
道山亭の記……………五二五
分寧縣雲峯院の記……………五二八
魏鄭公の傳に書す……………五三〇

卷の二十九 王安石介甫著……………五三四

仁宗皇帝に上つりて事を言ふ書……………五三四
戒を進むる疏……………五六五
原過……………五六七
性情……………五六八

卷の三十 王安石介甫著……………五七一

周公の論……………五七一
禮の論……………五七三

莊周の論上……………五七五
田正言に上つる第一の書……………五七九
韶州の張殿臣に答ふる書……………五八一
趙尚に與ふる書……………五八四
周禮義の序……………五八五
慈谿縣學の記……………五八七
桂州の新城の記……………五九〇
芝閣の記……………五九二
褒禪山に遊ぶ記……………五九四
揚州の龍興講院の記……………五九六
孟嘗君の傳を讀む……………五九七
孔子世家を讀む……………五九八
給事中孔公の墓誌銘……………五九九
秦州海陵縣主簿許君の墓誌銘……………六〇三
范穎州を祭る文……………六〇四
歐陽文忠公を祭る文……………六〇七
仲永を傷む……………六〇九

唐宋八家文原文 自卷十五至卷三十……………一一六

國譯唐宋八家文

下卷

清 沈 德 潛 選
日本 笹川種郎譯並註

卷の十五

蘇 洵 明 允 著

禮書を修するを議する狀

右洵先に 敕を奉じて禮書を編す。後、臣寮の上言するを聞くに、以爲らく、祖宗の行ふ所、過

差 不經の事無きこと能はず、盡く 芟去し

て存録せしむること無からんことを欲すと。

洵竊に議者の説を見るに、敕意と大いに異な

り。何となれば前に授けらるる所の敕は、其意、

「故事を纂集して後世をして之を忘るること無

からしめん」と曰ふのみ、典禮を制爲して、後世をして遵うて之を行はしめん」と云ふに非ざるな

【一】禮書云々。仁宗の嘉祐年
間、老泉、姚闢と共に敕を奉
じて太常因革禮を編纂せし
が、時に、臣僚の上書して之
を非難する者あり、因つて此
狀を作りて編纂の主意を明か
にす。

【二】臣寮。臣僚。
【三】過差。過失。
【四】不經。常道に非ざるな
り。
【五】芟去。除き去る。芟は草
を刈る也。
【六】典禮。一定の禮儀。

り。然らば則ち洵等が編する所の書は是れ史書の類なり。事に遇うて之を記し、善惡を擇ばず、其曲折を詳かにして、後世をして知ることを得しめ、而して善惡自ら著はるる者は、是れ史の體なり。若し夫れ其善なる者を存して、其不善を去るは、則ち是れ制作の事にして、職の及ぶ所に非ざるなり。而るに議者以て洵等責むるは、已だ過たすや。

且つ又、不可なる所の者あり。今、朝廷の禮は、詳備すと爲すと雖も、然れども大抵往往亦、安からざるの處あり、特に一二事のみに非ず。而るに去る所あらんと欲するは、識らず其の去る所の者は果して何事ぞや。既に之を去らんと欲せば、則ち其勢、盡く去らざるを得じ。盡く去らば則ち禮缺けて備はらじ。苟くも獨其一を去りて而も其二を去らざれば、則ち適に以て、牴牾、齟齬を爲すに足りて、齊一す可からじ。

且つ議者の意は、以て惡を掩ひ過を諱み、以て臣子の義を全うせんと欲するに過ぎず、是の如きのみ。

昔、孔子、春秋を作るや、惟だ其惻怛して言ふに忍びざる者にして、而る後、隱諱あり。蓋し桓公の薨する、子般の卒するは、没して其實を書せず。以爲らく是れ書す可からざるなりと。

宋の亂を平らげ、齊と狩し、僖公を躋し、邱甲を作り、田賦を用ひ、桓宮の楹を丹にし、皆、書して諱ます。其意以爲らく、不善なりと雖も、而も尙ほ書す可きなりと。今、先世の行ふ所、不善なる者小しくありと雖も、猶ほ春秋の書する所の者とは甚だ遠し。而るに悉く洵等をして隱諱して書せざらしめんとす。此の如くんば、將に後世をして其淺深を知らず、徒らに當時の臣子が隱諱して言はざるに至るを見て、大いに言ふ可からざる所の者ありと以爲はしめんとす。則ち、乃ち益せんと欲して反つて損する無からんや。

公羊の説に、紀を滅ぼし項を滅ぼすは、皆、賢者の爲めに諱む所以なり。然れども其謂はゆる諱むとは、書せざるに非ざるなり。書して其文を迂曲するのみ。然らば則ち其實は猶ほ

- 【一六】 宋の亂云々。魯の桓公、二年三月、宋の内亂を平らぐ、此時、公、賂賂を取れり。
- 【一七】 齊と狩す。魯の莊公、四年冬、齊人と榛に狩す。
- 【一八】 僖公を躋す。魯の文公、二年、僖公の位牌を閔公の上に乗せたり。
- 【一九】 邱甲を作る。邱は十六井なり。魯の成公元年三月、十六井の地より戎車一乘の重税を出さしむることとせり。
- 【二〇】 田賦を用ふ。魯の哀公十二年、令して家ごとに一人を徵發せり。
- 【二一】 桓宮の楹云々。莊公二十三年、桓公の廟を築きて丹を以て柱に塗る。
- 【二二】 桓宮の楹云々。桓公の廟のたるきに彫刻するなり。以上數事皆禮に非ず。春秋左氏傳、公羊傳、穀梁傳を參看せよ。
- 【二三】 先世。宋の祖先。
- 【二四】 公羊。春秋公羊傳。
- 【二五】 紀を滅し項を滅す云々。莊公四年に、紀公大去、其國とあり、實は齊が之を滅ぼしたるなるに、齊滅紀と書せざるは、齊の桓公(賢者)の爲めに諱みたるなり。僖公十七年に、夏滅項とあり、是れも齊が滅ぼしたるなれども、之を書せざるは、桓公の爲めに諱みたるなり。以上は公羊の説なり。
- 【二六】 迂曲。遠まはしに書する也。
- 【二七】 實。事實。

没せざるなり。其實は猶ほ没せずとは、以て其過を彰すに非ざるなり。以て其過の此に止まるを見るなり。今、故無くして乃ち先世の事を取りて之を没せば、後世、將に知らずして大いに之を疑はんとす。此れ大いに便ならざる者なり。

班固の漢志を作るや、凡そ漢の事は、悉く載せて擇ぶ所無し。今、之の如くせんと欲せば、則ち先世の小しく過差ある者、以て其大明を害するに足らず、而して以て後世をして之を疑ふの意無く、且つ洵等をして其の職とする所を得て官を侵すに至らざる者たらしめん。謹みて状を具して提舉 參政 侍郎に申し、備録聞奏を乞はんと欲す。

歐陽内翰に上つる書

洵、布衣窮居して、常に竊に自ら歎じ、以爲らく、天下の人、皆賢なること能はず、皆不肖なること能はず、故に賢人君子の世に處るや、合へば必ず離れ、離るれば必ず合ふ。往には天子、方に治に意あり、而して 范公、相府に在り、富公、樞

- 【一】 班固。字は孟堅、漢書を著す。
- 【二】 提舉。太常因革禮編輯の總裁。
- 【三】 參政。參知政事。
- 【四】 侍郎。禮部侍郎。
- 【五】 備録聞奏。詳細に書録して上奏する也。
- 【六】 歐陽内翰。歐陽修。内翰は翰林學士なり。
- 【七】 布衣。無位無官の平民。
- 【八】 天下の人云々。天下の人は、賢者のみにもあらず、又不肖者のみにもあらず、賢愚雜居なるが故に、勢並び立たず、時に因りて消長あるを免れず、君子の勢盛んなれば合ふことあり、又振はざれば離るることあり。
- 【九】 范公。范仲淹。
- 【一〇】 富公。富弼。

密副使たり、執事と 余公、蔡公と、諫官たり、尹公、馳騁上下して、の時に方りて、天下の人、毛髮絲粟の才まで、紛紛然として起ち、合して一と爲る。而して洵や自ら度るらく、其れ愚魯無用の身、以て自ら其間に奮ふに足らず、退きて其心を養ひ、幸にして其道の將に成らんとせば、而して以て復た當世の賢人君子に見ゆ可しと。不幸にして(洵)道未だ成らずして、范公は西し、富公は北し、執事と余公、蔡公とは分散四出し、而して 尹公も亦勢を失ひ、小官に奔走す。洵時に京師に在り、親しく其事を見、忽忽として天を仰ぎて歎息し、以爲らく、斯人の去るや、而して(洵)道成ると雖も、復た以て榮と爲すに足らざるなりと。

既にして復た自ら思ふ、往者衆君子の朝に進むを念ふに、其始や必ず善人ありて之を推し、今や亦必ず小人ありて之を 閉せしならん。今の世、復た善人あること無くんば、則ち已む。如し其れ然らずんば、吾何を憂へん。姑く其心を養ひ、其道をして大いに成る有らしめて、而して之を待つも何ぞ傷まんと。退きて處ること十年、未だ敢て自ら其道成る有りと謂はずと雖も、然れども 浩浩乎たる其胸中、曩者と異なるが若し。而して余公は適く亦功を南方に

- 【一】 紛紛然。錯綜の貌。
- 【二】 范公は西し云々。范公は陝西宣撫使となり、富公は河北宣撫使となる。
- 【三】 尹公云々。尹公は均州に謫せられたり。
- 【四】 忽忽。樂しまざる貌。
- 【五】 閉。妨ぐる也。
- 【六】 浩浩乎。ひろびるしたる貌。
- 【七】 曩者。以前。

成すあり、執事と蔡公と、復た相繼ぎて朝に登り、富公は復た外より入りて宰相と爲り、其勢、將に復た合して一と爲らんとす。喜び且つ自ら賀して以爲らく、道既に已に粗成り、而して果して將に以て之を發すること有らんとすと。

既にして又反つて思ふ、其の向の之を慕望愛悦して而も之を見るを得ざる所の者、蓋し六人あり。今、將に往いて之を見んとす。而して六人の者、已に范公尹公二人の亡するあり。則ち又之が爲めに、潸然として涕を出して以て悲む。嗚呼、二人の者、復た見る可からず、而れども恃みて以て此心を慰むる所の者、猶ほ四人あり、則ち又以て自ら解す。其の四人に止まることを思ふや、則ち又汲汲として、一たび其面を識りて以て其心の言はんと欲する所を發せんと欲す。而して富公は又天子の宰相たり、遠方の寒士、未だ以て遽に言を以て其前に通ず可からず。而して余公蔡公は、遠きは又萬里の外に在り。獨執事は朝廷の間に在りて、其位、差甚だ貴からず、以て叫呼援援して之に聞するに言を以てす可し。而るに饑寒衰老の病、又、痼して之を留め、自ら執事の庭に至ること能はざらむ。

夫れ其人を慕望愛悦するの心を以て、十年にして而も見ゆることを得ず、而して其人已に死すること、范公尹公二人の者の如きあり、則ち四人の者の中、其勢遽に言を以て通ず可からざる者に非ず

- 【一八】發。發表。
- 【一九】潸然。さめざめと。
- 【二〇】寒士。貧窮の士。
- 【二一】叫呼援援。呼び叫び取りすぎる。
- 【二二】痼。疾にて閉づるなり。
- 【二三】庭。門より堂に至る空地。

んば、何ぞ自ら往くこと能はざるを以てして遽に已む可けんや。執事の文章は、天下の人、之を知らざるは莫し。然れども竊に自ら以爲らく、洵の之を知るは特に深く、天下の人に愈れりと。何となれば孟子の文は、語約にして意盡き、峻刻斬絶の言を爲さず、而して其鋒、犯す可からず。韓子の文は、長江大河の如く、渾浩流轉し、魚龍、萬怪、惶惑し、而も抑遏蔽掩して、自ら露はれしめず、而して人、其淵然たるの光、蒼然たるの色を望見して、亦自ら畏避して、敢て迫り視ず。執事の文は、紆餘委備、往復百折し、而して條達疏暢して、閉斷する所無く、氣盡き語極まり、急言竭論し、而して容與閑易にして、艱難勞苦の態無し。

- 【二四】約。簡單。
- 【二五】峻刻斬絶。崖の極めて険しき形容。文章の激烈なるを云ふ。
- 【二六】渾浩流轉。水の廣く流れて滯らざること。
- 【二七】龍。大なる龍。
- 【二八】抑遏蔽掩。おさへ、つむむ。
- 【二九】淵然。深くして靜なる貌。
- 【三〇】蒼然。深くして青き貌。
- 【三一】紆餘。屈曲あること。
- 【三二】委備。委曲備具。
- 【三三】條達疏暢。文理が通達して滯滞せざる也。
- 【三四】急言。急迫に説く也。
- 【三五】竭論。十分に論じ盡す也。
- 【三六】容與。ゆるやかにして迫らざる也。
- 【三七】閑易。平易なり。
- 【三八】此三者。孟、韓、歐。
- 【三九】李翱。字は習之、韓退之の弟子。
- 【四〇】黜然。明かならずして沈める貌。
- 【四一】油然として。光澤ありて又奥ゆかしき也。
- 【四二】俯仰揖讓。文のゆつたりとして迫らざるを禮に譬へたる也。
- 【四三】陸贄。字は敬輿、唐の徳宗の宰相、陸宣公奏議あり。

此三者の者は、皆、斷然として自ら一家の文を爲すなり。惟だ李翱の文は、其味、黜然として長く、其光、油然として幽に、俯仰揖讓、執事の態あり。陸贄の文は、言を遣り意を措くこ

て長く、其光、油然として幽に、俯仰揖讓、執事の態あり。陸贄の文は、言を遣り意を措くこ

と、國切近的當にして、執事の實あり。而して執事の才は、又自ら人に過ぐる者あり。蓋し執事の文は、孟子・韓子の文に非ずして、歐陽子の文なり。夫れ人の善を道ふことを樂しみて而も諂と爲さざるは、其人誠に以て之に當るに足るを以てなり。彼の知らざる者は、則ち以爲らく、人を譽めて以て其の己を悦ばんことを求むるなりと。夫れ人を譽めて以て其の己を悦ばんことを求むるは、洵も亦、爲さざるなり。而して其の、執事の光明盛大の徳を道ひて自ら止まることを知らざる所以は、亦、執事の其の我を知るを知らんことを欲するなり。

然りと雖も、執事の名は天下に滿ち、其文を見ずと雖も、而も固より已に歐陽子あることを知る。而して洵や不幸にして墮ちて草野泥塗の中に在り、而して其の道を知る心、又聖近くして粗成る。徒手にして咫咫尺の書を奉じ自ら執事に託せんと欲するも、將た執事をして何に従りて之を知り何に従りて之を信せしめんとはするか。

洵、少年にして學ばず、生れて二十五歳にして、始めて書を読むを知り、士君子に従つて遊ぶ。年既に已に晩く、而も又、遂に聖刻意厲行して古人を以て自ら期せず、而して己と列を同じうする者を視て、皆、己に勝たざれば、則ち遂に以て可と爲す。其後困すること益々甚だし。然る後、古人の文を取りて之を読み、始めて、其の言を出し意を用ふること己と大いに異なることを覺え、時に復た

- 【四四】切近的當。事實に適切に當る也。
- 【四五】近く。近頃。
- 【四六】咫尺の書。短き書簡。
- 【四七】刻意厲行。一生懸命に勉強する也。

内に顧み、自ら其才を思へば、則ち又、夫の遂に是に止まるのみならざる者に似たり。是に由りて盡く其曩時爲る所の文數百篇を燒き、論語・孟子・韓子及び其他聖人賢人の文を取りて、兀然として端坐し、終日以て之を読むこと七八年なり。其始に方りてや、其中に入りて惶惶然、博く其外を觀て駭然として以て驚く。其久しきに及びてや、之を読むこと益々精しく、而して其胸中吾豁然として以て明かに、人の言固より當に然るべき者の若し。然れども猶ほ未だ敢て自ら其言を出さざるなり。時既に久しく、胸中の言日に益々多く、自ら制すること能はず、試に出して之を書し、已にして再三之を読む。渾渾乎として、其來るの易きを覺ゆ。然れども猶ほ未だ敢て以て是と爲さざるなり。近ごろ爲る所の洪範論・史論・凡そ七篇、執事、其如何を觀よ。噫嘻、區區として自ら言ふ、知らざる者は、又將に以て自ら譽めて以て人の己を知るを求むと以爲はんとす。惟だ執事、其十年の心にして是の如きの偶然ならざるを思つて、之を察せよ。

- 【四八】兀然。身動きせざる貌。
- 【四九】惶然。怖るる貌。
- 【五〇】豁然。からりと打ち開けたる貌。
- 【五一】渾渾。大水の流るる貌。
- 【一】田樞密。字は元均、至和の初、樞密副使たり。
- 【二】丹朱。堯の子。
- 【三】商均。舜の子。

田樞密に上つる書

天の我に與ふる所以の者、豈に偶然ならんや。堯は以て丹朱に與ふることを得ず、舜は以て商

均に與ふることを得ず、而して 瞽瞍は諸を舜に奪ふことを得ず、其心に發し、其言に出で、其事に見はれ、確乎として其れ易ふ可からざるなり。聖人も以て人に與ふることを得ず、父も諸を其子に奪ふことを得ず、此に於て、天の我に與ふる所以の者、偶然ならざるを見るなり。

夫れ其の我に與ふる所以の者は、必ず以て我を用ふる有らんとなり。我、之を知れども之を行ふことを得ず、以て人に告げずんば、天固より之を用ひて、我實に之を置くなり、其名を天を棄つと曰ふ。自ら卑しくして以て其言を 幸せられんことを求め、自ら小にして以て其道を用ひられんことを求む。天の我に與ふる所以の者如何ん、而るに我此の如くするなり。其名を天を棄すと曰ふ。天を棄つるは我の罪なり、天を棄すも亦我の罪なり。棄てず棄さずして、而も人、我を用ひざるは、我を用ひざる(人)の罪なり、其名を天に逆らふと曰ふ。然らば則ち天を棄て天を棄すは、其責、我に在り。天に逆らふは、其責、人に在り。我に在る者は、吾、將に吾が力の能く爲す所の者を盡して以て夫の天の我に與ふる所以の意を塞きて夫の天下後世の譏を免るることを求めんとす。人に在る者は、吾何ぞ知らん。吾、夫の一身の責を免るることを求むるに暇あらず、而るに人の爲めに憂ふるに暇あらんや。

【四】瞽瞍。舜の父。
【五】幸。人に容れらるるを云ふ。

孔子孟軻の不遇にして、道途に老いて、而も倦まず愠らず、忤す沮まざるは、夫れ固より夫の責の在る所を知ればなり。衛靈魯哀齊宣梁惠の徒の、相與に以て爲すあるに足らざるや、我も亦之を知れり。抑々將に吾が心を盡さんとするのみ。吾が心の盡さざらば、吾恐らくは天下後世、以て夫の衛靈魯哀齊宣梁惠の徒を責むること無くして、而して彼も亦將に以て其責を辭すること有らんとするを。然らば則ち孔子孟軻の目、將に地下に瞑せざらんとす。夫れ聖人賢人の心を用ふるや、固より此の如し。此の如くにして生き、此の如くにして死し、此の如くにして貧賤に、此の如くにして富貴に、升りて天と爲り、沈みて淵と爲り、流れて川と爲り、止まりて山と爲るも、彼は吾が事に預らず、吾が事畢んぬ。

【六】切。一本には切に作る。
【七】後の賢者。暗に韓退之を指す。
【八】一蹴。一躍と曰ふが如し。
【九】千金の子。大富豪の人。

切に怪しむ、夫の 後の賢者、自ら其身を處すること能はざるや、饑寒困窮に之れ勝へずして、人に號ぶ。嗚呼、吾をして誠に饑寒困窮に死せしめんか、則ち天下後世の責は、將に必ず在る有らんとす。彼、其身の責を、自ら任じて以て憂と爲さずして、吾(他人ノ)取りて之を我が身に加ふ。亦過たずや。今、洵の不肖、何ぞ敢て自ら聖賢に列せんや。然れども其心、亦、甚だ自ら輕んせざる所の者あり。何となれば則ち天下の學者、孰か 一蹴して聖人の域に造るを欲せざらん。然れども其の成らざるに及びてや、一言の道に幾きを求むるも、而も得可からざるなり。千金の子は、以て人を貧しくす可く、以て人を富ます可し。天の與ふる所に非ずんば、人を貧しくし人を富ますの權を以て一言の道に幾きを求むと雖も、得可からざるなり。天子の宰相は、以て人を生かす可く、以て人を殺す可し。

天の與ふる所に非ずんば、人を生かし人を殺すの權を以て一言の道に幾きを求むと雖も、得可からざるなり。

今、洵、力を聖人賢人の術に用ふること、亦已に久し。其言語、其文章は、其れ果して以て今に用ひられて後に傳はる有る可きと否ざるを識らずと雖も、獨り怪しむ夫の之を得るの勞せざる、其の思を心に致すに方りてや、或は之を啓くが若く、之を心に得て之を紙に書するや、或は之を相くるが若し。夫れ豈に一言の道に幾き者無からんや。

千金の子と天子の宰相との、求めて而も得ざる者、一旦、己に在り。故に其心、以て自負することを得、或は天其れ以て我に與ふる有らんと。

曩者、執事を益州に見る。當時の文は淺狹にして笑ふ可く、饑寒困窮、其心を亂し、而して聲律、記問、又、從つて其體を破壊す。觀るに足らざるなるのみ。數年來、山野に退居し、自ら永く棄てらるるを分とし、世俗と日に疎闊に、以て大いに其力を文章に肆にすることを得、詩人の優柔、騷人の清深、孟韓の溫醇、遷固の雄剛、孫吳の簡切、之を投じて向ふ所の如くならざる無し。嘗試に以爲らく、董生は聖人の經を得、其失や流れて迂と爲る。鼂錯は

- 【一〇】 聲律。平上去入の四聲の法則。
- 【一一】 記問。記は記憶、問は質問。知らざる事を問ひ、學びたるを記憶する義にて、博識多聞を事とするを云ふ。
- 【一二】 其體。文體。
- 【一三】 詩人。詩經の作者。
- 【一四】 騷人。屈原宋玉の流。
- 【一五】 孟韓。孟子、韓退之。
- 【一六】 溫醇。溫潤醇正。
- 【一七】 遷固。司馬遷、班固。
- 【一八】 孫吳。孫子、吳子。
- 【一九】 簡切。簡短適切。
- 【二〇】 董生。董仲舒。
- 【二一】 經。常道。
- 【二二】 鼂錯。前漢の政治家。

聖人の權を得、其失や流れて詐と爲る。二子の才ありて而も流れざる者は、其れ惟だ賈生か。惜いかな今の世、愚、未だ其人を見ざるなり。策、二道を作る。審勢、審敵と曰ふ。書十篇を作る、權書と曰ふ。洵、山田、一頃あり、凶歲に非ずんば、以て饑うる可し。力耕して用を節すれば、亦、以て自ら老するに足らん。不肖の身は惜むに足らず、而れども天の與ふる所の者は、棄つるに忍びず、且つ敢て衰さざるなり。

執事の名は天下に滿つ。天下の士の用ひらるると用ひられざるとは、執事に在り。故に敢て謂はゆる策、二道、權書十篇を以て獻するを爲す。平生の文は、遠くして多く致す可からず。洪範論、史論十篇あり。近ごろ以て内翰歐陽公に獻す。度るに執事、朝夕相從つて天下の事を議すれば、則ち斯文や、其れ亦前に陳せらるるを得るに庶からん。夫の言の用ふ可きと夫の身の貴くす可きと否ざるとの若きは、執事の事なり、執事の責なり、洵に於て何か有らんや。

韓樞密に上つる書

太尉執事、洵、書を著すに他の長無し。兵事を言ひ古今の形勢を論ずるに及びては、自ら賈誼

- 【一】 權。權道。
- 【二】 賈生。前漢の賈誼。治安策等を作る。
- 【三】 二道。二篇。
- 【四】 書十篇。心術篇、法制篇、攻守篇、強弱篇、用閉篇、高祖論、項籍論、子貢論、孫武論、六國論の十篇なり。
- 【五】 一頃。百畝。
- 【六】 韓樞密。韓琦。仁宗の嘉祐元年、樞密使たり。
- 【七】 太尉。宋の制、樞密即ち太尉にして兵を掌り。

に比するに至る。獻する所の權書は、古人の已往の成敗の迹なりと雖も、苟くも深く其義を曉り、之を今に施さば、可ならざる所無けん。昨因つて見えんことを請ひ、末議を進めんことを求む。太尉許諾す。謹みて其説を撰ず。言語朴直にして、世を驚かし俗を絶つ。談甚だ高くして行ひ難きの論あるに非ず。太尉、其大綱を取りて、其纖悉を責むること莫かれ。

蓋し古は、兵を用ひ勝を決するを之れ難しと爲すに非ずして、兵を養うて用ひざる、之れ畏る可しとなす。今夫れ水は、之を山に激し、之を海に放ち、之を決すれば、溝塍となり、之を壅げば沼、沚と爲る。是れ天下の人之能くす。江河に委し、淮泗に注ぎ、滙して洪波と爲り、瀦して大湖と爲り、萬世にして溢れざるは、禹の後より、未だ之を見ざるなり。

夫れ兵は、天下の不義の徒を聚め、之に授くるに、不仁の器を以てし、而して之に教ふるに人を殺すの事を以てす。夫れ惟だ天下の未だ安からず、盜賊の未だ殄えずして、然る後、以て其不義の心を施し、其不仁の器を用ひ、而して其の人を殺すの事を行ふあり。是の時に當りて、勇者も餘力無く、智者も餘謀無く、巧者も餘技無し。故に其不義の心、變

【三】 已往。已に過ぎ去りたる也。

【四】 末議。くだらぬ説。

【五】 朴直。文飾を加へずして、有りのままなること。

【六】 大綱。大體の意。

【七】 纖委。細事。

【八】 激。自然の性質に反する方向を取らしむる也。

【九】 溝。田間の水道。塍。稻田の畦。

【一〇】 沚。小渚。

【一一】 委。流し込む也。

【一二】 滙。めぐる。水の回流する也。

【一三】 瀦。貯ふ。水の停まる也。

【一四】 不仁の器。兵器。

じて忠と爲り、不仁の器、之を不仁に加へ、而して人を殺すの事、之を當に殺すべきに施す。夫の天下既に平らぎ、盜賊既に殄ゆるに及びて、不義の徒、聚まりて散せず、勇者、餘力あれば、則ち以て亂を爲さんことを思ひ、智者、餘謀あれば、則ち以て奸を爲さんことを思ひ、巧者、餘技あれば、則ち以て詐を爲さんことを思ふ。是に於て天下の患、雜然として出づ。蓋し虎豹終月にして殺さざれば、則ち跳踉して大いに叫びて、以て其怒を發す。蝮蝎終日にして螫さざれば、則ち草木を噬齧して、以て其毒を致す。其理固より然り、怪しむに足る者無し。

昔は 劉項、臂を草莽の間に奮ふや、秦楚の無賴の子弟、千百輩を爲し、争ひ起つて應ずる者、數ふるに勝ふ可からず。轉鬪すること五年、天下、兵を厭ひ、項籍死して、高祖も亦已に老いたり。是時に方りて、分ちて諸將を王とし、律令を改定し、天下と休息す。而して韓信、黥布の徒、相繼いで起る者、七國、高祖は、介冑の間に死し、而して能く止むる莫きなり。連延して呂氏の禍に及び、孝文に訖りて而して後定まる。是れ何ぞ起るの易くして、收むるの難きや。劉項の勢は、初めは、

【一五】 跳踉。をどりあがる。

【一六】 蝮。まむし。蝎。毒蟲の名。

【一七】 劉項。劉邦即ち漢の高祖と楚の項羽。

【一八】 臂を云々。民間に兵を擧げて相鬪争する也。

【一九】 輩。團體。

【二〇】 轉鬪。此處彼處にて合戦する也。

【二一】 項籍。項羽。

【二二】 韓信黥布。共に漢の高祖の功臣。

【二三】 七國。漢の五年、燕王臧荼反す、七年、韓王信反す、十年、陳豨反す、十一年、韓信、彭越、黥布反す、十二年、盧綰反す。

【二四】 介冑の間に。戰爭中の意。高祖、陳豨を征せしとき、流矢に中りて傷つき、遂に崩す。

河を決し流に順つて下るが如く、誠に喜ぶ可きものあり。其崩潰四出し、數百里の間に放るに及びては、手を拱きて、能く救ふもの莫きなり。嗚呼、聖人あらずんば、何を以て其後を善くせん。

太祖太宗、自ら甲冑を〔三五〕擐し、險阻を〔三六〕跋涉して、以て四方の〔三七〕蓬蒿を斬刈し、兵を用ふること數十年、謀臣猛將、天下に滿つ。一旦、甲を卷きて之を休し、四世に傳へて、天下、變無し。此れ何の術ぞや。〔三八〕荆楚九江の地は、諸將に分たずして、韓信・黥布の徒、以て〔三九〕其心を啓く無ければなり。然りと雖も天下、變無くして、兵久しく用ひざれば、則ち其不義の心、蓄へて發する所無く、飽食優游して、〔四〇〕良民に逞しくせんことを求む。其平居事無きを觀るに、怨言を出して以て其上に邀む。一日、急あれば、是れ、人ごとに千金を得るに非ざれば、使ふ可からざるなり。

往年、天下に詔して、城池を〔四一〕繕完せしむ。西川の事は、洵實に親しく見る。凡そ〔四二〕郡縣の富民、舉りて其名を籍し、錢數百萬を得て、以て酒食〔四三〕饋餉の費と爲す。〔四四〕杵聲未だ絶えざるに、城輒ち隨つて壞る。此の如き者數年にして而る後定まる。事を卒ふるや官吏相賀し、卒徒相矜ること、戰勝凱旋して賞を待つ者の若し。〔四五〕京師に來

- 〔三五〕 擐。鎧を著る也。
- 〔三六〕 跋涉。踏み行く。
- 〔三七〕 蓬蒿。惡草。戰亂に喻ふ。
- 〔三八〕 荆楚九江。共に要地。荆楚は漢の時韓信の封ぜられし所。九江は黥布の封ぜられし所。
- 〔三九〕 其心を啓く。不良の心を發するを云ふ。
- 〔四〇〕 良民に逞しくす。良民に對して不良の心を逞しくす。
- 〔四一〕 繕完。修繕。
- 〔四二〕 郡縣の富民云々。郡縣の富民をば皆其名を書き列れて之に負擔を課す。
- 〔四三〕 饋餉。辦當。
- 〔四四〕 杵聲。城普請の杵の音。

るに比びて、阡陌の間に遊びしが、其〔四六〕曹、往往〔四七〕偶語して、諱忌する所無し。之を土人に聞く、春時に方りて、〔四八〕横、聞くに忍びずと。蓋し時に五六月〔四九〕なりき。會々京師、大水を憂ふ。〔五〇〕鋤耨畚築、〔五一〕兩河の壩に列し、縣官、日に千萬を費し、〔五二〕傳呼勞問の聲、絶えざること數十里。尙ほ且つ〔五三〕睥睨として狼顧し、肯て用を效す莫し。且つ夫れ之を内にしては京師の聞く所の如く、之を外にしては、西川の親しく見る所の如くなれば、天下の勢今何如ぞや。

將を御するは、天子の事なり。兵を御するは、將の職なり。天子は〔五四〕尊を養うて優に處り、恩を樹てて名を收め、天下と喜樂を爲す者なり。故に其道、以て兵を御す可からず。人臣は法を執り、而も情を求めず、心を盡して而も名を求めず、死力を出して以て社稷を捍ぎ、天下の心をして〔五五〕一人に繫らしめ、而して己は與らず。故に兵を御するは、人臣の事、以て天子を累はす可からざるなり。今の患ふる所は、大臣、名を好みて謗を懼るるなり。名を好めば則ち多く私恩を樹て、謗を懼るれば則ち法を執ること堅からず。是を以て天下の兵、〔五六〕豪縱なること此に至りて、而も之を制す

- 〔四六〕 阡陌。路なり。東西に通ずるを阡と曰ひ、南北に通ずるを陌と曰ふ。
- 〔四七〕 曹。ともから。
- 〔四八〕 偶語。相對して語る也。
- 〔四九〕 諱忌。忌み憚る。
- 〔五〇〕 横。横暴。
- 〔五一〕 鋤。すき。耨。土塊を叩き破る器械。畚。ふご。築。土を盛り上げ又は地ならしする器械。
- 〔五二〕 兩河。汴河と黄河。
- 〔五三〕 睥睨。岸邊。
- 〔五四〕 傳呼勞問。指圖と慰勞。
- 〔五五〕 睥睨として狼顧す。怨を含みて目をそばだてて後ろを顧みる也。
- 〔五六〕 尊を養うて優に處る。尊威を養うて優として落ちつきたる地位に居る。
- 〔五七〕 一人。天子を指す。
- 〔五八〕 豪縱。我が儘なること。

る或る莫きなり。

頃者、（四）狄公、樞府に在り、號して、寛厚にして人を愛し、士卒を狎昵して、其歡心を得と爲す。而して太尉、適く其後を承く。彼の狄公は、外を御するの術を知つて、内を治むるの道知らず、此れ邊將の材なり。古は兵、外に在りては將軍を愛して天子を忘れ、内に在りては天子を愛して將軍を忘る。將軍を愛するは戰ふ所以、天子を愛するは守る所以なり。狄公は其の外を御するの心以て、而も諸を其内に施せり。太尉、（五）其道に反せずして、何を以てか治を爲さんや。

或る者以爲らく、兵久しく驕りて治まらず、一旦、繩すに法を以てせば、恐らくは因つて以て亂を生せん。昔、（三）郭子儀、河南を去り、（三）李光弼、實に之に代る。將に至らんとするの日、（三）張用濟、（三）韓門に斬られて、三軍股慄す。夫れ、（三）臨淮の悍を以てして、而も汾陽の長者に代り、三軍の士、（三）竦然として、赤子の慈母の懷を脱して、嚴師の側に立つが如し。何の亂か之れ敢て生せん。

且つ夫れ天子は、天下の父母なり。將相は、天下の師なり。師、嚴なりと雖も、赤子、敢て以て父母

- 【四】狄公。狄青。樞密使たり。
- 【四九】狎昵。親しみ近づく。
- 【五〇】其道に反す。其仕方と反對なる仕方を爲す也。
- 【五一】郭子儀。唐の肅宗の時、河南の節度使と爲り、汾陽王に封ぜらる。
- 【五二】李光弼。唐の名將。
- 【五三】張用濟。李光弼に反對せし爲め殺さる。
- 【五四】韓門。軍門。
- 【五五】股慄。恐れをののく。
- 【五六】臨淮。光弼、臨淮王に封ぜられしを以て云ふ。
- 【五七】竦然。恐怖する貌。

を怨みず。將相、厲しと雖も、天下、敢て以て其君を咎めず。其勢、然るなり。天子は、以て人を生かすべく、以て人を殺す可し。故に天下、其生を望む。其の之を殺すに及びてや、天下曰く、「是れ天子、之を殺す」と。故に天子は、以て多く殺す可からず。人臣は、天子の法を奉ず、多く殺すと雖も、天下、怨を歸する所無し。此れ先王の天下を威懷する所以の術なり。

伏して惟ふに、太尉、天下の長久なる所以の道を思つて、而も一時の名を幸とする無かれ。至公の心を盡して、而も三軍の多言を郵ふる無かれ。夫れ天子は深仁を推して以て其心を結び、太尉は威武を厲まして以て其情を振はば、彼れ其れ天子の深仁を思つて、則ち畏れて而も怨むるに至らず、太尉の威武を思つて、則ち愛して而も驕るに至らじ。君臣の體順にして、畏愛の道立たん。太尉に非ずして吾誰にか望まんや。

韓昭文に上つりて山陵を論ずる書

昭文相公執事、洵は本布衣の書生、才、長ずる所無し。相公、察せずして、辱く之を收め、百執事の末に與らしむ。（一）平居、盛徳に仰報する所以を思へども、其所を得ず。今は、先帝新に萬國

- 【一】韓昭文云々。韓昭文は韓琦なり。昭文館學士たるを以てかく云ふ。山陵は仁宗の山陵を指す。
- 【二】昭文相公。韓琦、時に同平章事を以て昭文館學士たり。
- 【三】百執事。百官と云ふが如し。
- 【四】先帝。仁宗。
- 【五】萬國を棄つ。崩御を云ふ。

を棄て、天子始めて政事を親らす。海内耳を傾け目を側つるの秋に當りて、相公、實に社稷の柱石を先んずる莫きの臣と爲り、百世・磨せざるの功あり。伏して惟ふに相公將に何を以てか之に處せんとする。

古は天子、位に即けば、天下の政、必ず、席を安んずるに及ばずして先づ之を行ふ所の者あり。蓋し漢昭、位に即くや、百役を休息し、天下と更始す。故に其の天子たること、曾て未だ月を逾えずして、恩澤、海内に下布す。竊に惟ふに當今の事、天下の謂はゆる最も急にして天子の宜しく先づ行ふべき所の者を、輒ち敢て以て左右に告ぐ。

竊に見るに、先帝、儉徳を以て天下に臨み、位に在ること四十餘年、而も宮室游觀、増加する所無く、【三】韓薄器皿、弊陋なれども易へず。天下稱頌して、以て文景の若かざる所と爲す。今、一旦、臣下を奄棄す。而して有司、迺ち、末世の葬送の無益の費を以て先帝の休息長養せるの民を侵削し厚葬の名を【五】撥取して之に遺り以て其盛明を累はさんと欲す。故に洵以爲らく、當今の議は、薄葬に若くは莫しと。竊に聞く、頃者、【六】癸酉の赦書既に出で、郡縣、以て兵を賞する【ノ資】無く、例として皆錢を民に

- 【六】天子・英宗。
- 【七】先んずる莫し。上に立つ者無し。
- 【八】磨。磨滅。
- 【九】漢昭。漢の昭帝、武帝の少子、即位の二年、民の田租を免す。
- 【一〇】更始。一新。
- 【一一】下布。行きわたる。
- 【一二】韓。とばり。薄。簾。
- 【一三】文景。漢の文帝、及び景帝。共に恭儉の主。
- 【一四】奄棄。忽ち棄つる。崩御なり。
- 【一五】撥取。拾ひ取る也。
- 【一六】癸酉の赦書。仁宗の崩御前後に出でし大赦令なるべし。
- 【一七】貸。借る也。

皆、肯て自ら輸す莫し。是に於て、之を威すに刀鋸を以てし之を驅るに管箠を以てし國の爲めに怨を結びて僅にして之を得る者あり。小民は無知にして、國と憂を同じうすることを知らず、方に且つ【二八】狼顧して寧からず。而して山陵の一切の配率の科、又以て復た下る。計るに今、秋冬の閒を過ぎずして、海内、必ず將に騷然として自ら聊賴せざるの人あらんとす。其の百姓を愛惜する所以の者、此の如く其れ深く、而して其の身を【三三】檢して節儉する所以の者、此の如く其れ至れるなり。其平生の心を推して、其既に没するの意を計れば、則ち其の山陵を以て天下を重困するを欲せざる【三二】こと、亦已に明らけし。而るに臣下乃ち獨り此過當にして禮に逾ゆるの費を爲して、以て其平生の意に拂戻す。竊に取らざる所なり。

且つ、今の府庫の中財用餘有り一物も民に取らず公力を盡して之を爲し以て臣子の忍びざるの心を稱遂せしむとも、猶ほ且つ譏を聖人に獲ん。況んや夫の空虚にして有ること無く、一金以上は、民に取るに非ずんば則ち獲ざるをや。而も冒行して顧みず、以て近世の中を失ふの禮に循ふ。亦已に惑へり。然れども議者必ず將に以爲はんとす、古は君子、天下を以て其親に儉せず、天下の大を以てして、而も先帝の葬に足らざるは、人情に於て、順ならざる所ありと。洵亦以爲らく、然らず。今、葬を儉し

- 【二八】狼顧。前後を回顧する也。
- 【二九】配率の科。民の貧富に配當して山陵の費用を負擔せしむる也。
- 【三〇】聊賴。安んじ落ちつく也。
- 【三一】平昔。平生。
- 【三二】檢。始末する也。
- 【三三】拂戻。もとの。
- 【三四】稱遂。其心にかなふ様に其意を遂ぐる也。
- 【三五】冒行。むやみに行ふ。

て 墨子の説を用ひしめば、則ち是れ過なり。先王の禮を廢せずして、近世の無益の費を去るは、是れ過たず。子思曰く、「三日にして 殯す。凡そ身に附する者は、必ず誠
に必ず信に、之を悔ゆること有る勿からしめんのみ。三月にして葬る、凡
そ棺に附する者は、必ず誠に必ず信に、之を悔ゆること有る勿からしめんのみ」と。

古の人、由つて以て其誠信を盡す所の者は、敢て略すること有らざるなり。而して是より外なる者は則ち之を略す。昔者 華元、厚く其君を葬る。君子、以て不臣と爲す。漢文、霸陵に葬るや、木、改列せず、藏に金玉無し。天下、以て聖明と爲し、而して後世、泰山よりも安し。

故に曰く、薄葬の議を建つるに若くは莫し。上は以て先帝の恭儉の誠を遂げ、下は以て百姓の目前の患を紓くし、内は以て華元の不臣の議を解き、而して萬世の後、以て山陵の不拔の安きを固くせん。

洵竊に古者の厚葬の由を觀るに、未だ、其時君の(理)達せず。金を以て其親を地下に厚くせんと欲し、而して其臣下禁止すること能はず。僂俛して之に従ふ者に非ざるは有らず。未だ、今日の事の如く、太后至明天子至聖にして、而も有司近世の禮を信じて、遂に之を爲

- 【二六】 殯。かりもがり。尸を棺に斂め殯宮に置くなり。
- 【二九】 華元。左傳の成公二年に見ゆ。宋の文公卒し、華元等厚く之を葬る。
- 【三〇】 漢文。漢の文帝。
- 【三一】 改列。樹木を改め植うる也。
- 【三二】 藏。墓穴。
- 【三三】 僂俛。心の進まぬことを勉めて爲す也。
- 【三四】 太后。仁宗の後曹氏。

す者は有らず。是れ深く惜む可きなり。

且つ夫れ相公は既に已に 不世の功を立つ。而るに何ぞ一時の勞を愛みて、建明する所無きや。洵恐らくは、世の清議、將に其責に任ずる者あらんとするを。如し「詔敕已に行はれ、制度已に定まりたれば、不便を知ると雖も、而も復た改む可からず」と曰はば、則ち此れ又過てり。蓋し唐の太宗の高祖を葬るや、(高)九丈の墳を爲りて、漢氏の 長陵の制を用ひ、百事務めて豊厚に従はんと欲す。羣臣建議して以て不可と爲すに及びて、是に於て改めて光武の陵に従ひ、高さ六丈に過ぎず、而して事ごとに儉約す。夫れ君子の政を爲すは、其の百姓の艱難を坐視して、令を改むるの非を重んずるより、令を改めて以て百姓の急を救ふに執若ぞや。區區の心に勝へず、敢て輒ち以て告ぐ。惟だ其狂易の誅を恕せば、幸甚幸甚。

禮の論

夫れ人の情は、其の常に爲す所に安んず。故無くして其俗を變ずれば、則ち其勢、必ず従はず。聖人の始めて禮を作るや、其勢の以て之を危亡困辱す可き者に因りて、以て其心を 厭服せずして、徒に之をして其舊を去るを輕んじて吾が法に就くを樂しましめんと欲すとも、能はざるなり。故に、

- 【三五】 不世。世に希れなること。
- 【三六】 建明。申し立つる也。
- 【三七】 長陵。漢の高祖の陵。
- 【三八】 狂易。狂妄輕卒。
- 【三九】 厭服。満足して承服する也。

故無くして之をして君に事へしめ、故無くして之をして父に事へしめ、故無くして之をして兄に事へしむとも、彼は其初め、今の人の君父兄に之れ事へずんば則ち不可なることを知るが如きに非ざるなり。而るに遂に翻然として以て吾に従ふは、吾、恥を以て其心を厭服すればなり。

彼は吾が君たり、彼は吾が父たり、彼は吾が兄たり。聖人曰く、「彼は吾が君父兄たり、(然ルニ此)何を以てか我に異ならんや」と。是に於て其君と其父とを坐せしめ、以て其兄に及び、而して己は其旁に立ち、且つ其前に首を俛し膝を屈めて、以て禮と爲し、而して之を拜と謂ひ、天下の人を率ゐて、之をして其君父兄を拜せしむ。夫れ故無くして之をして其君を拜せしめ、故無くして之をして其父を拜せしめ、故無くして之をして其兄を拜せしめ、則ち天下の人、將に復た嗤笑して以て迂怪と爲して従はざらんとす。而して君父兄、又、以て其臣子弟の拜を得ずして徒に其君父兄たる可からず。是に於て、聖人なる者、又、術あり、以て其心を厭服して、之をして肯て其君父兄を拜せしむ。然らば則ち聖人なる者果して何の術ぞや。之を恥ぢしむるのみ。

古の聖人、禮を以て天下の民を治めんと 將欲す。故に先づ自ら其身を治め、天下をして皆其言を信じて「此人や、其言此の如し、是れ必ず是の如くならざる可からざるなり」と曰はしむ。故に聖人曰く、「天下に、其君父兄を拜せざる者あらば、吾、之と齒せじ」と。而して天下の人亦曰く、「彼將

- 【二】 翻然。心をひるがへす貌。
- 【三】 迂怪。迂遠奇怪。
- 【四】 將欲。希望する也。

に我と齒せざらんとす」と。是に於て相率ゐて以て其君父兄を拜して、以て聖人に齒せられんことを求む。

然りと雖も、彼の聖人なる者、必ず、天下の其君父兄を拜せんことを欲するは、何ぞや。其微權なり。彼は吾が君たり、彼は吾が父たり、彼は吾が兄たるも、聖人の拜、世に用ひられずして、吾、之と皆此に坐し、皆此に立ち、肩を比べて此に行けば、以て異なること無きなり。吾、一旦にして怒らば、手を奮ひ、挺を擧げて之を搏逐して可なり。何となれば則ち彼は其心に常に以て我が 儕と爲し、其の吾に異なることを見ざればなり。

聖人は、人の逸に安んじて勞に苦しむを知る。故に貴者をして逸して賤者をして勞せしむ。且つ又、坐の逸たり而して立ち且つ拜する者の勞たるを知る。故に其君父兄を擧げて之を上に乗せしめ、而して之をして下に立ち且つ拜せしむ。明日、彼、將に怒心に作る者あらんとするや、徐ろにして自ら之を思ひ、必ず曰

- 【五】 微權。微妙なる權道。權は秤の分銅にして、物の輕重に應じて加減する所の具なり。故に臨機的作用を云ふ。
- 【六】 挺。杖。
- 【七】 搏逐。之を打ち追つかける也。
- 【八】 儕。同等の人。
- 【九】 析。くだく也。

はん、「此れ吾、嚮に、坐せしめて之を拜し且つ其下に立ちし所の者なり。聖人、固より之をして逸せしめ、而して吾をして勞せしむ。是れ彼よりも賤しきなり。手を奮ひ挺を擧げて以て之を搏逐するは、吾が心安からず」と。木を刻みて人と爲し、朝夕にして之を拜し、他日、之を析して以て薪と爲す

すら、而も猶ほ且つ之を忌む。彼は其始めは木のみ、之を拜すれば、猶ほ且つ敢て以て薪と爲さず。故に聖人、其微權を以てして、天下をして其君父兄を尊ばしむ。而して權は又、以て人に告ぐ可からず。故に之に先んずるに恥を以てす。嗚呼、其事、此の如し。然る後、君父兄、以て其尊に安んじて今に至ることを得、今の匹夫匹婦、其君父兄を拜することを知らざるは莫し。(二然ル)乃ち曰く、「拜起坐立は禮の末なり」と。聖人の其始めの民に拜起坐立を教ふること此の如く其れ勞せることを知らざるなり。此れ聖人の慮りて易を作り以て其教を神にする所なり。

易の論

聖人の道は、禮を得て信せられ、易を得て尊ばる。之を信すれば廢す可からず、之を尊べば敢て廢せず。故に聖人の道の廢せざる所以は、禮、之が明と爲りて、易、之が幽と爲ればなり。生民の初め、貴賤無く、尊卑無く、長幼無く、畔さずして而も饑えず、蠶せずして而も寒えず、故に其民逸す。民の勞を苦しみて逸を樂しむや、水の下きに走るが若し。而して聖人なる者、獨り之が君臣(道)を爲りて、天下をして貴、賤を役せしめ、之が父子(道)を爲りて、天下をして尊、卑を役せしめ、之が兄弟(道)を爲りて、天下をして長、幼を役せしめ、蠶して而る後に衣、耕して而る後に食

- 【一】 神・神祕。
- 【二】 禮之が明云々。禮が道の明瞭にして視るべき方面となり、易が道の幽妙にして測る可からざる方面となる。

はしめ、天下(民)を率ゐて之を勞す。

一聖人の力、固より、以て天下の民の衆きに勝つに足るに非ず、而れども其の能く其樂を奪うて之に易ふるに其の苦しむ所を以てし、而して天下の民も亦遂に肯て逸を棄てて勞に即き欣然として之を戴きて以て君師と爲して其法制を遵蹈する所以は、禮則ち然らしむるなり。

- 【一】 遵蹈。遵奉履行。
- 【二】 逸死。安逸なれども死する也。
- 【三】 勞生。勞苦なれども生命を全うする也。
- 【四】 趨避。取捨。
- 【五】 天地の象。宇宙萬物の現象。
- 【六】 爻。六畫の卦の中の一畫。陰爻と陽爻とあり。
- 【七】 陰陽の變。陰陽二氣の變化。

聖人の始めて禮を作るや、其説に曰く、「天下に貴賤無く、尊卑無く、長幼無きは、是れ人の相殺すこと已むこと無きなり。耕さずして鳥獸の肉を食ひ、蠶せずして鳥獸の皮を衣るは、是れ鳥獸と人と相食むこと已むこと無きなり。貴賤あり、尊卑あり、長幼あれば、則ち人相殺さず。吾の耕す所を食うて吾の蠶する所を衣れば、則ち鳥獸と人と相食まず」と。人の生を好むや、逸よりも甚だしく、而して死を惡むや、勞よりも甚だし。聖人、其の逸死を奪うて、之に勞生を與ふ。此れ三尺の豎子と雖も、趨避する所を知る。故に、其道の天下に信せられて廢す可からざる所以は、禮、之が明と爲ればなり。然りと雖も、明なれば則ち達し易く、達し易ければ則ち衰れ、衰るれば則ち廢し易し。聖人、其道の廢して天下に亂に復るを懼るるや、然る後に易を作る。天地の象を觀て以て

- 【一】 爻を爲り、(二)陰陽の

變に通じて以て 卦を爲り、鬼神の情を考へて以て 辭を作る。之を茫茫たるに探り、之を冥冥

【九】卦。六畫を一卦と云ふ。凡べて六十四卦あり。
【一〇】辭。六十四卦三百八十四爻を説明せし辭。
【一一】冥冥。幽玄にして窺ひ難きなり。
【一二】卜筮。卜は龜の甲を焼きて占ふなり。筮は著(メトギ)を數へて占ふ也。
【一三】トは云々。トは吉凶の決を天に任せて、人之に預ること能はざる者なり。
【一四】漫にして云々。漫は平なり。ぬつべりとして、筋も何も無き者なり。
【一五】荆。木の名、楚の地、多く之を産す。
【一六】方功義弓。占方の名。方兆、功兆、義兆、弓兆。

凡そ人の信せらるる所以は、其中に測る可からざる所の者無きを以てなり。人の尊ばるるを獲る所以は、其中に窺ふ可からざる所の者あるを以てなり。是を以て禮には測る可からざる所無くして、易には窺ふ可からざる所有り。故に天下の人、聖人の道を信じて之を尊ぶ。然らずんば則ち易なる者は、豈に聖人、務めて新奇秘怪を爲して、以て後世に誇らんや。

聖人、天下の至神に因らざれば、則ち其教を施す所無し。ト筮は天下の至神なり。而してトは、天に聽きて人預らざる者なり。筮は、之を天に決して之を人に營む者なり。龜は、漫にして理無き者なり。荆を灼きて之を鑽る。方功義弓は、惟だ其の爲す所にして、人何ぞ預らん。聖人曰く、「是れ純乎たる天技のみ、技は何ぞ吾が教を施す所あらん」と。是に於て筮を取る。夫

【一七】分ちて二と爲す云々。古は著、今は筮竹の總數五十本の内、一本を除外して、之を左の小指と薬指との間に掛く、是れ太極に象るなり。餘の四十九本を二分して之を兩儀に象る。此二分したる一方を四本づつ撰す。撰とは即ち數ふる也。四本づつ數へたる餘りの數を扚(指の間)に挿む。
【一八】機權。機略權術。

れ筮の或は陽となり或は陰となる所以は、必ず自ら分ちて二と爲す。始めて一を掛くるは、吾、其の一たることを知りて之を掛くるなり。之を撰するに四を以てするは、吾、其の四たることを知りて之を撰するなり。奇を扚に歸するは、吾、其の一たり二たり三たり四たるを知りて之を撰するなり。(是レ)分ちて二と爲すや、吾、其の幾ばくたることを知りて之を分つにあらざるなり。(是レ)天なり。聖人曰く、「是れ天人參るの道なり。道は吾が教を施す所あり」と。是に於て因つて易を作り、以て天下の耳目を神にし、而して其道遂に尊くして廢せず。此れ聖人、其機權を用ひて、以て天下の心を持し、而して其道を無窮に濟すなり。

樂の論

禮の始めて作らるるや、難けれども行ひ易く、既に行はるるや、易けれども久しうし難し。天下、未だ君の君たり父の父たり兄の兄たることを知らず、而るに聖人、之が君父兄を爲る。天下、未だ以て其君父兄を異にするあらず、而るに聖人、身之れが拜起坐立を爲る。天下、未だ肯て靡然として以て我に従うて拜起坐立せず、先んずるに恥を以てす。嗚呼、其れ亦難し。

【一七】分ちて二と爲す云々。古は著、今は筮竹の總數五十本の内、一本を除外して、之を左の小指と薬指との間に掛く、是れ太極に象るなり。餘の四十九本を二分して之を兩儀に象る。此二分したる一方を四本づつ撰す。撰とは即ち數ふる也。四本づつ數へたる餘りの數を扚(指の間)に挿む。
【一八】機權。機略權術。

天下、夫の死を惡むや久し。聖人、之を招きて曰く、「來れ、吾、爾を生かさん」と。既にして其法は果して以て天下の人を生かす可し。天下の人、其嚮には此の如きの如きの危くして、今は此の如きの安きを視れば、則ち宜しく何れにか従ふべき。故に其時に當りては、難しと雖も而も行はれ易し。

既に行はるるや、天下の人、君父兄を視ること、頭足の、別白を待ちて後に識るにあらざるが如く、拜起坐立を視ること、寢食の、告語を待ちて後に從事するにあらざるが如し。然りと雖も百人之に従ひ、一人従はざれば、則ち其勢、遽に死に至ることを得ず。天下の人、其初めの禮無ければ死するを知らずして、其今の禮無けれども死に至らざるを見るや、則ち曰く、「聖人、我を欺く」と。故に其時に當りては、易しと雖も而も久しうし難し。

嗚呼、聖人の恃みて以て天下の勞逸に勝つ所以は、獨、死生の説あるのみ。死生の説、天下に信せられざれば、則ち勞逸の説、將に出でて之に勝たんす。勞逸の説勝てば、則ち聖人の權去る。

酒に、鳩あり、肉に、葷ありて、然る後、人、敢て飲食せず。藥は以て死を生かす可くして、然る

後、人、口に苦きを以て諱むことを爲さず。其鳩を去り、其葷を、徹すれば、則ち酒肉の、權、固より藥に勝る。

聖人の始めて禮を作るや、其れ亦逆め、其勢の將に必ず此の如くならんとするを知りしなり。曰く、「人に告ぐるに誠を以てし、而る後に人之を信ず。幸に今の時は、吾の以て人に告ぐる所の者、其理誠に然り、而して其事も亦然り。故に人以て信と爲す。吾は其理を知り、而して天下の人の其事を知る。(然レド)事に必ずしも然らざる者あらば、則ち吾の理は、以て天下の口を、折するに足らじ。此れ告語の、及ばざる所なり。告語の、及ばざる所は、必ず、以て之を陰に驅りて潛に率ゐるところあり」と。是に於て、之を天地の間に觀、其至神の機を得て、之を竊みて以て樂を爲る。

雨は、吾、其の萬物を濕す所以を見るなり。日は、吾、其の萬物を燥かす所以を見るなり。風は、吾、其の萬物を動かす所以を見るなり。(二〇)隱隱微微として之を雷と謂ふ者は、彼れ何の用ぞや。陰凝りて散せず、物、蹙まりて遂げざるは、雨の濕すこと能はざる所、日の燥かすこと能はざる所、風の動かすこと能はざる所、雷一たび震へば、凝る者は散じ、蹙まる者は遂ぐ。雨と曰ふ者、日と曰ふ者、風と曰ふ者は、形を以て用ひられ、雷と曰ふ者は、神を以て用ひらる。用は聲よりも神なるは莫し。故に聖人、聲に因りて以て樂を爲る。

- 【一】 別白。特別に明白にする也。
- 【二】 告語。告げ知らす也。
- 【三】 死生の説。世に君父兄弟等の秩序無きときは、争亂の結果として、人は死を免れざることあり、然るに聖人が君父兄弟等の秩序を立てて、拜起坐立を行はしめ、尊卑の分定まりしより、人は世に生活するを得るに至りし也との説。
- 【四】 勞逸の説。人は安逸を好みて勞苦を惡む者なり、然るに禮には拜起坐立等の行儀ありて安逸を得ず、故に吾は禮を行ふを欲せずとの説。
- 【五】 鳩。毒鳥。其羽を酒にひたして飲めば即死すと云ふ。
- 【六】 葷。毒草。

- 【七】 徹。徹なり。取り除く。
- 【八】 權。力。
- 【九】 折。屈服する也。
- 【一〇】 隱隱微微。雷聲。
- 【一一】 蹙まりて遂げず。屈し縮みて伸びざる也。

之が君臣父子兄弟を爲す者は禮なり。禮の及ばざる所にして、而も樂焉に及ぶ。(三)正聲、耳に入て、人、皆、君に事へ父に事へ兄に事ふるの心あり。則ち禮は固より吾が心の有する所なり。而して聖人の説、又、何に従つて信ぜざらんや。

詩の論

人の嗜欲は、之を好むこと、生よりも甚だしき有り。而して憤憾怨怒は、其死を顧みざる有り。是に於て禮の權又窮まる。

禮の法に曰く、「色を好むは爲す可からざるなり。人の臣と爲り、人の子と爲り、人の弟と爲りては、以て其君父兄を怨むること有る可からざるなり」と。天下の人をして、皆、色を好まず、皆、其君父兄を怨みざらしめば、夫れ豈に善からざらんや。人の情をして、皆泊然として思ふこと無く。(二)和易にして、優柔以て此に従事せしめば、則ち天下固より亦大いに治まらん。而れども人の情は、又、皆然ること能はず。色を好むの心、諸を其中に殴り、是非不平の氣、諸を其外に攻め、(三)炎炎として生じ、利害を顧みず、死に趨りて而る後に已む。

噫、禮の權は死生に止まる。天下の事、以て生に博ふ可き者に至らざれば、則ち人、敢て死に觸

- 【一】 正聲。正しき音樂の聲。
- 【二】 和易。やさしく、やすらかなること。
- 【三】 優柔。やさしく、柔らかなること。
- 【四】 炎炎。盛んに燃ゆる貌。
- 【五】 泊然。生命にも取り換ふる也。

れて以て吾が法に違はず。(ニ)今や、人の色を好むと、人の是非不平の心と、勃然として中に發し、以爲らく、以て生に博ふ可きなりと、而して先づ死を以て自ら其身を處すれば、則ち死生の機固より已に去る。死生の機去れば、則ち禮は權無きものたり。區區として、權無きの禮を擧げて、以て人の能はざる所を強ふれば、則ち亂益と甚だしくして禮益と敗る。

今、吾、人に告げて曰く、「必ず色を好むこと無かれ、必ず而が君父兄を怨むること無かれ」と。彼將に遂に吾が言に従つて其中心に自ら有する所の情を忘れんとするか。將に能はざらんとするなり。彼既に已に、純ら吾が法を用ふること能はざれば、將に遂に大いに棄てて吾が法を顧みざらんとす。既に已に大いに棄てて顧みざれば、則ち人の色を好むと、其君父兄を怨むの心と、將に遂に蕩然として隔限する所無からんとす。而して内を易へ妻を竊むの變と、其君父兄を弑するの禍と、必ず反つて天下に公行せん。

聖人憂へて曰く、「人の色を好むを禁じて而も淫に至り、人の其君父兄を怨むるを禁じて而も叛に至るは、患は人を責むること太だ詳かなるより生ず。色を好むを絶たずして、怨むるを禁ぜずんば、則ち彼將に反つて亂に至らざらんとす」と。故に聖人の道は、禮に嚴にして而も詩に通ず。禮に曰く、「必ず色を好むこと無かれ。必ず而が君父兄を怨むること無かれ」と。詩に曰く、「色を

- 【五】 内を易ふ。人と妻を交換する也。
- 【六】 禮に嚴にして云々。禮に於ては嚴重に之を責むれども詩に於ては寛大にして窮屈ならず。

好みて而も淫するに至らざれ、而が君父兄を怨みて而も叛くに至ること無かれ」と。嚴、以て天下の賢人を待ち、通、以て天下の中人を全くす。

吾觀るに 國風は、(一〇) 婉孌柔媚にして、卒に守るに正を以てし、色を好みて而も淫するに至らざる者なり、(二) 小雅は、悲傷 詭譎して、而も君臣の情、卒に去るに忍びず、怨みて而も叛くに至らざる者なり。

故に天下、之を觀て曰く、聖人、固より我に許すに色を好むを以てし、

而して我の吾が君父兄を怨むるを尤めざるなり。我に許すに色を好むを以てすれば、淫せずして可なり。我の吾が君父兄を怨むるを尤めざれば、則ち彼、虐を以て我を遇すと雖も、我、之を明かに譏りて明かに怨み、天下をして之を明かに知らしめば、則ち吾の怨も亦當を得ん。叛かずして可なり」と。

夫れ聖人の法に背きて、自ら淫叛の地に棄つるは、(三) 斷に非ざれば能はざるなり。斷の始めは、勝へざるに生ず。人、自ら其忿に勝へずして、然る後、忍びて其身を棄つ。故に詩の教は、人の情をして勝へざるに至らしめざるなり。夫れ橋の舟よりも安しと爲らるる所以は、橋あるを以てして言ふなり。(四) 水潦大いに至らば、橋は必ず解けん。而も舟は必ずしも敗るるに至らじ。故に舟は、橋の及ば

ざる所を濟ふ所以なり。吁、禮の權は、達し易きに窮して、而して易あり。後世の信せざるに窮して、而して樂あり。人を彊ふるに窮して、而して詩あり。吁、聖人の事を慮るや、蓋し詳かなり。

ざる所を濟ふ所以なり。吁、禮の權は、達し易きに窮して、而して易あり。後世の信せざるに窮して、而して樂あり。人を彊ふるに窮して、而して詩あり。吁、聖人の事を慮るや、蓋し詳かなり。

書經の論

風俗の變は、聖人之爲すなり。聖人、風俗の變に因りて、其權を用ふ。聖人の權、當世に用ひられて、風俗の變益々甚だしく、以て復た反る可からざるに至る。幸にして又、聖人あり、其後を承けて之を繼がば、則ち天下、以て復た治む可し。不幸にして聖人無くして、其變窮まりて、復た入る所無くば、則ち已まん。

昔者、吾嘗て古の變を觀んと欲すれども、得可からざりしなり。詩に於て 商と周とを見る、而れども詳かなり。今書を觀るに及びて、然る後、堯舜の時と、三代との相變すること此の如くの極まれるを見るなり。

堯よりして商に至るまでは、其變や、皆、聖人を得て之を承く、故に憂無し。周に至りて、天下の

- 【七】 淫、樂の度に過ぐる也。
- 【八】 中人。中等の人。
- 【九】 國風。詩の部類。
- 【一〇】 婉孌。たをやか。
- 【一一】 小雅。詩の部類。
- 【一二】 詭譎。そしる。
- 【一三】 斷に非ざれば云々。よくよくの決心に非ざれば此に至ること能はざる也。
- 【一四】 水潦大に至る。洪水を云ふ。

- 【一】 書。書經。
- 【二】 風俗の變云々。世の風俗の變化は、聖人の爲す所にして、聖人は風俗の變化によりて其權道を用ひ、聖人の權道が當世に用ひらるるに及びて、風俗の變化すること益々甚だしく、遂に舊に復すること能はざるに至るなり。若し幸にして聖人ありて其後を承け繼がば、天下を治むることを得べきも、不幸にして其後に聖人無くして、其變化は窮まりて更に變すること無きときは、其れ限りなり。
- 【三】 商。殷。
- 【四】 三代。夏殷周。

變窮まる。忠の變じて質に入り、質の變じて文に入るは、其勢便なり。夫の文の變じて而も又之を忠に反さんと欲するに及びてや、是れ猶ほ江河を移して之を山に行らんと欲するがごときなり。人の文を喜びて質と忠とを惡むや、猶ほ水の肯て下きを避けて高きに就かざるがごときなり。

彼は其始め未だ嘗て文ならず、故に忠質にして而も辭せず。今、吾日に之に食はしむるに、太牢を以てして、而して之をして復た其菽を茹はしめんと欲せんや。嗚呼、其後、聖人無くして、其變窮まりて、復た入る所無くんば、則ち已まん。

周の後にして王無きは、固よりなり。其始めの其風俗を制するや、固より、其後の者の爲めに計る容からざるなり。而して又適に聖人に値はず。固よりなり、後の王者無きや。

堯の時に當りて、天下を擧げて、之を舜に授く。舜は堯の天下を得て、又之を禹に授く。堯の未だ天下を舜に授けざるに方りてや、天下、未だ嘗て此の如きの事あるを聞かず。度るに其當時の民、以て大いに怪しと爲さざるは莫かりしなり。然るに、則ち舜と禹とは、受けて之に居り、安

【五】忠云々。古代は人々天性の正直にして心一筋なる忠を貴びしが、商の時代に至りて、之が變じて質朴なる風俗となり、周の時代に至りては此質朴なる風俗が一轉して、華やかなる文の風俗に入りたり。是れ皆世間の自然の趨勢也。

【六】太牢。牛羊豕の料理。

【七】菽。豆類。蔬食を云ふ。

【八】其始めの云々。始めに其風俗を制定する時に於て、固より後世の爲めまでも計畫したるにはあらず。而して其後聖人に遇はざるが故に、變じて他の風俗に入ること無く、即ち遂に其變窮まりて復た入る所無きに至りしなり。(此一節文理明暢ならず、故に頼山陽は、脱誤ありと爲す)

【九】度。推し量り見る。

【一〇】則。一本には而に作る、從ふべし。

然として、(一)天下は固より其の有する所にして、其祖宗既に己に之を爲し、數十世を累ぬる者の若し。未だ嘗て其民と與に、其の當に天下を得べき所以の故を道はざるなり。又、未だ嘗て之を悦ばしむるに利を以てし、而して之を閉するに丹朱、商均の不肖を以てせざるなり。其意以爲らく、天下の民、我を以て、當に此位に在るべしと爲すなり、則ち亦、天を援きて以て之を、神にし己を譽めて以て之を固くするを俟たざるなりと。

湯の桀を伐つや、(二)囂囂然として、其罪を數へて以て人に告ぐ。「彼罪あり、我之を伐つは宜なり」と曰ふが如し。既にして又、天下の民の己を悦ばざるを懼るるや、則ち又囂囂然として、言を以て之を柔らげて曰く、「(三)萬方、罪あらば、予一人に在り。予一人、罪あらば、爾萬方を以てする無からん」と。我は是の如くにして爾が君と爲る、爾、以て我に許す可し」と曰ふが如きのみ。吁、亦、既に薄し。

武王に至りて、又自ら、「其先祖父、皆、顯功あり、既に己に命を受けて而も死し、其大業、

- 【一】天下は固より云々。天下は初めより自分の物にして、其祖先が己に天子となり、其以來數十世を経たるが如く、平氣にして其位に居り、人民に對して己が當然天下を得べき理由をも語りたること無く、利を以て人民の歡心を求めたること無く、先帝の子たる丹朱商均の不肖なることを言ひ立てて、人民の心が丹朱商均を離れて自分に向はしめんとしたる事も無し。丹朱は堯の子、商均は舜の子。
- 【二】神。神祕。
- 【三】囂囂。口喧しき貌。
- 【四】萬方云々。萬方の人民若し罪あらば、其責任は予一人に在り、予一人若し罪あるとも、萬方の人民は之に與かること無し。
- 【五】薄し。徳の薄き也。
- 【六】顯功。顯著なる功。
- 【七】命を受けて而も死す。天命を受けて君位に登るべきを不幸にして死せし也。

克く終へず。今、我、其志を奉承し、兵を擧げて東征す。而して東國の士女、東帛して以て我を迎へ、紂の兵、(二六)戈を倒まに以て我を納る」と言ふ。吁、又、甚だし、吾が家の當に天子と爲るべきこと久し、此の如きか民の我が速に商に入らんことを欲するや」と曰ふが如し。

(二五) 伊尹の商に在るや、(二六) 周公の周に在るが如きなり。伊尹は位を攝すること三年、而して一言して以て自ら(二七) 解する無し。周公は之が爲めに紛紛乎として、自ら其の(二八) 黨に非ざるを(二九) 疏するに急なり。

夫れ固より風俗の變に由りて、而る後其權を用ひ、權用ひられて風俗成り、吾安坐して之を鎮す。(ドモ) 夫れ孰か風俗の變じて復た反らざるを知らんや。

春秋の論

賞罰は天下の公なり、是非は一人の私なり。位の在る所なれば、則ち聖人、其權を以て天下の公を爲し、而して天下以て懲り以て勸む。道の在る所なれば、則ち聖人、其權を以て一人の私を爲し、而して天下以て榮とし以て辱とす。

- 【二六】 伊尹。其君太甲の不徳なるを以て之を桐宮に放ち、已阿衡の官に居りて政を攝すること三年なり。
- 【二七】 周公。成王幼少なるを以て政を攝す。
- 【二八】 黨。辯解。
- 【二九】 疏。辯疏。
- 【三〇】 天下の公。賞罰。
- 【三一】 一人の私。是非。

周の衰ふるや、位は夫子に在らざれど、道は在り。夫子、其權を以て天下を是非して可なり。而るに春秋は、(一) 人の功を賞し、(二) 人の罪を赦し、(三) 人の族を去り、(四) 人の國を絶ち、(五) 人の爵を貶す。諸侯にして或は其(六) 名を書し、大夫にして或は其(七) 字を書す。(八) 惟れ其法ならず、惟れ其意なり。徒に「此は是非」と曰はずして、而も賞罰加はるなり。則ち夫子、固より「我は以て人を賞罰す可し」と曰ふなり。

- 【一】 夫子。孔子。
- 【二】 權。權能。
- 【三】 人の功を賞す。齊の桓公の召陵の盟、又は晉の文公の城濮の戰などの書法を云ふ。
- 【四】 人の罪を赦す。齊の桓公の項國を滅ぼししとき、桓公の名を出さざりしが如きを云ふ。
- 【五】 人の族を去る。氏族を書せずして名のみを書す。
- 【六】 人の國を絶つ。邾の黒肱が魯に來奔せしを、ただ黒肱とのみ書して其國を書せざる類なり。
- 【七】 人の爵を貶す。齊侯の山

人を賞罰するは、天子諸侯の事なり。夫子は、天下の諸侯・大夫の天子諸侯の事を(一) 僭するを病へて、春秋を作る、而して己は則ち之を爲さば、其れ何を以てか天下を責めん。位は公なり、道は私なり。私は公に勝たず、則ち道は位に勝たず。位の權は、以て賞罰することを得。而して道の權は、是非するに過ぎず。道は我に在れども、而も位有る者の事を爲すことを得ず。則ち天下皆、位の僭す可からざるや此の如し」と曰はん。(二) 然らずんば、天下其れ誰か「道は我

- 【一】 僭。分に踰ゆる也。
- 【二】 然らずんば云々。若し然らずして有位者の事を爲すときは、天下の人のいづれも、道は我に在りといひて、身分を越えて賞罰を爲さんとするに至るべし。然るときは、道は位の害物なり。

に在り」と曰はざらん。則ち是れ道は位の賊なり。

(之ヲ辯解) 曰く、夫子は豈に誠に之を賞罰せんや、徒に「之を賞罰せん」と曰ふのみ。庸何傷まんと。

(ズル者) 曰く、我は君に非ず、吏に非ず、塗の人を執らへて之に告げて、「某は善を爲せり、某は惡

を爲せり」と曰ふは、可なり。之に繼いで「某は善を爲せり、吾、之を賞す。某は惡を爲せり、吾之

を誅す」と曰はば、則ち人、我を笑はざる者あらんや。夫子の賞罰は、何を以て此に異ならん。然ら

ば則ち何を以て夫子と爲すに足らん。何を以て春秋と爲すに足らん。

(之ニ答) 曰く、夫子の春秋を作るや、孔氏の書と曰ふに非ざるなり。又、

我の作と曰ふに非ざるなり。賞罰の權、以て自ら與へざるなり。曰く、「此

れ魯の書なり、魯、之を作るなり。善ありて之を賞するは、曰く、「魯、之

を賞するなり。惡ありて之を罰するは、曰く、「魯、之を罰するなり」と。

何を以てか之を知る。曰く、夫子、易に(註解ノ)繋けて之を繋辭と謂ひ、孝を言ひて之を孝經と謂ふ

は、皆、自ら之を名づくるなり、則ち夫子、之を私とするなり。而して 春秋は、魯の史に名づく

る所以にして、夫子、(之)託するなり、則ち夫子之を公にするなり。之を公にするに魯史の名を以てす

れば、則ち賞罰の權は固より魯に在るなり。春秋の賞罰、魯よりして天下に及ぶは、天子の權なり。魯の賞罰は境を出でず。而るに天子の權を

【五】塗の人。往來の人。
【六】春秋。本と魯國の史記の名なり。

以て之に與ふるは何ぞや。(答へ) 曰く、天子の權は周に在り。夫子、已むを得ずして、以て魯に與ふるなり。武王の崩するや、天子の位は、當に成王に在るべし。成王幼なり。周公以爲らく、天下は以て賞罰無かる可からずと。故に已むを得ずして天子の位を攝し、以て天下を賞罰し、以て周室を存す。周の 東遷するや、天子の權は當に平王に在るべし。平王昏亂なり。故に夫子亦曰く、「天下は以て賞罰無かる可からず。而して魯は周公の國なり。魯の地に居る者、宜しく周公の如く已むを得ずして天子の權を假り、以て天下を賞罰して、以て周室を尊ぶべし」と。故に天子の權を以て之に與ふるなり。

(問ウテ) 然らば則ち天子の權を假るは、宜しく如何すべき。(答へ) 曰く、(二)

齊桓・晉文の如くにして可なり。

(難ジテ) 夫子、魯の齊桓・晉文の如くならんことを欲して、而も遂に天子

の權を以て齊晉に與へざるは何ぞや。(答へ) 齊桓・晉文は、陽に周を尊ぶまねして、實は、其國を富彊

にせんと欲す。故に夫子、其事に與して、其心に與せず。周公は、心、王室に存す。其子孫繼ぐこと

能はずと雖も、而も夫子、周公を思うて、其の天子の權を假りて以て天下を賞罰するを許す。其意に

曰く、「周公の心ありて、然る後、以て桓文の事を行ふ可し」と。此れ其の齊晉に與へずして魯に與ふる所以なり。

【一】東遷。周の平王、西戎に逼られて、東都洛陽に遷る。
【二】齊桓・晉文。齊の桓公、晉の文公。五霸の二にして、天下の盟主となり、天子に代りて政を爲しし人なり。

夫子も亦、魯君の才の以て周公の事を行ふに足らざるを知る。顧ふに其心に以爲らく、今の天下、周公無し、故に此に至ると。是故に天子の權を以て其子孫に與ふるは、周公を思ふの意を見はす所以なり。

吾、春秋の法を觀るに、皆、周公の法にして、而して、又、内を詳かにして外を略す。此れ其意、魯の周公の爲す所に法り且つ先づ自ら治めて後に人を治めんと欲するや、明らけし。夫子、禮樂征伐の諸侯より出づるを歎す。而るに、田常、其君を弑するや、則ち沐浴して、討せんと請ふ。然らば則ち天子の權を、夫子固より明かに以て魯に與ふるなり。

子貢の徒、夫子の意に達せず。經を續ぎて、「孔丘卒す」と書す。夫子は既に、老を告ぐ。大夫、老を告げて卒するは書せず。而るに夫子をば獨り書す。夫子、春秋を作りて、以て天下に公にす。而るに豈に一孔丘に私せんや。嗚呼、夫子は以て魯國の書と爲し、而して子貢の徒は以て孔氏の書と爲すなるか。

遷固の史は、是非ありて賞罰無し。彼も亦史臣の體、宜しく爾るべきなり。後の夫子に效うて春秋を作る者は、吾惑ふ。春秋は天子の權あり。

り。天下、君あれば、則ち春秋は當に作るべからず。天下、君無ければ、則ち天子の權を、吾、其れ誰に與ふるを知らず。天下の人、烏んぞ周公の後の與ふ可きが如き者あらん。之に與へて、其人を得ざれば、則ち亂なり。人に與へずして自ら與ふれば、則ち僭なり。人に與へず、自ら與へずして、與ふる所無ければ、則ち散なり。嗚呼、後の春秋は、亂か、僭か、散か。

【一九】 内を詳にして云々。魯國內の事は詳かに書して、外國の事は簡略なり。

【二〇】 田常云々。論語憲問篇に見ゆ。陳成子（即ち田常）齊の簡公を弑せしとき、孔子沐浴して朝し、哀公に告げて曰く、陳恆、其君を弑す、請ふ之を伐たんと。

【二一】 經を續ぐ。春秋の經は哀公十四年に終る。孔子の弟子の子貢の徒、其後を續けて經文を書す。十六年に「孔子卒す」の文あり。

【二二】 老を告ぐ。退隱する也。

【二三】 遷固の史。司馬遷の史記、班固の漢書。

【二四】 後の云々。或は云はく、吳越春秋、蜀漢春秋の類なりと。或は云はく、陸賈の楚漢春秋、司馬彪の九州春秋の類なりと。或は又以て王通の元經なりと爲す。

卷の十六

蘇洵明允著

史の論上

史は何の爲めにして作るや。其れ憂ふるあればなり。何をか憂ふるや。小人を憂ふるなり。何に由りてか之を知る。其名を以て之を知る。楚の史を檮杌と曰ふ。檮杌とは、四凶の一なり。君子は褒を待つて勸められず、貶を待つて懲されず。然らば則ち史の懲勸する所の者は、獨り小人のみ。仲尼の志は大なり、故に其憂は愈々大なり。憂愈々大なり、故に其作愈々大なり。是を以て史に因り、經を脩む。之を卒へて其效を論ずる者は、必ず曰く、「亂臣賊子懼る」と。是に由つて、史と經とは皆小人を憂へて作らるるを知る。其義は一なり。其義は一にして、其體は二

- 【一】檮杌。本來惡獸の名なり。左傳の文公十八年に、顛項に不才の子あり、教訓す可からず、語言を知らず、頑嚚にして、明德を傲狠し、以て天下を亂る、天下の民之を檮杌と曰ふとあり。
- 【二】四凶。四人の惡人。
- 【三】經。春秋を云ふ。
- 【四】之を卒へて。結局。
- 【五】亂臣云々。孟子の滕文公下に、孔子、春秋を作りて、亂臣賊子懼るとあり。
- 【六】義。意義。
- 【七】體。體裁。

なり。故に史と曰ひ、經と曰ふ。大凡、文の用は四あり、事以て之を實にし、詞以て之を章にし、道以て之を通じ、法以て之を檢す。此れ經史の兼ねて之を有する所の者なり。然りと雖も、經は道と法とを以て勝り、史は事と詞とを以て勝る。經は史を得ざれば、以て其褒貶を證する無く、史は經を得ざれば、以て其輕重を酌る無し。經は一代の實錄に非ず、史は萬世の常法に非ず、體は相沿はざれども、用は實に相資く。夫れ易・禮・樂・詩・書は、聖人の道と法とを言ふこと詳かなり。然れども之を行事に、驗せず。仲尼、後世是を以て聖人の私言と爲すを懼る。故に赴告、策書に因りて以て春秋を修め、善を旌はして惡を懲す。此れ經の道なり。猶ほ、後世以て己の臆斷と爲すを懼る。故に周禮に本づきて以て凡と爲す。此れ經の法なり。事に至りては則ち其略を擧げ、詞は則ち簡を務む。吾故に曰く、經は道と法とを以て勝ると。史は則ち然らず、事は既に曲詳に、詞も亦夸耀に、謂はゆる褒貶は、論贊の外、幾ばくも無し。吾故に曰く、史は事と詞とを以て勝ると。

- 【八】文の用云々。文の運用に四種あり、即ち一は事實を正確に記する也。二は辭章を修飾して記するなり。三は道理を詳かにして義理に達するなり。四は禮法によりて事迹を檢束する也。
- 【九】體は云々。記録の體裁は同じからざれども、其功用は互に相助くる也。
- 【一〇】驗。驗と同じ。實驗する也。
- 【一一】赴告。赴は計と同じ、褒を告ぐるなり。
- 【一二】策書。公式の書き物。
- 【一三】臆斷。臆説によりての斷定。
- 【一四】周禮云々。周禮は周室の禮法を載せたる書。孔子は之に本づきて凡例を作る。
- 【一五】曲詳。委曲詳細。
- 【一六】夸耀。はてやか。

後人をして史を知らずして經を觀しめば、則ち褒する所、其善狀を見る莫く、貶する所、其惡實を聞かざらん。吾故に曰く、經は史を得ざれば、以て其褒貶を證する莫しと。後人をして經に通せずして史を傳へ(記)しめば、則ち稱謂は法る所を知らず、懲勸は沮む所を知らざらん。吾故に曰く、史は經を得ざれば、以て其輕重を酌ること無しと。經は或は偽赴に従つて書し、或は隱諱して書せず。此の若き者衆し。皆、教に適ふのみ。吾故に曰く、經は一代の實録に非ずと。

史の一紀一世家一傳は、其間、美惡得失、固より、一二を以て數ふべからず。則ち其論贊の數十百言の中、安んぞ能く事ごとに之が褒貶を爲して、天下の人をして、動くに法る所あること春秋の如くならしめんや。吾故に曰く、史は萬世の常法に非ずと。

夫れ規矩準繩は、器を制する所以なり。器は(規矩準繩)待つて正しき所の者なり。然り而して器を得ざれば、則ち規も其圓を效す所無く、矩も其方を用ふる所無く、準も其平を施す所無く、繩も其直を描く所無し。史は經を待ちて正しく、史を得ざれば則ち經晦し。吾故に曰く、體は相沿はざれども、用は實に相資く。

噫、一規一矩一準一繩は、以て萬器を制するに足る。後の人、其れ務めて遷固の實録を希うて可なり。慎みて、王通、陸長源が輩の器焉然として、冗に且つ儲なるが若き無くんば則ち善し。

史の論中

遷固の史は、事と辭とを以て勝ると雖も、然れども亦道と法とを兼ねて之を有す。故に時に仲尼の遺意を得たり。吾、今、其書を擇ぶに、文を以て曉る可からずして而も意を以て達す可き者四あり。悉く之を顯白せん。

其一に曰く、隱にして彰なり。其二に曰く、直にして寛なり。其三に曰く、簡にして明なり。其四に曰く、微にして切なり。

遷の、廉頗を傳するや、闕於を扱ふを議するの失をば載せず、之を趙奢の傳に見はす。酈食其を傳するや、汗出でて背に洽きの恥をば載せず、之を王陵せず、之を留侯の傳に見はす。固の、周勃を傳するや、和親を議するの疏をば載せず、之を匈奴の傳に見はす。夫れ頗、食の傳に見はす。董仲舒を傳するや、和親を議するの疏をば載せず、之を匈奴の傳に見はす。夫れ頗、食

- 【一】 王通。隋の大儒、字は仲淹、即ち文中子、春秋に法りて元經を著す。
- 【二】 陸長源。唐の人、字は泳、唐春秋を著す。
- 【三】 冗。むだ事多き也。
- 【四】 儲。研究するの義。
- 【五】 隱にして彰。隠れてありながら彰はる。
- 【六】 微。微細。
- 【七】 切。切實。
- 【八】 關於云々。秦が韓を伐ちて背に軍したるとき、趙王之
- 【九】 楚の權を撓ますを謀るの謬をば載せず、之を王陵
- 【一〇】 汗出でて背に洽きの恥をば載せず、之を王陵
- 【一一】 決獄及び錢穀の出入を以て
- 【一二】 勃皆知らずと謝し、汗出
- 【一三】 以て背に洽れし。

- 【一七】 善狀。善き狀態。
- 【一八】 惡實。惡き事實。
- 【一九】 稱謂。善惡を表示する名目。
- 【二〇】 偽赴。偽りの報告。
- 【二一】 動く。行動する也。
- 【二二】 規。ぶんなまはし、矩。曲り金。準。水もり。繩。墨繩。
- 【二三】 遷固の實録。史記、漢書を云ふ。

其勃仲舒は、皆、功十にして過一なる者なり。苟くも一を列して以て十を疵つけば、後の庸人、必ず曰はん、「智なることは廉頗の如く、辯なることは酈食其の如く、忠なることは周勃の如く、賢なることは董仲舒の如くにして、而も十功、一過を贖ふこと能はず」と。則ち將に其難きを苦しみて怠らんとす。是故に本傳に之を晦まして、他傳に之を發す。則ち其の善に與するや、亦隱にして彰ならずや。

遷の・蘇秦を論するや、其智人に過ぐるを稱して、獨、惡聲のみを蒙らしめず。(一〇)北宮伯子を論するや、其の人を愛する長者なるを多しとす。

固の・張湯を贊するや、其の賢を推し善を揚ぐるに與し、酷吏を贊するや、人ごとに褒むる所あり、獨其惡を暴はすのみにあらず。夫れ秦伯子、湯、酷吏は、皆、過十にして功一なる者なり。苟くも十を擧げて以て一を廢せば、後の凶人、必ず曰はん、「蘇秦北宮伯子張湯酷吏は、善ありと雖も、錄せられず。吾復た何をか望まんや」と。是れ其、自ら新にするの路を窺ぎて、其の惡を肆にするの志を堅くする者なり。故に傳に於て之を詳かにし、論に於て贊に於て復た之を明かにす。則ち其の惡を懲らすや、亦直にして寬ならずや。

遷の十二諸侯を、表するや、魯を首にして吳に訖るまで、實に十三國なり。而して越は與らず。夫れ十二を以て篇に名づけ、而るに國を載すること十三なるは、何ぞや。吳を數へざるなり。皆諸侯のみ、(一)獨り吳を數へざるは、何ぞや。(二)夷禮を用ふればなり。數へずして而も之を載するは、何ぞや。(三)周の裔にして、上國に霸盟すればなり。春秋に、「哀七年、公、吳に鄆に會す」と書し、「十二年、公、吳に橐臯に會す」と書し、「十三年、公、晉侯及び吳子に黃池に會す」と書す。此れ其の、數へずと雖も而も猶ほ載せらるるを獲る所以なり。越の若きは、南夷に、區區として、豺狼狐狸と與に居り、中國の會盟に與りて以て、華風を觀ず、而して、夷俗の名を用ひて以て赴ぐ。故に君子、其自ら稱するに即きて以て之を罪す。春秋に、「定五年、於越、吳に入る」と書し、「十四年、於越、吳を檣李に敗る」と書し、「哀十三年、於越、吳に入る」と書す。此れ春秋の之を、夷狄畜する所以なり。苟くも遷擧げて之を諸侯の末に措かば、則ち、西戎獫狁も亦或は其間を庶はん。是を以て絶つて之を棄て、將に後の人君をして之を觀て、「中國の禮樂を知らずんば、句踐の賢と雖も、猶ほ絶と棄とを免れず」と曰はしめんとす。則ち其の夷を賤しむや、亦簡にして明ならずや。

夫れ十二を以て篇に名づけ、而るに國を載すること十三なるは、何ぞや。吳を數へざるなり。皆諸侯のみ、(一)獨り吳を數へざるは、何ぞや。(二)夷禮を用ふればなり。數へずして而も之を載するは、何ぞや。(三)周の裔にして、上國に霸盟すればなり。春秋に、「哀七年、公、吳に鄆に會す」と書し、「十二年、公、吳に橐臯に會す」と書し、「十三年、公、晉侯及び吳子に黃池に會す」と書す。此れ其の、數へずと雖も而も猶ほ載せらるるを獲る所以なり。越の若きは、南夷に、區區として、豺狼狐狸と與に居り、中國の會盟に與りて以て、華風を觀ず、而して、夷俗の名を用ひて以て赴ぐ。故に君子、其自ら稱するに即きて以て之を罪す。春秋に、「定五年、於越、吳に入る」と書し、「十四年、於越、吳を檣李に敗る」と書し、「哀十三年、於越、吳に入る」と書す。此れ春秋の之を、夷狄畜する所以なり。苟くも遷擧げて之を諸侯の末に措かば、則ち、西戎獫狁も亦或は其間を庶はん。是を以て絶つて之を棄て、將に後の人君をして之を觀て、「中國の禮樂を知らずんば、句踐の賢と雖も、猶ほ絶と棄とを免れず」と曰はしめんとす。則ち其の夷を賤しむや、亦簡にして明ならずや。

【一】夷禮。夷狄の禮。
【二】周の裔。吳は周の太王の長子なる泰伯の後裔なり。
【三】上國云々。吳王夫差、霸となり、中國の盟に與りしな云ふ。
【四】區區。こせこせと縮こまり居ること。
【五】華風。中國の文明の風。
【六】夷俗の名。越人、自ら其國を稱するに、於字を冠して於越と云ふ。故に夷俗の名と曰ふ。
【七】夷狄畜。夷狄として取り扱ふ。
【八】西戎獫狁。皆夷狄の名。
【九】固の表。漢書に八表あり、異姓諸侯王表、諸侯王表、王子侯表、高惠高后孝文功臣表、景武昭宣元成哀功臣表、外戚

士の某王、若しくは侯某」と曰ふ。或は功臣外戚は、則ち其姓を加ふ。而して首に之を目して「號諡姓名」と曰ふは、此れ異姓列侯の例なり。諸侯王は其目、號諡に止まる。豈に其尊きを以ての故に、之を「名」と曰はざるか。之を「名」と曰はずして而も實は之を名いふは、豈に名いはざれば則ち著はれざるを以てか。此れ同姓の諸侯王の例なり。王子侯は其目、二と爲る。上は則ち「號諡名」と曰ひ、之を名いひて、而して之を「名」と曰ふは、一等を殺ぐなり。此れ同姓列侯の例なり。其下に及びては、則ち「號諡姓名」と曰ふ。夫れ同姓列侯を以てして而も之を異姓の例に加ふるは、何ぞや。其故を察するに、蓋し元始の間、王莽、僞りて宗室を褒して之を封せし者なり、天子の親を親しみて之を封せし者に非ざるなり。宗室を、天子（之）封すること能はずして、王莽をして之を封せしむ。故に異姓の例に従ふ。亦、天子の共同性を有すること能はざるを示すなり。將に後の人君をして之を觀て、權の臣に歸するや、同姓と雖も有すること能はず、名器は、誠に人に假す可からず」と曰はしめんとす。則ち其の僭を防ぐや、亦微にして切ならずや。

- 【一】 恩澤侯表、百官公卿表、古今人表なり。
- 【二】 首に之を目して云々。漢書の表の首欄の目中に、異姓諸侯には、號諡姓名と云ひ、諸侯王には、號諡と曰ひ、王子侯には、號諡名と曰ひたるものと號諡姓名と云ひたるものと二種あるを云ふ。
- 【三】 諸侯王云々。諸侯王には、表の首欄の目中に、ただ號諡とのみ曰ひて、號諡名と曰はざれば、名を表中に書せざるべき筈なれども、表中に名を書せるは、名を書せざれば、其人の明かならざるを以てなり。
- 【四】 一等を殺ぐ。一等を降す。
- 【五】 元始。漢の平帝の年號。
- 【六】 名器。爵號、車服。此兩者は、天子之を專有して、妄に人臣に貸す可からず。

噫、隱にして彰なれば、則ち後人、善を爲すの利を得るを樂しむ。直にして寬なれば、則ち後人、過を悔ゆるの漸あるを知る。簡にして明なれば、則ち人君、中國の禮義の貴きものたるを知る。微にして切なれば、則ち人君、疆臣の專制の患たるを知る。力を用ふることに寡くして、功を成すこと博し。其の能く春秋の繼と爲りて、後の史をして及ぶ無からしむる者は、是を以てなるかな。

史の論下

或るひと問ふ、子の史を論ずる、仲尼遷固の潛法隱義を、鉤抉したるは善し。仲尼は則ち吾が評す可き所に非ず。吾惟だ意ふ、遷固は聖人に非ず、其れ能く仲尼の一も指す可きの失無きが如くならんや。
（答へ）曰く、遷は雜説を喜び、道の可否する所を顧みず。固は諛僞を貴び、死義を賤しむ。大なる者は此既に陳議せり。又、寸量銖稱以て其失を摘せんと欲せば、則ち煩にして擧ぐ可からず。今、姑く、爾に其尤も大にして彰明なる者を告げん。
遷の辭は、淳健簡直にして、一家と稱するに足れり。而るに乃ち六經傳記を裂取して、其間に雜へ、

- 【一】 過失を悔い改むるなり。
- 【二】 繼。後繼。
- 【三】 潛法隱義。潛みたる法則。隠れたる意義。
- 【四】 鉤抉。鉤校剔抉して遺さざる也。
- 【五】 諛僞。阿諛詐僞。
- 【六】 死義。義の爲めに死する也。
- 【七】 寸量銖稱。一寸の短き處まで測量し、一銖の僅なる重さまで秤にかけて見るなり。
- 【八】 失。過失。
- 【九】 摘。摘發。

以て其體を破碎 汨亂す。五帝三代の紀には、尙書の文多し。齊魯晉楚宋衛陳鄭吳越の世家には、左傳國語の文多し。孔子世家仲尼弟子傳には、論語の文多し。夫れ尙書左傳國語論語の文は、善ならざるに非ざるなり。之を雜ふれば則ち善ならざるなり。今夫れ 繡繪錦黻は、衣服の美を窮むる者なり。尺寸にして之を割き、錯へて之を 繡し、以て服と爲せば、則ち 繡繪にも之れ若かず、遷の書は、乃ち是に類する無からんや。其 自敘に曰く、「(三) 談は太史公たり。又曰く、「(四) 太史公、李陵の禍に遭ふ」と。是れ父と稱を異にする無きなり。先儒反つて謂ふ、「固が、彪の名を没するは、遷が美を談に譲るに如かず」と。吾は知らず、遷が紀に於て、表に於て、書に於て、世家に於て、列傳に於て、謂はゆる太史公とは、果して其の父なるか、抑も其身なるか。此れ遷の失なり。固、漢の創業より 麟止に至るの閒を贊するや、遷の論を襲踏して、以て其書を足すもの過半なり。且つ賢を褒し不肖を貶するは、誠に己の意なり。己の意を書して己みなん。今、又、他人の言を 剽して以て之を足す。彼既に言へり。申ねて之を言ふとも、何の益あらん。其の遷と揚雄とを傳するに及びては、皆、

- 【八】 汨亂。みだす。
- 【九】 繡。ぬひとり。繪。采色せる服地。錦。にしき。黻。絞。
- 【一〇】 初。繼ぎ合はず也。
- 【一一】 繡繪。ふとおりつむぎ。
- 【一二】 自敘。史記の太史公自序をいふ。
- 【一三】 談。司馬遷の父。司馬談。
- 【一四】 太史公。これは司馬遷なり。李陵が匈奴と戦つて敗れて之に降りしとき、司馬遷、李陵が爲めに辯解せしため、罪を得たり。
- 【一五】 彪。班固の父、班彪。
- 【一六】 麟止。漢の武帝が雍に於て白麟を獲たることあり、司馬遷、史記を書して筆を此に止む。故にかく云ふ。
- 【一七】 剽。ぬすむ。

其自敘を取り、(二) 屠屠然として、曲に其世系を記す。固、(二) 他載に於て、豈に是の若く備はらんや。彼の遷と雄との自ら敘するは、可なるのみ。之に因るは非なり。此れ固の失なり。或るひと曰く、遷固の失は既に爾り。遷固の後、史を爲る者多し。(三) 范曄、(三) 陳壽は實に巨擘なり。然れども亦失ありや。(答へ) 曰く、烏んぞ免れんや。曄の史の傳、酷吏宦者列女獨行の若きは、多く其人を失ふ。閑尤も甚だしき者は、董宣は、忠毅を以て、之を酷吏に 概し、鄭衆・呂強は、廉明直諫を以て、之を宦者に概し、蔡琰は、恥を忍び胡に妻たるを以て、之を列女に概し、李善・王忱は、深仁厚義を以て、之を獨行に概す。夫の 前書に張湯をば酷吏に載せず。(五) 史記に姚杜・仇趙の徒をば遊俠に載せざると(相去ル) 遠し。又、其是非、頗る聖人と異なり。(三) 寶武・何進を論ずれば、則ち戒むるに 宋襄の天に違ふを以てし、西域を論ずれば、則ち張騫・班勇の(西域ニ使)佛書を遺し(ヲ持チ歸)

- 【一八】 屠屠然。くだくだしく詳かなる貌。
- 【一九】 他載。他の記載。
- 【二〇】 范曄。後漢書を著す。
- 【二一】 陳壽。晉の人、三國志を著す。
- 【二二】 巨擘。大指。重立ちたる者。
- 【二三】 概。一概に傳を合はすなり。
- 【二四】 前書。前漢書。
- 【二五】 史記に云々。遊俠傳に、北道の姚氏、西道の諸杜、南道の仇景、東道の趙佗父子、南陽の趙調の徒の若きに至りては、此れ盜跖の民間に居る者。
- 【二六】 寶武云々。寶武、何進は後漢の末に宦官を誅せんとして、反つて之に死せり。其傳の論に、宋の襄公が天に違ふが爲めに戦ひに敗れしことを引きて之を非とせり。
- 【二七】 宋襄云々。左傳の僖公二十二年、楚人、宋を伐ち、以て鄭を救ふ。宋公、將に戦はんとす。大司馬固諫めて曰く、天の商を棄つること久し、君將に之を興さんとせば、赦さる可からざらんのみと。聽かず。遂に戦つて敗績す。

しを惜む。是れ、相將の苟くも免れて「天に順ふ」と以爲ふを欲するか、中國、聖人に叛きて以て

戎神を奉ずる(チ欲)か。此れ曄の失なり。

壽の三國を志するや、魏を紀として吳蜀を傳とす。夫れ三國は鼎立して帝と稱す。魏の吳蜀を有する能はざるは、猶ほ吳蜀の魏を有する能はざるがごときなり。壽は獨り帝を以て魏に當て、而して臣を以て吳蜀を視る。吳蜀の魏に於けるは、何を有して然るや。此れ壽の失なり。

噫、固、遷の失を譏りて、而して固も亦未だ得たりと爲さず。曄、固の失を譏りて、而して曄益々甚だし。壽に至りて復た爾り。史の才は誠に難し。後の史、宜しく是を以て監と爲し、徒らに之を譏ること無かるべきなり。

二六 國權書の一

六國の破滅は、兵利ならず、善ならざるに非ず、弊は秦に略ふに在り。秦に略うて力虧くるは、破滅の道なり。

或るひと曰く、六國互に喪ふは、率て秦に略ふか。(答へ)曰く、略はざる者は、略ふ者を以て喪ふ。蓋し強援を失ひ、獨り完きこと能はざればなり。故に曰く、弊は秦に略ふに在りと。

秦は、攻取の外を以て、小は則ち邑を獲、大は則ち城を得。秦の得る所を較ぶれば、戰勝ち得る者と、其實百倍なり。諸侯の亡ふ所と、戰敗れて亡ふ者と(レ較ぶ)其實亦百倍なり。則ち秦の大に欲する所、諸侯の大いに患ふる所、固より戰に在らず。

思ふに厥先祖、霜露に暴され、荆棘を斬りて、以て尺寸の地を有す。子孫、之を視て、甚だ惜まず、舉げて以て人に與ふること、草芥を棄つるが如し。今日、五城を割き、明日、十城を割き、然る後、一夕安寝するところを得。起きて四境を視れば、秦の兵又至る。然らば則ち諸侯の地は限り、暴秦の欲は厭くこと無し。之に奉ずること彌々繁く、之を侵すこと愈々急なり。故に戰はずして、強弱勝負已に判る。顛覆するに至るは、理固より宜しく然るべし。

古人云はく、「地を以て秦に事ふるは、猶ほ薪を抱きて火を救ふがごとし。薪盡きざれば、火滅えず」と。此言、之を得たり。

(問ウテ)齊人は未だ嘗て秦に略はず、(而ル)終に五國に繼ぎて遷滅するは、何ぞや。(答ヘテ)嬴に與して、五國を助けざればなり。五國既に喪ふ、齊も亦免れず。燕趙の君は、始め遠路あり、能く其土を守り、義、秦に略はず。是故に燕は小國なりと雖も、而

- 【一】 戎神。佛。
- 【二】 六國。戰國時代の六國にして、即ち齊、楚、燕、趙、魏、韓。
- 【三】 兵。兵器。
- 【四】 互に喪ふ。相前後して亡滅する也。
- 【五】 率て。一列に。

- 【五】 古人云はく。蘇代、魏王に説く語。戰國策に見ゆ。
- 【六】 遷滅。秦王政、齊王建を共に遷して其國を滅ぼす。
- 【七】 嬴。秦の姓。
- 【八】 燕趙の君。燕の文侯と趙の肅侯とを指す。

も後に亡ぶ。斯れ兵を用ふるの效なり。丹の荆卿を以て計を爲すに至りて、始めて禍を速く。趙は嘗て五たび秦に戦ひ、二たび敗れて三たび勝つ。後、秦、趙を撃つこと再び、李牧連りに之を却く。牧の讒を以て誅せらるるに洎びて、邯鄲、郡と爲る。其の武を用ひて而も終へざるを惜むなり。且つ燕趙は、秦(列國)革滅して殆ど盡くるの際に處し、智力孤危と謂ふ可し。戦敗れて亡ぶるは、誠に已むを得ず。

向に三國をして各々其地をせし齊人秦に附くこと無く。刺客行はれず。良將猶ほ在らしめば、則ち勝負の數、存亡の理、當に秦と相較すべし、或は未だ量り易からず。

嗚呼、秦に賂ふの地を以て、天下の謀臣を封じ、秦に事ふるの心を以て、天下の奇士を禮し、力を併せて、西に嚮はば、則ち吾恐らくは、秦人、食の咽に下るを得ざらん。悲しいかな、此の如きの勢ありて、而して秦人の積威の劫す所と爲り、日に削られ月に割き、以て亡ぶるに趨く。國を爲むる者、積威の劫す所と爲らしむる無からんかな。

夫れ六國は秦と與に皆諸侯にして、其勢、秦よりも弱けれども、猶ほ、賂はざるを以てして之に勝

つ可きの勢あり。苟くも天下の大を以てして、六國の破亡の故事に從ふは、是れ又六國の下に在り。

高帝 權書の 一

漢の高帝、數を挾み術を用ひて、以て一時の利害を制するは、陳平に如かず、天下の勢を揣摩し、指を擧げ目を動かして、以て項羽を制制するは、張良に如かず。此二人微かりせば、則ち天下、漢に歸せずして、高帝は乃ち木疆の人にして止まんのみ。

然れども天下已に定まるや、後世子孫の計は、陳平張良の智の及ばざる所にして、則ち高帝常に先づ之が規畫處置を爲して、以て後世の爲す所に中る、(一〇)曉然として、自ら其事を見て之を爲す者の如し。蓋し高帝の智、大に明かにして小に暗きこと、此に至りて而して後見ゆるなり。帝常て呂后に語りて曰く、「周勃は、重厚にして文少し。然れども劉氏を安んずるは必ず勃ならん。(一一)太尉たらしむ可し」と。是時に方りて、劉氏は既に安し、勃又將に誰をか安んせんとするや。故に、吾の意に曰く、高

【九】丹。燕の太子丹。

【一〇】荆卿。荆軻。太子丹、荆軻を遣して秦王政を刺さしめんとす、事成らず、秦王大いに怒りて燕を伐ち、燕遂に亡ぶ。

【一一】李牧。趙の將と爲り、屢々秦の兵を敗る、秦、反閉を縱ち、牧反せんとすと言ふ、趙王之を信じて牧を殺す。

【一二】邯鄲。趙の都。

【一三】革滅。滅ぼして改めて郡と爲すを云ふ。

【一四】孤危。孤立危險。

【一五】刺客。荆軻。

【一六】良將。李牧。

【一七】西。秦は六國の西に在り。

【一八】天下の大。暗に宋朝を指す。

【一九】數を挾む。策略を行ふ也。

【二〇】制。とりさばく。

【二一】陳平。高祖の臣。

【二二】揣摩。推測。

【二三】指を擧げ目を動かす。人を指揮する也。

【二四】項羽を制制す。張良が樊噲を召び入れて項羽を威嚇せしことを云ふ。劫は、おびやかす。

【二五】張良。字は子房、漢の三傑の一。

【二六】木疆。木の疆直なること。ぶつきらぼう。

【二七】規畫處置。設計處分。

【二八】中。適中す。

【二九】曉然。明かなる貌。

【三〇】重厚にして文少し。重くしく手厚くして飾り無く武骨なり。

【三一】太尉。兵馬の權を掌る官。

帝の太尉を以て勃に屬するや。呂氏の禍あるを知ればなり。

然りと雖も、其の呂后を去らざるは何ぞや。勢不可なればなり。昔者武王没し、成王幼し、而して三監叛く。帝意へらく、百歳の後、將相大臣、及び諸侯王に、武庚祿父のごとき者あらば、以て之を制する有る無からんと。獨り計りて以爲らく、家に主母有れば、豪奴悍婢も、敢て弱子と抗せず、(二五)呂氏は帝を佐けて天下を定め、大臣の素より畏服する所と爲る。獨り此れ、以て其邪心を鎮壓して、以て嗣子の壯を待つ可しと。故に呂后を去らざるは、惠帝の爲めに計るなり。

呂后は既に去る可からず、故に其黨を削りて以て其權を損し、變ありと雖も天下をして搖がざらしむ。是故に樊噲の功を以て、一旦遂に之を斬らんと欲して、而も疑ふ無し。嗚呼、彼豈に獨り噲に於てのみ不仁ならんや。且つ噲は帝と偕に起り、城を抜き陳を陥る、功、少しと爲さず。(二七)亞父の項莊を嚇する時に方りて、噲が羽を誚讓する微かりせば、則ち漢の漢たる、未だ知る可からざるなり。

一旦、人、噲、戚氏を滅ぼさんと欲すと惡する者あり。時に噲出でて燕を伐つ。立ちどころに

【二四】三監云々。武王、殷を亡ぼし、紂の子武庚祿父を侯となし、管叔、蔡叔、霍叔の三人をして之を監せしむ。之を三監と云ふ。武王崩するや、此三叔、武庚と與に亂を作す。

【二五】抗。抵抗。

【二六】呂氏。呂后。

【二七】亞父云々。亞父は范增なり。嗾は犬をけしかくる也。人を指揮して他を害せしむる也。鴻門の會の時に、范增、項莊をして高祖を刺さしめんとす。樊噲、座に入り目を瞞らして項羽を責む。高祖因つて虎口を脱するを得たり。

【二八】戚氏。高祖の寵妾戚夫人。

【二九】惡。惡しざまに言ふ。

平勃に命じて、軍中に即きて之を斬らしむ。夫れ噲の罪は未だ形はれざるなり、之を惡する者の誠僞、未だ必とせざるなり。且つ高帝の、一女子を以て天下の功臣を斬らざるも、亦明らけし。彼は其れ(三一)呂氏に娶り、呂氏の族、産祿の輩の若きは、皆、庸才にして恤ふるに足らず、獨り噲は豪健にして、諸將の制する能はざる所なり、後世の患、此よりも大なるは無し。

夫れ高帝の呂后を視るや、猶ほ醫者の、(三二)董を視るがごときなり。其毒をして以て病を治す可くして、人を殺すに至る無からしむるのみ。樊噲死せば、則ち呂后の毒、將に人を殺すに至らざらんとす。高帝以爲らく、是れ以て死して憂無きに足ると。

彼の平勃は、其憂を遣せる者なり。噲の、(三三)惠の六年に死するや、天なり。彼其れ尙ほ在らば、則ち呂祿をば給く可からず、太尉は北軍に入るを得ざりしならん。

或るひと謂はく、噲は帝に於て最も親し、之をして尙ほ在らしむとも、未だ必ずしも産祿と與に叛せじと。(答ヘテ)夫れ韓信・黥布・盧縮は、皆、(三五)南面して孤と稱す。而して縮又最も親幸せらる。然れども、高帝の未だ崩

【三〇】平勃。陳平、周勃。

【三一】呂氏に娶る。樊噲の妻は呂后の妹なり。

【三二】董。毒草。烏頭(ウツ)。

【三三】平勃云々。平勃二人は高祖の眞意を知らず、樊噲を斬らすして都に連れ歸れり、是れ他日の禍となるべき人を救ひて後に遣ししものなり。

【三四】惠。惠帝。

【三五】呂祿云々。北軍とは宮を衛るの兵なり。呂氏の亂に、呂祿、北軍に將たり、太尉周勃、兵を主ること能はず、乃ち人をして之を欺き、兵權を解きて勃に授けしむ。

【三六】南面して孤と稱す。南面は君の位、孤は王侯の自稱。韓信は楚に王たり、黥布は淮南に王たり、盧縮は燕に王たり。

せざるに及びて、皆、相繼ぎて逆を以て誅せらる。誰か、百歳の後、（三） 椎埋屠狗の人、（三六） 其親戚の勢に乗じて帝王と爲るを見て、而も欣然として之に従はずと謂はんや。吾故に曰く、彼の平勃は其憂を遣せる者なりと。

明の論

天下に大知あり、小知あり。人の智慮は、及ぶ所あり、及ばざる所あり。（一） 聖人は、其大知を以てして、其小知の功を兼ね。賢人は其の及ぶ所を以てして、其の及ばざる所を濟ふ。愚者は大知を知らずして、其の及ばざる所を以て、其の及ぶ所を喪ふ。故に聖人の天下を治むるや、常を以てし、而して賢人の天下を治むるや、時を以てす。既に、常なること能はず、又、時なること能はざるは、悲しいかな殆いかな。

夫れ惟だ大知にして而して後以て常なる可し。其の及ぶ所を以て其の及ばざる所を濟ひて、而して後以て時なる可し。常なる者は、治めて治まらざる無き者なり。時なる者は、亂れて治まらざる無き者なり。

日月、中天を經る、大は以て四海に被る可くして、小は或は一室の下に入ること能はず。彼、固よ

【一】 聖人は云々。聖人は大知ありて事物の大綱を取り計らふが故に、小知の功も之に附隨して自然に兼ね舉り、賢人は其知慮の及ぶ所は其要領に中るを以て、其知慮の及ばざる所までも救濟することを得。愚人は大知なくして大綱を取るを知らず、又其智慮も要領に中らざるが故に、其知慮の及ばざる所は勿論、其知慮の及ぶ所までも失ふに至る。

り、此區區の小明を用ふる無きなり。故に天下、日月の光を視ること、儼然として、其れ君父の威の若し。故に天地有りてより日月あり、以て今に至り、而して未だ嘗て以て一日も無かる可からず。天下嘗て言ふあり、曰く、「父母に叛き神明を襲せば、則ち雷霆下りて之を撃つ」と。雷霆は、固より、天下の爲めに盡く此等の輩を撃つ能はざるなり。而して天下の、兢兢然として敢て犯さざる所以は、時ありて測られざればなり。雷霆をして日に轟轟焉として天下を遠りて以て夫の父母に叛き神明を襲すの人を求めて之を撃たしめば、則ち其人は未だ必ずしも能く盡きずして、雷霆の威も乃ち襲る無からんや。故に夫の日月雷霆の、分を知る者は、以て其明を用ふ可し。（二） 聖人の明は、吾、得て知らざるなり。吾は獨り、夫の賢者の其心を用ふること、（四） 約にして功を成すこと博きを愛するなり。吾は獨り、夫の愚者の其心を用ふることを勞して功の成らざるを怪しむなり。是れ他無きなり。其の及ぶ所に専らにして之に及ぼすときは、則ち其及ぶこと必ず精しく、其の及ばざる所を兼ねて之に及ぼすときは、則ち其及ぶこと必ず粗なり。之に及ぼして精しければ、人將に曰はんとす、「是れ惟だ及ぼす無し、及ぼすときは則ち精し」と。然らずんば、吾、姦雄の竊に笑ふを恐るるなり。（五） 齊の威王、位に即くや、大いに亂るること三載、威王一たび奮うて、

【二】 兢兢然。戒め懼るる貌。
【三】 分。區別。
【四】 約。簡約。
【五】 齊の威王。即位の始め治まらず、時に即墨の大夫能く其邑を治めたれども、王の近臣に賂はざりしかば、皆之を毀る。阿の大夫は能く其邑を治めたれども、王の近臣に賂ふを以て、皆之を譽む。王、其事實を知り、即墨の大夫を賞し、阿の大夫と之を譽めたる近臣とを誅せり。是に於て

諸侯震懼すること二十年。是れ何を脩め何を營めるか。夫れ齊國の賢者、獨り一の卽墨の大夫のみに非ざること、明らけし。齊國を亂す者は、獨り一の阿の大夫と左右の阿を譽めて卽墨を毀る者幾人とのみに非ざること、亦明らけし。一の卽墨の大夫は知り易きなり、一の阿の大夫も知り易きなり、左右の阿を譽めて卽墨を毀る者幾人も知り易きなり。其の知り易きに從つて之を精しくす。故に心を用ふること甚だ約にして、功を成すこと博きなり。

天下の事は、譬へば物十あるが如し。吾、其一を擧ぐれば、人、吾の其九を知らざることを知らざるなり。之を歴數して九に至りて、其一を知らざるは、一を擧ぐるの測る可からざるに如かざるなり。而るを況んや九に至らざるをや。

諫の論上

古今、諫を論ずる、常に(一)諷に與して(二)直を少れりとす。其説は蓋し(三)仲尼より出づ。吾以爲らく、諷直は一なり、之を用ふるの術何如を顧みるのみ。(四)伍擧、隱語を進め

國大いに治まり、諸侯來り犯さす。
【六】歴數。次第に數ふるなり。
【一】諷。諷諫。
【二】直。直諫。
【三】仲尼。家語の辨正篇に、孔子曰く、諫に五義あり、一は諷諫、二は體諫、三は降諫、四は直諫、五は諷諫、惟れ主を度りて之を行ふ、吾は其れ諷諫に従はんと。
【四】伍擧云々。史記の楚の世家に、楚の莊王、位に卽きて三年、號令を出さず、日夜樂を爲す。伍擧入りて諫む、隱語を進めて曰く、鳥あり、阜に在り、三年飛ばず鳴かず、是れ何の鳥ぞや。莊王曰く、三年飛ばず、飛ばば將に天に冲せんとす、三年鳴かず、鳴かば將に人を驚かさんとす、擧退け、吾之を知ると。居ること數月、淫益甚だし。

て、楚王淫すること益々甚だしく、茅焦、衣を解きて危論して、秦帝立ちどころに悟る。諷は固より、盡く興す可からず、直も亦未だ之を少れりとし易からず。吾故に曰く、之を用ふるの術何如を顧みるのみと。

然らば則ち仲尼の説は非なるか。曰く、仲尼の説は、經に純なる者なり。吾の説は、權に參はりて經に歸する者なり。如し其術を得ば、則ち人君、少しく桀紂たらざる者あらば、吾百たび諫めて百たび聽かれん。況んや己を虚しうする者をや。其術を得ずんば、則ち人君、少しく堯舜の若くならざる者あらば、吾百たび諫めて百たび聽かれざらん。況んや忠に逆らふ者をや。

然らば則ち奚の術にして可ならん。曰く、(一)機智勇辯あること、(二)古の游説の士の如くならんのみ。夫れ游説の士は機智勇辯を以て其詐りを濟す。吾は、諫むる者の機智勇辯を以て其忠を濟さんことを欲す。請ふ備に其效を論せん。

周衰ふるや、游説、列國に熾んなり。是より世々其人あり。吾は獨り、夫の諫めて従はるる者は百に一説きて従はるる者は十に九諫めて死する者は皆是れ説きて死する者

【五】茅焦云々。説苑に、秦の太后、嫪毐と通ず、始皇、毒を誅し、太后を遷す。諫めて死する者三十七人、茅焦、諫を進め、乃ち衣を解き、鑽に伏す。始皇、立ちどころに悟り、遂に太后を迎へ歸す。
【六】經。常道。
【七】權。權道、即ち一時の方便に出づる變道。
【八】己を虚しうする者。己の我意を捨て、人の諫を聽く者。
【九】忠に逆らふ者。好んで忠諫に逆らふ者。
【一〇】機智勇辯。頓才と勇氣と辯舌。
【一一】古の游説の士。蘇秦、張儀の如き徒を云ふ。

は未だ嘗て聞かず然り而して (二三) 忌諱に抵觸するは、説或は諫よりも甚だしきを怪しむ。是に由りて、諷諫を必とせずして術を必とするを知るなり。

説の術の諫の法

と爲す可き者五つあり、理もて之を諭し、

勢もて之を禁じ、

利もて之を誘ひ、激

して之を怒らし、隠

して之を諷するの謂

なり。

(四) 觸讐、趙后の女

を愛すること子を愛

するに賢れりと以ひ

て、未だ踵を旋さずして

行、日あり。(二六) 趙卒、

兩賢王の意を以て燕に語りて、立ちどころに武臣を歸す。此れ理もて之を諭す

【二二】 忌諱に抵觸す。機嫌に障るなり。

【二三】 説。游説。

【二四】 觸讐。戰國の趙の孝成王の時の左師なり。戰國策に、趙太后、新に政事を執る。秦、急に之を攻む。趙、救を齊に請ふ。齊は長安君を質とせば諾せんとし、長安君は太后の愛子なるを以て、太后肯んぜず。大臣強諫すれども聽かず。觸讐進んで太后に見え、太后の長安君を愛するは燕后(太后の女にして燕に嫁す)に如かざるを以てし、長安君をして趙國に功を成さしめずん

ば、後日、長安君何を以てか自ら趙に託せんやと曰ふ。太后悟り、直ちに齊國に質たらしむ。

【二五】 甘羅。戰國策秦策に見ゆ。秦の文信侯、張唐をして往いて燕に相とし共に趙を伐つを謀らしめんとす。唐、行くを肯んぜず。甘羅、唐に見えて曰く、嘗て應侯が趙を攻めんとせしとき、武安君、之を難じたるを以て杜郵に殺されたり、今、文信侯、卿に燕に相たらんことを請ふ、卿行くことを肯んぜず、臣、卿の死する所を知らずと。張唐乃ち行

【二六】 趙卒。趙の廝養卒なり。史記の張陳傳に見ゆ。趙王武臣、燕軍に獲らる。燕の將、趙の地を以て王に易へんと曰ふ。趙の廝養の卒、燕の將に説きて曰く、趙の二臣張耳陳餘は、名は王を求めんと欲すと雖も、實は燕の之を殺すを欲す、而して二人、趙の地を分ちて自立せんと欲するなり。今一趙を以てすら尙ほ燕を易る。若し兩賢王を以て提挈して、王を殺せるの罪を責めば、燕を滅すこと易からんと。燕乃ち趙王を歸す。

【二七】 子貢。史記仲尼弟子傳に見ゆ。齊の田常、魯を伐たんと欲す。子貢往いて田常に見えて、憂、内に在る者は強きを攻め、憂、外に在る者は弱きを攻む、今君は憂内に在り云々と説く。田常、從ふ。

【二八】 武公。戰國策に見ゆ。楚、周を圖らんとす。王、東周の武公をして楚の昭子に謂はしめて曰く、周は天下の共主なり、之を攻めば、君を弑するの名を得ん、然るに敢て周を謀る者あるは三代の傳器あるを以てなり、夫れ虎は肉臊くして敵を防ぐの爪牙あり、若し澤中の麋鹿にして虎皮を被らば、之を狙ふ者萬倍せん、子今天下の共主を誅殘して三代の傳器を居かば諸侯の兵萬倍して楚に向はんと。楚乃ち止む。項襄は頃襄に作るべし。

【二九】 魯連。戰國策の趙策に見ゆ。魏王、新垣衍をして趙に説かしめ、共に秦を尊んで帝となさんとす。魯仲連、行いて新垣衍を見て曰く、秦は禮義を捨てて首功を貴ぶの國なり、連之が臣たるを欲せず、且つ將に秦王をして魏王を烹醢せしめんとす。衍再拜して曰く、吾復た秦を帝とするを言はじと。

【三〇】 田生。史記荆燕世家に見ゆ。呂后の時、齊人田生遊んで資に乏し、營陵侯劉澤、金二百斤を以て田生の壽を爲す。田生、長安に適き、子をして后の幸臣張卿に事へしめ、太后の呂産を王となさんとす。田生、張卿に説きて、之を大臣に諷せしめて曰く、萬戶侯は君の有ならんと。果して太后、張卿に千金を贈る。因つて又太后に言つて劉澤を封ぜしむ。

【三一】 鄒陽。漢書朱建傳に見ゆ。辟陽侯罪せられて獄に在り、事急なり、朱建、惠帝の幸臣閼籍孺に説きて曰く、辟陽侯は太后の幸臣なり、而して今獄に在り、今日侯を殺さば、明日太后亦君を殺さん、如かじ帝に言ひて侯を赦し、君亦太后の喜を迎へて富貴を得んにはと。孺之に従ひ、辟陽獄、出づ。

【三二】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【三三】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【三四】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【三五】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【三六】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【三七】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【三八】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【三九】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【四〇】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【四一】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【四二】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【四三】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【四四】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【四五】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【四六】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【四七】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【四八】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【四九】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【五〇】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

【五一】 鄒陽。漢書に見ゆ。梁王、袁盎を殺す。景帝、王を責む。王、鄒陽に謀る。鄒陽、王長君(王美人の兄)に説きて曰く、梁王、誅を恐れて太后(梁王の母)貴臣に切齒側目せば、長君危からん、若し景帝、梁を寬恕せば、太后は深く長君を德とせんと。長君入りて帝の怒を解く。

(二〇) 田生、萬戶侯を以て張卿に啓して、劉澤封せられ。(二二) 朱建、富貴を以て閼孺に餌して、辟陽赦され。(二三) 鄒陽、愛幸を以て長君を悦ばせて、

劉澤封せられ。(二二) 朱建、富貴を以て閼孺に餌して、辟陽赦され。(二三) 鄒陽、愛幸を以て長君を悦ばせて、

劉澤封せられ。(二二) 朱建、富貴を以て閼孺に餌して、辟陽赦され。(二三) 鄒陽、愛幸を以て長君を悦ばせて、

劉澤封せられ。(二二) 朱建、富貴を以て閼孺に餌して、辟陽赦され。(二三) 鄒陽、愛幸を以て長君を悦ばせて、

劉澤封せられ。(二二) 朱建、富貴を以て閼孺に餌して、辟陽赦され。(二三) 鄒陽、愛幸を以て長君を悦ばせて、

劉澤封せられ。(二二) 朱建、富貴を以て閼孺に餌して、辟陽赦され。(二三) 鄒陽、愛幸を以て長君を悦ばせて、

劉澤封せられ。(二二) 朱建、富貴を以て閼孺に餌して、辟陽赦され。(二三) 鄒陽、愛幸を以て長君を悦ばせて、

劉澤封せられ。(二二) 朱建、富貴を以て閼孺に餌して、辟陽赦され。(二三) 鄒陽、愛幸を以て長君を悦ばせて、

梁王釋さる。此れ利もて之を誘ふなり。

蘇秦、牛後を以

て韓を差づかしめて

惠王、劔を按じて太

息し。(三) 范雎、王無

きを以て秦を恥づか

しめて、昭王、長跪

して教を請ひ。(四) 酈

生、秦を助くるを以

て漢を凌ぎて、沛公、

洗を輟めて、計を聽

く。此れ激して之を

怒らすなり。

(三) 蘇代、士偶を以て田文を笑ひ。(七) 楚人、弓繳を以て襄王を感せしめ。(二六) 蒯通、婦を娶るを以て齊

の相を悟らしむ。此れ隠して之を諷するなり。

【三】 蘇秦。戰國策に見ゆ。蘇秦、韓王に見えて、寧ろ鶏口

となるも牛後となること勿

れと説く。王、劔を按じて太

息して曰く、我不肖なりと雖

も秦に事ふること能はずと。

【四】 范雎。戰國策に見ゆ。范

雎始めて秦王に見え、宦者に

向つて、秦には王無し、ただ

太后と穰侯とあるのみと曰

ふ、王之を聞き、跪きて教を請

ふ。

【五】 酈生。史記に見ゆ。酈食

其始めて沛公に見ゆ。沛公、

牀に倚り女子をして足を洗は

しむ。食其曰く、足下は秦を助

けて諸侯を攻めんとするか、

抑又諸侯を率ゐて秦を破ら

んと欲するか、必ず秦を誅せ

んと欲せば宜しく牀に倚りて

長者を見るべからずと。沛公、

洗を輟めて謝す。

【六】 蘇代。戰國策齊策に見ゆ。

孟嘗君田文、將に秦に入らんとす、蘇代、孟嘗君に見えて

曰く、木偶人ありて木偶人に

謂つて曰く、今雨ふらんとす、

足下は雨に遇はば必ず破れんと、木偶人曰く、我は破るとも土に歸るのみ、足下は流れて行く所を知らざらんと。田文終に止まる。

【七】 楚人。戰國策楚策に見ゆ。楚人に弱弓繳を以て能く歸

雁に中つる者あり、頃襄王召

して之に問ふ、對へて曰く、

王、聖人を以て弓とし、勇士

を以て繳とし、張りて之を放

たば、獲る所豈に鳧雁のみならんやと。

【八】 蒯通。漢書に見ゆ。齊の

處士東郭先生、梁石君二人、

隱居して仕へず。蒯通、齊の

相國曹參に説きて曰く、婦人、

夫死して三日にして再嫁する

者あり、又幽居して門を出で

ず嫁を求めざる者あり、足下、若し婦を取らば、此二婦人の

中何れをか取らんと。參大に

悟り、東郭石梁二人を延きて

上賓とす。

五つの者は、相傾くる

何となれば則ち理もて之を論せば、主、昏しと雖も必ず悟る。勢もて之を禁ずれば、主、驕ると雖も、必ず懼る。利もて之を誘へば、主、怠ると雖も必ず奮ふ。激して之を怒らすれば、主、懦なりと雖も必ず立つ。隠して之を諷すれば、主、暴なりと雖も必ず容る。悟れば則ち明かに、懼るれば則ち恭しく、奮へば則ち勤め、立てば則ち勇に、容るれば則ち寛なり。君を致すの道、此に盡せり。

吾、昔の臣を観るに、言必ず従はれ、理必ず濟すは、唐の魏鄭公に

若くは莫し。(公)其初め實に縦横の説を學べり。此れ謂はゆる其術を得たる者か。

噫、龍逢、比干の、良臣と稱せらるるを獲ざるは、蘇秦張儀の術

無ければなり。蘇秦張儀の、游説たるを免れざるは、龍逢比干の心無ければなり。是を以て龍逢比干は、吾、其心を取りて、其術を取らず。蘇

秦張儀は、吾、其術を取りて、其心を取らず。以て諫の法と爲す。

諫の論下

上論諫文蘇老

【二九】 險説。不穩當不中正。

【三〇】 魏鄭公。魏徵。

【三一】 龍逢。夏桀王を諫めて死す。

【三二】 比干。殷紂王を諫めて死す。

【三三】 良臣。魏徵、唐の太宗に告げて曰く、願はくは臣をして良臣たらしめよ。忠臣たらしむること勿れ。穰黎阜陶は君臣相合し、俱に尊榮を享く、謂はゆる良臣なり。龍逢、比干は面折廷争し、身誅せられ國亡ぶ、謂はゆる忠臣なりと。

夫れ臣能く諫むとも、君をして必ず諫を納れしむる能はざるは、眞に能く諫むるの臣に非ず。君能く諫を納るとも、臣をして必ず諫めしむる能はざるは、眞に能く諫を納るるの君に非ず。君の必ず納るるを欲するか、嚮の論備はれり。臣の必ず諫むるを欲するか、吾其れ之を言はん。

夫れ君の大は天なり、其尊は神なり、其威は雷霆なり。人の、天に抗し神に觸れ雷霆に忤ふ能はざるは、亦明らけし。聖人、其然るを知る。故に賞を立てて以て之を勸む。

傳に曰く、「興王は諫臣を賞す」と、是れなり。猶ほ、其の選奕阿諛して一日も其過を聞くを得ざらしむるを懼る。故に刑を制して以て之を威す。書に曰く、「臣下正さざれば、其刑、墨す」と、是れなり。

人の情、風を病み心を喪ふに非ずんば、未だ賞を避けて刑に就く者あらず。何を苦しんで諫めざらんや。賞と刑とを設けずんば、則ち人の情、又、何を苦しんで天に抗し神に觸れ雷霆に忤はんや。是れ、性忠義にして、賞を悦ばず罪を畏れざるに非ずんば、誰か言を以て死を博せんと欲する者あらん。人君、又、安んぞ能く盡く性忠義なる者を得て之に任せん。

今、三人あり、一人は勇に、一人は勇怯半し、一人は怯なり。之と淵谷に臨む者あり、且つ之に告げて曰く、「能く跳りて此を越ゆる、之を勇と謂ふ。然らずんば怯と爲す」と。彼の勇者は、怯を恥ぢ、

- 【一】 傳に曰く云々。國語の晉語。范文子の言。
- 【二】 選奕。選ば異と通す。怯れて進まざる也。
- 【三】 書。尙書の伊訓。
- 【四】 墨。いれずみ。
- 【五】 風を病み心を喪ふ。瘋癲狂疾。
- 【六】 死を博す。生命と交換する也。死を以て諫むる也。

必ず跳りて越えん。其勇怯半する者と。怯者とは、則ち能はざるなり。又、之に告げて曰く、「跳りて越ゆる者には千金を與へん。然らずんば則ち、怯」と。彼の勇怯半する者は利に奔り、必ず跳りて越えん。其怯者は猶ほ未だ能はざるなり。須臾にして顧みて猛虎の暴然として向ひ逼らんとするを見れば、則ち怯者、告ぐるを待たずして跳りて之を越えんこと、康莊の如くならん。然らば則ち人に豈に勇怯あらんや。要するに、勢を以て之を驅るに在るのみ。

君の犯し難きは、猶ほ淵谷の越え難きがごときなり。謂はゆる性忠義にして賞を悦ばず罪を畏れざる者は、勇者なり。故に諫めざる無し。賞を悦ぶ者は、勇怯半する者なり。故に賞ありて而る後諫む。罪を畏るる者は、怯者なり。故に刑ありて而る後諫む。

先王は、勇者の常に得可からざるを知る。故に賞を以て千金と爲し、刑を以て猛虎と爲し、其れをして前には趨く所あり、後には避くる所あり、其勢、極言して失を規さざるを得ざらしむ。此れ三代の興る所以なり。

末世は然らず、其賞を諫めざるに遷し、其刑を諫むるに遷す。宜なるかな、臣の口を嚙み舌を卷きて、亂亡之に隨ふや。聞く或は賢君、其過を聞かんと欲するも、亦、之を賞するに過ぎざるのみ。嗚呼、猛虎あらずんば、彼の怯者肯て淵谷を越えんや。此れ他無し、墨刑の廢するのみ。三代の後、

- 【七】 暴然。勢あらし貌。
- 【八】 康莊。大道。五達を康と云ひ、六達を莊と云ふ。
- 【九】 失。過失。

霍光が昌邑の諫めざるの臣を誅するが如きは、亦鮮からずや。
今この諫は、賞は時に或は之れ有り。諫めざるの刑は缺然として無し。苟くも其の 有る所を増し、其の 無き所を有らしめば、則ち諛者は直に、佞者は忠ならん。況んや忠直の者をや。誠に是の如くにして、讒言を聞かんと欲すれども獲ずといふは、吾信せざるなり。

魯妃の論

史記に載す、帝魯の元妃を姜原と曰ひ、次妃を簡狄と曰ふ。簡狄行いて浴し、燕の其卵を墮すを見、取りて之を呑む。因つて契を生む。(一)商の始祖たり。姜原、野に出でて、巨人の 跡を見、忻然として之を踐み、因つて稷を生む。(二)周の始祖たりと。

其の商周に祖たるは信なり。其妃の生む所以は、神奇妖濫、亦甚だしからずや。

商周、天下を有つこと七八百年、是れ其れ 天の祿を享けて、以て能く久しく社稷を有てり。而るに其祖宗、何ぞ此の如きの不祥ならん。聖人をして衆庶に異なる有らしむるや、吾以爲らく、天地必

す將に陰陽の 和を構せ、元氣の 英を積みて、以て之を生せんとす。又焉んぞ此二つの不祥の物を 用ひんや。

燕、卵を前に墮し、取りて之を呑むとは、簡狄は其れ心を喪ふか。巨人の跡、隱然として地に在り、走りて之を避くるも且つ暇あらじ。(二)然ル忻然として之を踐むとは、何ぞ姜原の自愛せざるや。又、行いて浴し野に出でて之に遇ふと謂ふは、是れ簡狄姜原を以て、淫泆にして法度無きの甚だしき者と爲すなり。帝魯の妃、稷契の母は、是の如くならざるなり。

然りと雖も、史遷の意、必ず、詩に、「天、鳳鳥に命じ、降りて商を生む。」(一)厥初め民を生ずる、時れ維れ姜原、民を生ずる如何、克く(二)禮し克く祀し、以て子無きを 弗ふ、帝の 武敏を履み、歆みて介る所止まる所、載ち震み載ち夙み、載ち生じ載ち育す、時れ維れ后稷」と有るを以て之を言ふなり。吁、此れ又遷が詩を 求むるの過なり。

(一)毛公の詩に傳するや、鳳鳥の降るを以て、(二)郊禘を祀るの候と爲し。帝の武を履むは、高辛の行に従ふと爲す。(三)鄭の箋に及びて而して後に、吞踐の事あり。毛の時に當りて、未だ始めより遷の史あらざるなり。遷の

【一〇】 霍光云々。霍光は前漢の功臣、昭帝の時、昌邑王の群臣、王の罪過を奏せず、又王を輔導せず、遂に王を大惡に陥るるに坐し、皆獄に下され、誅殺せらるる者二百餘人。

【一】 有る所。賞を云ふ。

【二】 無き所。刑を云ふ。

【三】 魯妃。帝魯の妃。姜原、簡狄の二人を云ふ。

【四】 帝魯。高辛氏。黃帝の曾孫。五帝の一。

【五】 跡。足跡。

【六】 忻然。心嬉しく思ふ貌。

【七】 天の祿。天より賜はりたる幸福。

【八】 和。中和の氣。

【九】 英。粹粹。

【一〇】 隱然。明かならざる貌。

【一一】 天云々。詩の商頌玄鳥の篇。

【一二】 鳳鳥。燕。

【一三】 厥初め云々。詩の大雅生民の篇。

【一四】 禮。祭の名。

【一五】 非。被ひ除く也。

【一六】 武敏云々。鄭箋によれば、武は跡、敏は足の大指。帝の足跡を履み、心に異しみが、遂に娠みて后稷を生めりと也。

【一七】 求。研究する也。

【一八】 毛公。毛萇。詩傳を作る。

【一九】 郊禘。天子の子を求むるの祭。

【二〇】 鄭の箋。鄭玄の作る所の詩の註釋。

説は、詩を疑ふに出で、而して鄭の説は、又、遷を信するに出づ。故に天下皆曰く、聖人は人に非ず、人、及ぶ可からざるなり」と。甚だしいかな、遷の不祥を以て聖人を誣ふるや。夏の衰ふるや、二龍、庭に戯る。其、糝を藏む。周に至りて之を發く。化して龍と爲り、以て褒姒を生み、以て周を滅ぼす。簡狄をして卵を呑み、姜原をして跡を踐ましめば、則ち其の子を生むや、當に褒姒の如く以て天下を妖惑すべし。奈何ぞ其れ稷契あらんや。

或は曰く、然らば則ち稷は何を以て棄てらるる。(答へ)曰く、稷の生るるや、(一)蓄無く害無し。或は姜原、疑うて之を棄つるか。鄭の莊公、(二)寤生して、姜氏を驚かす。姜氏之を惡む。事、固より、然る者あるなり。吾は夫の異を惡むに非ざるなり。夫の遷の不祥を以て聖人を誣ふるを惡むなり。(三)之を(隱巷)棄つれば牛羊避け、之を(氷上)遷せば飛鳥覆ふ。吾、豈に之を惡まんや。(三)楚の子文の生るるや、虎之を(四)乳す。吾、固より、夫の異を惡まざるなり。

管仲の論

管仲、(一)威公に相とし、諸侯に霸とし、戎狄を攘ひ、其身を終るまで、齊國富強にして、諸侯叛かず。管仲死するや、(二)豎刁易牙開方用ひられ、威公、(三)亂に薨じ、(四)五公子、立たんことを争ふ。其禍、蔓延して、(五)簡公に訖るまで、齊に寧歲無し。

- 【一】 糝。沫。
- 【二】 蓄無く害無し。蓄は災なり。至極の安産なるを云ふ。
- 【三】 寤生。左傳の隱公元年の杜註には、寢れて寤めたるに、莊公已に生れ居たりと云ふ。至極の安産なり。一説には、逆産なりと云ふ。老泉は前説を用ひしなるべし。
- 【四】 之。稷を指す。
- 【五】 楚の子文云々。左傳の宣公四年に見ゆ。
- 【六】 乳。乳を飲ます也。

夫れ功の成るは、成るの日に成るに非ず、蓋し必ず、由りて起るあり。禍の作るは、作るの日に作らず、亦必ず、由りて兆す所あり。則ち齊の治まるや、吾は管仲と曰はずして、鮑叔と曰ふ。其亂るるに及びてや、吾は豎刁易牙開方と曰はずして、管仲と曰ふ。何となれば則ち豎刁易牙開方の三子は、彼固より人の國を亂す者なり。顧ふに其の之を用ふる者は威公なり。夫れ舜ありて而る後に、(一)四凶を放つことを知り、仲尼ありて而る後に、(二)少正卯を去ることを知る。彼の威公は何人ぞや。顧ふに其の威公をして三子を用ふることを得しめし者は、管仲なり。仲の疾めるや、公、之に相を問ふ。是時に當りてや、吾以ふ、仲且に天下の賢者を擧げて以て對へ

- 【一】 威公。齊の桓公なり。宋の欽宗の諱を避けて威に作りし也。
- 【二】 豎刁易牙開方。皆、威公の嬖臣。
- 【三】 亂に薨す。威公薨するや、五公子立つことを争ひ、薨去より六十七日にして始めて殯斂することを得たり。
- 【四】 五公子。威公の公子は六人あり、公子武孟、公子元、公子潘、公子商、公子雍、公子昭なり。而して昭は立ちて
- 【五】 孝公と爲る。故に之を省きて五公子と云ふ也。
- 【六】 簡公。威公より凡そ七世、十一君に傳ふ。陳恒に弑せらる。
- 【七】 鮑叔。威公の傅にして、管仲を公に薦めし人。
- 【八】 四凶。共工、驩兜、三苗、蘇の四惡人。
- 【九】 少正卯云々。孔子家語に見ゆ。孔子、魯の司空たり、七日にして政を亂る大夫少正卯を誅す。

んとすと。而るに其言は乃ち、「豎刁・易牙・開方の三子は人情に非ず、近づくと可からず」と曰ふに過ぎざるのみ。

嗚呼、仲は、威公果して能く三子を用ひざらんと以爲へるか。仲は威公と處ること幾年ぞ、亦、威公の人と爲りを知らんか。威公は、聲、耳に絶たず、色、目に絶たず、而して三子者に非ずんば、則ち以て其欲を遂ぐる無し。彼、其初の用ひざる所以は、徒に仲あるを以てのみ。一日、仲無くんば、則ち三子者、以て冠を彈きて相慶す可し。仲は、將に死せんとするの言以て威公の手足を繋ぐ可しと以爲へるか。夫れ齊國は、三子あるを患へずして、仲無きを患ふ。仲あらば則ち三子者は、三匹夫のみ。然らずんば、天下に豈に三子の徒少からんや。威公幸にして仲に聽きて此三人を誅すと雖も、而も其餘の者は、仲能く悉く數へて之を去らんや。嗚呼、仲は、本を知らざる者と謂ふ可し。威公の間に因りて、天下の賢者を擧げて以て自ら代らば、則ち仲は死すと雖も、而も齊國には未だ仲無しと爲さざるなり。夫れ何ぞ三子者を患へん。言はずして可なり。

五霸は、威文よりも盛んなるは莫し。文公の才は、威公に過ぎず、其臣は又、皆、仲に及ばず、靈公の虐は、孝公の寛厚に如かず。文公死して、諸侯、敢て晉に叛かず、晉、文公の餘威を襲ぎて、諸侯の盟主たるを得ること、百有餘年なり。何となれば、其君は不肖なりと雖も、而も尙ほ老成人あればなり。威公の薨するや、一敗して地に塗れしは、惑ふ無きなり、彼は獨り一の管仲を恃み、而して仲は則ち死したればなり。夫れ天下、未だ嘗て賢者無くんばあらず。蓋し臣あれども君無き者あり。威公在りて、而して、天下に復た管仲あらず」と曰ふは、吾、信せざるなり。

【一】 靈公。晉の文公の孫。
【二】 老成人。事に慣れたる人。
【三】 惑ふ無きなり。不思議に思ふことは無し。
【四】 仲の書。管子。管仲疾に寝ぬ、桓公往いて之を問ふ。管仲曰く、鮑叔は直を好む、而も國を強くすること能はず、資胥無は善を好む、而も國を以て人に屈すること能はずと。
【五】 逆め云々。管仲、又、公に謂ひて曰く、臣聞く消息盈虚、百姓と屈伸し、然る後能く國を以て寧し、已む無くんば隣国か、朋の人と爲りや動必ず力を量り、舉必ず技を量ると言ひ畢り、喟然として歎じて曰く、天の隣朋を生ずるは、以て夷吾の舌となすなり、其身死す、舌焉んぞ生くるを得んやと。管仲卒し、十日にして、朋も亦卒す。
【六】 誕謾。てたらめ。
【七】 史鯀。衛の靈公の大夫。靈公の時、蘧伯玉、賢にして用ひられず、彌子瑕、不肖にして事を用ふ。史鯀、屢々蘧伯玉を薦むれども聽かれず。其の將に死せんとするや、其子に遺言して曰く、我生前に蘧伯玉を薦めて彌子瑕を退くること能はず、我が罪大なり、我死すとも禮を以て葬ること勿れと。史鯀死するや、靈公弔し、怪みて故を問ふ。其子、

其書、誕謾にして、信ずるに足らざるなり。吾觀るに、史鯀は、蘧伯玉を進めて彌子瑕

【一】 靈公。晉の文公の孫。
【二】 老成人。事に慣れたる人。
【三】 惑ふ無きなり。不思議に思ふことは無し。
【四】 仲の書。管子。管仲疾に寝ぬ、桓公往いて之を問ふ。管仲曰く、鮑叔は直を好む、而も國を強くすること能はず、資胥無は善を好む、而も國を以て人に屈すること能はずと。
【五】 逆め云々。管仲、又、公に謂ひて曰く、臣聞く消息盈虚、百姓と屈伸し、然る後能く國を以て寧し、已む無くんば隣国か、朋の人と爲りや動必ず力を量り、舉必ず技を量ると言ひ畢り、喟然として歎じて曰く、天の隣朋を生ずるは、以て夷吾の舌となすなり、其身死す、舌焉んぞ生くるを得んやと。管仲卒し、十日にして、朋も亦卒す。
【六】 誕謾。てたらめ。
【七】 史鯀。衛の靈公の大夫。靈公の時、蘧伯玉、賢にして用ひられず、彌子瑕、不肖にして事を用ふ。史鯀、屢々蘧伯玉を薦むれども聽かれず。其の將に死せんとするや、其子に遺言して曰く、我生前に蘧伯玉を薦めて彌子瑕を退くること能はず、我が罪大なり、我死すとも禮を以て葬ること勿れと。史鯀死するや、靈公弔し、怪みて故を問ふ。其子、

を退くる能はざるを以て、故に(三)身後の諫あり、(三)蕭何は且に死せんとし、曹參を擧げて以て自ら代る。大臣の心を用ふる、固より宜しく此の如くなるべきなり。

夫れ國は一人を以て興り、一人を以て亡ぶ。賢者は、其身の死するを悲まずして、其國の衰ふるを憂ふ。故に必ず復た賢者ありて、而る後以て死す可し。彼の管仲は何を以て死すや。

辨姦論

事、必ず至る有り。理、固より然る有り。惟だ天下の靜なる者のみ、乃ち能く微を見て、著を知る。月暈して風ふき、礎潤うて雨ふるは、人人之を知る。人事の推移し、理勢の相因るは、其の疎闊にして、知り難く、變化して測る可からざることを、天地陰陽の事に孰與ぞ。而るに賢者も、(人事相因ルヲ勢ノ)知らざるあり。其故は何ぞや。好惡、其中を亂して、利害、其外を奪へばなり。

昔者、山巨源、王衍を見て曰く、「天下の蒼生を誤る者は、必ず此人ならん」と。郭汾陽、盧杞を見て曰く、「此人、志を得ば、吾が子孫、遺類無からん」と。今よりして之を言へば、其理、固より、見る可き者あり。吾を以て之を觀るに、王衍の人と爲り、容貌言語、固より、以て世を欺きて

名を盗む者あり、然れども、伎はす求らず、物と浮沈す。晉をして惠帝無く、僅に中主を得しめば、衍、百千ありと雖も、何に従りて天下を亂さんや。盧杞の姦は、固より、以て國を敗るに足る。然り而して不學無文、容貌は以て人を動かすに足らず、言語は以て世を眩するに足らず。徳宗の鄙暗に非ずんば、亦、何に従りて之を用ひん。是に由りて之を言へば、二公の二子を料るは、亦、容に未だ必ずしも然らざるあるべき也。

今、人あり、口には孔子の言を誦し、身には夷・齊の行を履み、名を好むの士・志を得ざるの人を收召して、相與に言語を造作し、私に名字を立て、以て顔淵・孟軻復た出づと爲し、而して陰・險・賊・險・狠、人と趣を異にす。是れ王衍・盧杞・合して一人と爲るなり。其禍、豈に言ふに勝ふ可けんや。

實を以て答ふ。靈公、驚いて曰く、我過りてと。立ちどろに蓬伯玉を用ひ、彌子瑕を退く。
【一】 身後。死後。
【二】 蕭何。漢の高祖の相。卒せんとするとき、齊王の相曹參を擧げて後任となす。
【三】 辨姦論。嘉祐の初、王安石の名初めて盛んなり。黨友、一時を傾け、歐陽修も亦之に善し、老泉に之と遊ぶを勸む、而して安石も亦交を老泉に願ふ。老泉曰く、吾其人を知る、是れ人情に近からざる者、天下の患を爲さざるは少しと。安石の母死するや、士大夫皆往いて弔せり。老泉獨り往かず、辨姦論を作る。
【四】 微。微細。
【五】 著。顯著。
【六】 推移。移り變り行く。
【七】 理勢の相因る。道理形勢の相關係すること。
【八】 疎闊。かけ離るる也。

【七】 山巨源。名は濤。世説に載す。濤、王衍を見て曰く、何物の老嫗で、此寧馨兒を生む。然れども天下の蒼生を誤る者は此人ならんと。
【八】 郭汾陽云々。唐の名將郭子儀、汾陽王に封ぜらる。盧杞、狀貌醜にして其色藍の如く、口辯あり、上之を悦ぶ。郭子儀、賓客を見る毎に、姬妾、側を離れず。杞嘗て往訪す、子儀悉く侍妾を退く。或る人故を問ふ。子儀曰く、杞、貌陋にして心險なり、婦人之を見れば必ず笑はん、他日、杞、志を得ば、吾が族類無からんと。
【九】 王衍云々。晉書に云はく、衍、盛才美貌あり、明悟神の如し、自ら子貢に比す。
【一〇】 伎はす求らず。詩經の鄘風の語。
【一一】 夷・齊。伯夷・叔齊。
【一二】 名字を立て。名譽の遠く聞ゆるを云ふ。
【一三】 陰・險・賊・險・狠。腹の底畏るしく、危険にして根性曲る也。

夫れ面垢つけば、洗ふことを忘れず、衣垢つけば、澣ぐことを忘れざるは、此れ人の至情なり。今や然らず、(四)臣虜の衣を衣、犬豕の食を食ひ、(五)囚首喪面して詩書を談ずるは、此れ豈に其情ならんや。凡そ事の人情に近からざる者は、大姦慝たらざるは鮮し。豎刁・易牙・開方・是れなり。

(二六)世を蓋ふの名を以てして、其の未だ形はれざるの患を濟す。治を願ふの主・賢を好むの相ありと雖も、猶ほ將に擧げて之を用ひんとす。則ち其の天下の患を爲さんこと、必然にして疑無きは、特に二子の比に非ざるなり。

孫子曰く、「善く兵を用ふる者は、(二七)赫赫の功無し」と。斯人をして用ひられざらしめば、則ち吾が言、(二八)過と爲り、而して斯人、不遇の歎あり、孰か禍の此に至るを知らんや。然らずんば、天下、將に其禍を被り、而して吾は(不幸ニ)知言の名を獲んとす。悲しいかな。

- 【四】臣虜。賤僕。
- 【五】囚首喪面。囚人の如く頭髪を梳らず、喪に居る人の如く顔を洗ひもせざる也。
- 【六】世を蓋ふ云々。世を蓋ふ程の賢名を盗み得て、未だ世に見はれざるの患を製造しつあり。
- 【七】赫赫。盛大なる貌。
- 【八】過。失言を云ふ。

卷の十七

蘇洵明允著

審勢

天下を治むる者は、尙ぶ所を定む。尙ぶ所一定すれば、千萬年に至るまで變せず、民の耳目をして一に純にして、子孫をして守る所あらしめ、以て治を爲し易し。故に三代の聖人、其後世遠き者は、七八百年に至る。夫れ豈に惟だ其民の其功を忘れざるのみにして、以て是に至るならんや。蓋し其子孫、其祖宗の法を得て、依據と爲せば、以て永久なる可し。

夏の忠を尙び、商の質を尙び、周の文を尙ぶは、天下の宜しく尙ぶべき所を視て、之を固執するなり。此を以て始まり、此を以て終り、朝に文にして暮に質に以て自ら潰亂せず。故に聖人といふ者出づれば、必ず先づ、一代の尙ぶ所を定

- 【一】審勢。天下の形勢を審知し、時勢に應ずべき國是を定むべく、即ち威を尙ぶを以て國是とすべきことを論ずるなり、此れ審敵と共に老泉の心血を注ぎたる者にして、八家文中有数の大文字なり。
- 【二】三代の聖人。禹、湯、文武。
- 【三】依據。據り所。
- 【四】忠。忠信。
- 【五】質。質朴。
- 【六】文。文華。
- 【七】固執。固く守る也。

む。周の世、蓋し周公ありて之が爲めに禮を制し、而して天下遂に文を尙ぶ。後世、賈誼といふ者あり、漢の文帝に説きて、亦、先づ制度を定めんと欲す。而るに其説、用ひらるるを果さず。

今は、天下幸に方に治安なり。子孫萬世の帝王の計、預め此時に定めざる可からず。然れども、萬世の帝王の計は、常に先づ尙ぶ所を定め、其子孫をして以て安坐して其舊を守る可からしむ。政弊ゆるに至りて、然る後其小節を變ず。而れども其大體は、卒に革

易す可からず。故に世を享くること長遠にして、民、苟簡ならず。今や之

を朝野の間に考へ、以て國家の尙ぶ所を觀るに、而も愚猶ほ惑ふ有るなり。

何となれば則ち天下の勢、強弱あり。聖人、其勢を審かにして、之

に應ずるに、權を以てす。勢強からんに、強きこと甚だしくして已ます

んば、則ち折れん。勢弱からんに、弱きこと甚だしくして已ますんば、則

ち屈せん。聖人、之を權して、其れをして甚だしくして折るると屈すると

に至らざらしむる者は、(一三) 威と (一四) 恵となり。夫れ強きこと甚だしき者は、威竭きて、振はず。弱きこ

と甚だしき者は、惠襲れて、下、以て徳と爲さず。故に弱きに處する者は、威を用ふるに利あり。而

して強きに處する者は、惠を用ふるに利あり。強きの威に乗じて以て惠を行へば、則ち惠尊く、弱き

の惠に乗じて以て威を養へば、則ち威發して天下 (一五) 震慄す。故に威と恵とは、天下強弱の勢を (一六) 裁

節する所以なり。

然り而して強弱の勢を知らざる者は、人を殺すの威ありて而も下懼れず、人を生かすの恵ありて

而も下喜ばず。何となれば、威竭きて惠襲るるが故なり。故に天下を有つ者は、必ず先づ審かに天下

の勢を知りて、而る後、與に威惠を用ふるを言ふ可し。先づ審かに其勢を知らずして、徒に「我能

く威を用ひ、我能く惠を用ふ」と曰ふ者は、未だし。故に、強くして之に

益すに威を以てし弱くして之に益すに惠を以てし以て折るると屈すると

に至る者あり。是れ悼む可きなり。

之を一人の身に譬ふるに、藥を飲み、石を餌し以て其生を養はんと將

欲すれば、必ず先づ審かに、其性の陰たり其性の陽たるを觀て、之に投ず

るに藥石を以てす。(一八) 藥石の陽にして、之に投ずるに陰を以てし、藥石の

陰にして、之に投ずるに陽を以てす。故に陰、涸るるに至らず、而して陽、

亢するに至らず。苟くも、先づ審かに己の陰たる己の陽たるを觀る能はずして、陰を以て陰を

攻め、陽を以て陽を攻むれば、則ち陰なる者は固より陰に死し、而して陽なる者は固より陽に死し、

救ふ可からざるなり。是を以て善く身を養ふ者は、先づ其陰陽を審かにし、而して善く天下を制する

者は、先づ其強弱を審かにし、以て之が謀を爲す。

- 【八】 賈誼、漢の文帝の臣。
- 【九】 小節、小節目。
- 【一〇】 革易、變更。
- 【一一】 苟簡、苟且簡略。
- 【一二】 權、臨機應變の策。
- 【一三】 威、威嚴。
- 【一四】 惠、恩惠。
- 【一五】 震慄、ふるひ、おそる。
- 【一六】 裁節、程よく加減する也。

節する所以なり。
然り而して強弱の勢を知らざる者は、人を殺すの威ありて而も下懼れず、人を生かすの恵ありて
而も下喜ばず。何となれば、威竭きて惠襲るるが故なり。故に天下を有つ者は、必ず先づ審かに天下
の勢を知りて、而る後、與に威惠を用ふるを言ふ可し。先づ審かに其勢を知らずして、徒に「我能
く威を用ひ、我能く惠を用ふ」と曰ふ者は、未だし。故に、強くして之に
益すに威を以てし弱くして之に益すに惠を以てし以て折るると屈すると
に至る者あり。是れ悼む可きなり。

- 【一七】 石を餌す。丹砂、石膏、石鍾乳の類を食ふ也。
- 【一八】 藥石の陽云々。藥石が陽性なれば之を陰性の病に用ひ、藥石が陰性なれば之を陽性の病に用ふ。然するときは陰陽よく調節して陰も竭くるに至らず、陽もたかぶるに足らず。

昔者、周、天下を有つや、諸侯大いに盛んなり。其盛時に當りて、大なる者は已に地を有すること五百里、而して畿内は反つて千里に過ぎず。其勢、弱しと爲す。秦、天下を有つや、散じて郡縣と爲し、聚めて京師と爲す。守令に、大いなる權柄無く、伸縮進退、我に在らざる無し。其勢、彊しと爲す。然れども其成康上に在るに方りては、諸侯、小大と無く、臣伏せざるは莫し。弱きの勢、未だ外に見はれず。其後世徳を失ふに及びて、諸侯禽奔獸逸して、各其國を固くして、以て相侵伐す。而して其上の人、卒に悟らず、區區として、姑息の道を守りて、其の能く以て強國を制服するを望む。是を弱き政を以て弱き勢を濟ふと謂ふ。故に周の天下は卒に弱きに斃る。秦は、孝公より、其勢固より已に駸駸焉として、日に彊大に趨き、其子孫に及びて、已に天下を并せて、而も亦悟らず、専ら法制に任じて以て平民を斬撻す。是を彊き政を以て彊き勢を濟ふと謂ふ。故に秦の天下は卒に彊きに斃る。周は恵に拘りて權を知らず。秦は威に勇にして本を知らず。二者は皆、天下の勢を審かにせざるなり。

吾が宋の治を制するや、縣令あり、郡守あり、轉運使あり、大を以て小を系ぎ、絲牽繩聯、上に

- 【一九】畿内。天子の直轄の地。
- 【二〇】守令。郡縣の長官。
- 【二一】權柄。權力。
- 【二二】成康。周の成王、康王。
- 【二三】禽奔獸逸。鳥の如くに奔り、獸の如く逃げ去る。
- 【二四】姑息。一時凌ぎ。
- 【二五】駸駸焉。漸次に進む貌。
- 【二六】斬撻。きり、むちうつ。
- 【二七】庸待するをいふ。
- 【二八】拘。拘泥する也。
- 【二九】大を以て云々。大を以て小を結び付け、絲にて牽き繩にて連ぬるが如く、上に締めくくる。

總合す。其地萬里の外に在り、方數千里、兵を擁すること百萬なりと雖も、而れども天子、殿陛の間に一呼し、三尺の豎子、傳を馳せ、詔を捧げ、召して之を京師に歸さんとすれば、則ち印を解きて趨走して、惟だ反ばざるを恐る。此の如きの勢は、秦の恃みて以て強き所の勢なり。勢強し。然れども天下の病は、常に弱きに病む。噫、強かる可きの勢、秦の如きありて、而も反つて弱きに陥るは、何ぞや。恵に習れて威に怯るればなり、惠太甚しくして威勝たざればなり。夫れ其の恵に習れて惠太甚しき所以は、賞數多にして功無きに加ふればなり。威に怯れて威勝たざるは、刑弛みて兵振はざればなり。賞と刑と兵との其道を得ざるに由る。是を以て、弱きの實、外に著はるる有り。何をか弱きの實と謂ふ。曰く、官吏曠惰し、職廢して擧らず、而して敗官の罰、嚴を加へざるなり。多く曠ひ數々赦して、罪あるを問はず、而して典刑の禁、行ふ能はざるなり。冗兵驕狂にして、力を負み賞を幸ひ、而して維持姑息の恩、敢て節せざるなり。將帥、軍を覆して、匹馬返らず、而して敗軍の責、重きを加へざるなり。羌胡疆盛にして、中國を凌壓し、而して金縉を邀め、幣帛を増すの恥、怒るを爲さざり。

- 【元】三尺の豎子。小兒。
- 【一】傳。驛車。
- 【二】印。官職の證たるもの。
- 【三】天下の病云々。天下の患ふる所は、常に弱を患ふ。
- 【四】曠惰。職務を投げ遣りにして怠惰なる也。
- 【五】多く曠ひ。罪人も多くは曠罪金にて事を濟ます也。
- 【六】典刑。刑法。
- 【七】冗兵。無用の兵。
- 【八】維持云々。人心を維持せんと姑息の恩恵を惜しげも無く與ふるなり。
- 【九】匹馬。一匹の馬。
- 【一〇】羌胡。西夏、契丹。
- 【一一】縉。帛。
- 【一二】邀。要求する也。
- 【一三】幣帛。進物の絹。

るなり。此類の若き者は、太だ弱きの實なり。久しくして治めずんば、則ち又將に此よりも大いにん
て遂に【四】浸微浸消し。釋然として潰え以て救止す可からざるに至る者ありて之に乗せんとす。
然れども愚以爲らく、弱きは政に在りて、勢に在らず。是を弱き政を以て疆き勢を敗ると謂ふ。
今夫れ【五】一輿薪の火は、衆人の、彈りて敢て犯さざる所の者なり。擧げて之を河に投せば、則ち何
の熱をか之れ能く爲さん。是を以て、強秦の勢を負うて、弱周の弊に溺
れ、而して天下、其疆きを知らざるは、此を以てなり。

然りと雖も、政の弱きは、勢弱きの治め難きが若きに非ざるなり。借
如ば弱周の勢は、必ず其諸侯を變易して、而る後に、疆きこと能くす可
きなり。天下の諸侯は、固より未だ變易し易からず、此れ又、一日の故に
非ざるなり。若し夫れ弱き政は、則ち威を用ふるのみ。以て朝に改めて
夕に定む可きなり。

夫れ齊は古の疆國なり。而して威王は又齊の賢王なり。其の位に即くに當りて、【四】政を委して治
めず、諸侯並び侵し、而して人、其國の疆國たるを知らざるなり。一旦、怒を發して、萬家を裂きて即
墨の大夫を封じ、阿の大夫と常に阿の大夫を譽むる者とを召して烹、而して兵を發して趙魏衛を撃ち、
趙魏衛盡く【五】走りて和を請ひ、而して齊國の人人震ひ懼れ、敢て非を飾らざるは、彼誠に其政の

【三】 浸微浸消。だんだんに微
かになり、消えて行く也。
【四】 釋然。解くる貌。
【五】 一輿薪。一車ほどの薪。
【六】 政を委す。政事を放棄し
て顧みざる也。
【七】 走りて。率先して。

弱きを知りて、能く其威を用ひ、以て其弱きを濟へばなり。

況んや今、天子の尊きを以て、郡縣の勢に藉り、言、口より脱すれば、四方響應するをや。其の
威を用ふる所以の資、固より以て完具す。且つ天下を有つ者は、爲さざるを患ふ。焉んぞ爲して可な
らざる者あらん。今、誠に能く一に威を用ふるに留意し、一の賞罰、一の號令、一の舉動、一切威
に出でざるは無く、嚴に刑法を用ひて、有罪を赦さず、力行果斷して、衆
人の是非に牽かれず、測られざるの刑を用ひ、測られざるの賞を用ひ、而
して天下の人をして之を視ること風雨雷電の如く、【四】遽然として至り。

截然として下り、其の従つて發する所を知らずして、逃遁す可からざらしめ
ば、朝廷此の如くにして、然る後、平民、益々【五】檢慎を務め、而して
奸民猾吏、亦、常に恐然として、刑法の其身に及ぶを懼れ、而して其
手足を斂め、敢て輒く法を犯さじ。此れを之れ強き政と謂ふ。政強から

ば、之を爲すこと數年にして、天下の勢、以て復た強かる可し。愚故に曰く、弱きの恵に乗じて以て威を
養へば、則ち威發して天下震慄すと。然らば則ち當今の勢を以て、謂はゆる【三】萬世まで帝王と爲り
て、其大體卒に革易す可からざる者を求むれば、其れ威を尙ぶのみ。
或るひと曰く、當今の世は、事、誠に、威を尙ぶよりも便なる者無し、然れども孰か夫の萬世の

【四】 言口より云々。天子一言
すれば天下響應の如く應ず。
【五】 遽然。俄なる貌。
【六】 截然。忽ち。
【七】 檢慎。自制、小心。
【八】 萬世云々。秦の始皇の制
に、朕を始皇帝と爲し、二世
三世より千萬世に至り、無窮
に傳へんとあるより出づ。

問其政の變せずして、必ず威と曰ふを知らんやと。愚之に應へて曰く、威は、君の恃みて以て君たる所なり。一日にして威無くんば、是れ君無きなり。久しくして政弊えば、其小節を變じて、之に參ふるに恵を以てし、秦の甚だしきが若きに至らざらしめば、可なり。擧げて之を棄つるは過てり。或る者又曰く、王者は、徳に任じて刑に任せず。刑に任ずるは、霸者の事、宜しく言ふべき所に非ずと。(答へて)此れ又、謂はゆる理を知る者に非ざるなり。夫れ、湯武は皆王なり。桓文は皆霸なり。武王は、紂の暴に乗じて、民を、炮烙斬刑の地より出す。苟くも又遂に多く人を殺し、多く人を刑して、以て治を爲さば、則ち民の心去らん。故に其治、一に禮義より出づ。彼の湯は則ち然らず。桀の惡は固より、以て紂に異なる無し。然れども其刑は、紂の暴の甚だしきが若くならざるなり。而して天下の民、其風に化し、淫情にして法度を事とせず。(姜)書に曰く、「有衆、率ゐて怠り、協はず」と。而して又諸侯昆吾氏、首として亂を爲す。是に於て、其強梗怠惰不法の人を誅鋤して、以て紛亂を定む。故に、記に曰く、「商人は罰を先にして賞を後にす」と。桓文の事に至りては、則ち又、皆刑に任ずるに非ざるなり。桓公は管仲を用ふ。管仲の書は、好みて刑を言ふ。故に桓公の治は、常に刑に任ず。文公は、長者なり。其、佐狐趙先魏は、皆、説くに刑

- 【三】 湯武。殷の湯王、周の武王。
- 【四】 桓文。齊の桓公、晉の文公。
- 【五】 炮烙斬刑。火あぶり、首きり、足きり。
- 【六】 書に云はく云々。書經の湯誓篇の語。人民皆怠惰になり、心が一致協和せぬとの意。
- 【七】 記に曰く云々。禮記の表記の篇の語。
- 【八】 長者。寛仁なる人。
- 【九】 佐云々。輔佐の臣たる狐偃、趙衰、先軫、魏離。

法を以てせず、其治も亦未だ嘗て刑を以て本と爲さず、而して號は亦霸たり。而して湯は王に非ずして文は霸に非ずと謂ふことは、得んや。故に、刑を用ふるは必ずしも霸にあらず、而して徳を用ふるは必ずしも王にあらず、各々、其勢の何をか宜しく用ふべき所なるかを觀るのみ。然らば則ち今の勢は何爲れぞ刑を用ふ可からざらん。刑を用ふるは、何爲れぞ王道と曰はざらん。彼の、先づ天下の勢を審かにせずして天下の務に應せんと欲するは、難し。

二審 敵

中國は内なり。四夷は外なり。憂の内在る者は本なり。憂の外に在る者は末なり。夫れ天下、内憂無ければ、必ず外懼あり。本既に固し、蓋そ其末を、釋てて以て肩を息めざるや。曰く、未だし。古は夷狄の憂、外に在り。今は夷狄の憂、内に在り。其末を釋つるは可なり、而れども愚、方今夷狄の憂の末たるを識らざるなり。古は夷狄の勢、大いに弱ければ則ち臣たり、小しく弱ければ則ち遁れ、大いに盛んなれば則ち侵し、小しく盛んなれば則ち掠む。吾が兵良にして食足り、將賢にして士勇なれば、則ち患、中原に在らず。是の如くにして外憂と曰ふは可なり。今の蠻夷は、姑く、其の臣たると遁るるとを望む無く、其志の侵掠に止まるを求むるも、而も得可からざるなり。

- 【一】 審敵。敵情を審かにするの義。敵とは契丹なり、宋は久しく契丹に壓迫せられ、常に金帛を賂ひ、侵略を免れんとし、之によりて中國疲弊す、適く契丹に内亂あり、老泉、此れ乘ずべき機なりとし、此文を作る。
- 【二】 釋。打ち捨て置く也。
- 【三】 中原。中國。
- 【四】 今の蠻夷。契丹。

北胡の驕恣は、日たるや久し。歳々に金縢を邀むること、數十萬を以て計ふ。昔者、吾が西羌の變あるを幸として、不遜の語を出し、以て中國を撼かす。天子、邊民をして重ねて鋒鏑に困しましむるに忍びず。是を以て虜日に益々驕りて、賄日に益々増し、今に迫りて凡そ數十百萬なり。而も猶ほ慷慨として、未だ其欲に満たず、中國を視ること外府の如く然り。則ち其勢、又、將に數十百萬に止らざらんとするなり。夫れ賄益多ければ、則ち賦斂重からざるを得ず。賦斂重ければ、則ち民、残はれざるを得ず。故に名は民を息ふと爲すと雖も、而れども其實は其死を愛して其生を殘ふなり。名は外憂と爲せども、而れども其實は憂内に在るなり。外憂の去らざるすら、聖人は猶ほ且つ之を恥づ。内憂にして而も之が計を爲さずんば、愚、天下の久安にして變無き所以を知らざるなり。

古は匈奴の強きは、冒頓に過ぎず。暴秦、刻剝、劉項戰奪の後に當りて、中國、溢然たり。今を以て之を度るに、彼、宜しく遂に入りて中原を踐むこと、大河を決し、蟻壤を潰すが如くなるべし。然るに卒に其疆を越えて以て吾が尺寸の地

- 【五】西羌の變。趙元昊の亂をいふ。
- 【六】不遜の語。無禮の語。宋より契丹に金帛を贈るを「獻す」と曰ふべしと要求せり。
- 【七】邊民。邊境の民。
- 【八】鋒鏑。ほこさき、矢さき。
- 【九】賄。賄賂。
- 【一〇】慷慨。不満足なる貌。
- 【一一】外府。國外の庫。
- 【一二】賦斂。人民より取り上ぐる租税などを云ふ。
- 【一三】冒頓。單于。匈奴の君長の名。
- 【一四】刻薄。手荒き政治を云ふ。
- 【一五】劉項戰奪。漢の高祖と楚の項羽との戰爭。
- 【一六】溢然。國力の盡き果てたる貌。
- 【一七】蟻壤。蟻の塚。

を有する能はず。何となれば則ち中原の疆は、固より皆匈奴に百倍し、猶ほ以て之を制するに足りければなり。五代の際、中原、君無し。晉塘、子行を以て匈奴に事へ、幽燕の地を割きて、以て其強大を資く。孺子繼いで立ち、大臣、外に叛き、匈奴、境を掃うて來寇す。兵、刃に血ぬらずして、京師、守られず、天下、其禍を被る。匈奴、是より、始めて、中原を輕んずるの心あり、以爲らく、得て取る可しと。吾が宋の景徳中に及びて、大舉して來寇す。章聖皇帝、一戰して之を卻け、遂に之と盟ひ以て和す。夫れ人の情は、勝てば則ち狂れ、狂れば則ち敗れ、敗るれば則ち懲り、懲るれば則ち勝つ。匈奴、石晉の勝に狂れて、景徳の敗あり。景徳の敗に懲りて、愚、未だ其の勝つ所を知らず。甚だ懼る可きなり。

然りと雖も、數十年の間、能く以て大變無きは何ぞや。匈奴の謀、必ず曰はん、「我百戰して人に勝たんに、人屈すと雖も我も亦勞せん。一介を馳せて中國に入り、形を以て之を凌ぎ、勢を以て之を邀め、歳に金錢を得ること數十百萬、此の如きこと數十歳ならば、我は數百千萬を益し、而して中國は數百千萬を損せ

- 【一】疆。恐らくは疆に作るべし。
- 【二】積衰新造。長らく衰へ若しくは新に出来上りたる國家。
- 【三】晉塘。後晉の石敬瑭。
- 【四】子行。子が父に事ふる禮。
- 【五】幽燕。幽州、燕州。
- 【六】孺子。石敬瑭の子、出帝。
- 【七】大臣。杜威、契丹に降る。
- 【八】境を掃ふ。國內の兵を擧ぐるを云ふ。
- 【九】景徳。眞宗の年號。
- 【一〇】章聖皇帝。眞宗の尊號。
- 【一一】一介。一個の使。
- 【一二】形を以て云々。態度を以て之を踏み付け、威勢を示して之を要求する也。

ん。吾は日に以て富み、中國は日に以て貧しからん。然る後、以て爲すあるに足る」と。天、北狄を生ず、之を犬戎と謂ふ。骨を地に投ずるに、【三〇】 猶然として争ふは、犬の常なり。今は則ち然らず。邊境の上、豈に乗ず可きの【三一】 釁無からんや。之をして來寇せしめば、大は以て一郡を奪ふに足り、小は亦以て數千人を殺掠するに足らん。而るに彼、以て其心を動かさざるは、此れ其志、小なるに非ざるなり。將に以て其銳を蓄へて吾が隙を伺ひ以て其の大いに欲する所を伸べんとす。故に小利を以て其遠謀を敗るに忍びず。【三二】 古人、言へるあり、曰く、「【三三】 虺たるに摧かずんば、蛇と爲らば奈何」と。匈奴の勢、日に長じて【三四】 炎炎たり。今や柔にして之を養ひ、以て其の卒に大變無きを冀ふ、其れ亦惑へり。

且つ今、中國の、【三五】 生民の力を竭し以て其の欲する所を奉じて而も猶ほ恐、馬として一物の其意に稱はざるを懼るるは、中國の力以て其怒を支ふるに足らずと謂ふに非ざるか。然れども愚を以て之を度るに、當今中國、石晉乗ず可きの勢の如き者、萬有る無しと雖も、匈奴の力、以て邊を犯すに足ると雖も、然れども今十數年間、吾、以て邊を犯すの憂必ず無かる可し。何ぞや。吾を畏るるに非ざるなり。其志、邊を犯すに止まらざればなり。其志、邊を犯すに止まらずして、力又未だ以て其の欲する所を成すに足らざれば、則ち其心惟だ、吾の一旦其好みを絶

- 【三〇】 猶然。犬の吠ゆる聲。
- 【三一】 釁。すさま。
- 【三二】 古人云々。國語の吳語に出づ。申包胥の言。
- 【三三】 虺。小蛇。
- 【三四】 炎炎。盛んなる貌。
- 【三五】 生民。人民。

ち以て吾の、【三六】 厚賂を失はんことを恐るるなり。然り而して驕傲にして肯て少しも屈せざるは、何ぞや。其意に曰く、「【三七】 之を邀めて而る後に固し」と。【三八】 鷲鳥の將に撃たんとするや、必ず其形を匿す。昔者、冒頓、以て漢を攻めんと欲す。漢の使至るや、輒ち其壯士健馬を匿す。故に【三九】 兵法に曰く、「辭卑き者は進むなり、辭強き者は退くなり」と。今、匈奴の君臣、形勢を張りて以て我に夸らざるは莫し。此れ其志、戰を欲せざる

こと、明らけし。【四〇】 闔閭の楚に入るや、唐蔡に因り、【四一】 句踐の吳に入るや、齊晉に因る。匈奴、誠に吾と戰はんと欲するか、曩者、陝西に【四二】 元昊の叛あり、河朔に【四三】 王則の變あり、嶺南に【四四】 知高の亂あり、此れ亦乗ず可きの勢なり。然れども終に以て動かす。則ち其志の戰を欲せざること又明らけし。吁、彼は戰を欲せずして、而も我、遂に與に戰はずんば、則ち彼既に【四五】 其志を得るなり。兵法に曰く、「其の欲する所を用ひ、其の能くする所を行ひ、其の能くせざる所を廢す。敵に於ては是に反す」と。今は、乃ち此と

- 【三六】 厚賂。手あつき賄賂。
- 【三七】 之を邀めて云々。勢を示して賄賂を要求して始めて固く之を得べし。
- 【三八】 鷲鳥。猛鳥。
- 【三九】 兵法に云々。孫子の行軍篇の語。溫柔の言語を用ふる敵は進撃し來るなり。強梗なる言語を放つ敵は退却し去るなり。
- 【四〇】 闔閭云々。吳王闔閭、唐蔡の二國と與に楚を攻め、遂に楚都に入る。
- 【四一】 句踐云々。越王句踐、吳を伐つ。時に吳の銳兵は既に齊晉との戰に死せり。遂に大いに吳を破る。
- 【四二】 元昊。趙元昊。
- 【四三】 王則云々。慶曆七年、貝州の卒王則、叛す。
- 【四四】 知高云々。皇祐四年、廣涼州の蠻、儂知高叛す。
- 【四五】 其志を得。其思ひ通りになるなり。

用ひ、其の能くする所を行ひ、其の能くせざる所を廢す。敵に於ては是に反す」と。今は、乃ち此と

異なる無からんや。

且つ匈奴の力、既に未だ以て其の大きに欲する所を伸ぶるに足らず、而して一郡を奪ひ、數千人を殺掠するの利、彼、又、以て其心を動かさざれば、則ち我、賂する勿からんのみ。賂する勿くして、彼、以て 辭と爲さば、則ち對へて曰はん、「爾、吾に功無し。歳に吾が賂を欲す。吾、戰ふあらんのみ。賂は得可からざるなり」と。
然りと雖も、天下の人必ず曰はん、「此れ愚人の計なり。天下、孰れか賂するの害たる而して賂する勿きの利たるを知らざらん。顧ふに勢不可なるのみ」と。

愚以爲らく、然らず。當今夷狄の勢、漢の 望 七國の勢の如し。昔者、高祖、(四)項籍を滅ぼすに急なり、故に數千里の地を擧げて以て諸將を王とす。項籍死し、天下定まり、而して諸將の地、因りて遂に削る可からず。是時に當りて、劉氏に非ずして王たる者、(五)八國、高祖、其の且に變を爲さんとするを懼る、故に大いに吳楚齊趙同姓の國を封じて以て之を制す。既にして信越布綰皆誅死し、而して吳楚齊趙の強、反つて以て制する無し。是時に當りて、諸侯王、名は臣たりと雖も、而も其實は (五)帝制の心有らざるは莫し。膠東、膠西、濟南、又、從つて之に和す。是に於て 擅に人を爵し、

- 【四六】 辭。言ひぐさ。
- 【四七】 七國。吳、楚、齊、趙、膠西、膠東、濟南。
- 【四八】 項籍。楚の項羽。
- 【四九】 八國。楚王韓信、梁王彭越、韓王信、長沙王吳芮、淮南王黥布、燕王臧荼、趙王張耳、燕王盧綰。
- 【五〇】 帝制。帝位に即きて制を稱する也。天子の詔を制と云ふ。

死罪を赦し、(五)黃屋を戴く。刺客公行し、(五)七首、京師に交はる。罪至つて彰はれ、勢 至つて逼れり。然るに當時の人、猶ほ且つ (五)徇符容與し、慮るに足らざるが若し。(五)月、歳を圖らず、朝夕を計らず、(五)徇循として之を摩し、(五)煦煦として之を吹く。幸にして大變無く、以て孝景の世に及ぶ。謀臣あり、(五)鼂錯と曰ふ。始めて、諸侯の地を削り以て其 (五)權を損せんことを議す。天下皆曰く、「諸侯必ず且に反せんとす」と。錯曰く、「固よりなり。削るも亦反し、削らざるも亦反す。之を削るときは、則ち反すること疾くして禍小なり。削らざるときは、則ち反すること遅くして禍大なり。吾は其の今に及びて反せざるを懼るるなり」と。天下皆曰く、「鼂錯は愚なり」と。吁、七國の禍は、免れざるを期す。其の遠きに發して禍大ならんよりは、近きに發して禍小ならんに若かず。小禍を以て大禍に易ふるは、三尺の童子と雖も、皆、其の當然なるを知る。而して其の錯に與せざる所以は、彼は皆、其勢將に遠禍あらんとするを知らざると、其勢將に遠禍あらんとするを知るも、而も (五)己見るに及ばず。自身に及ばざるを度り、以て之を後人に寄せて以て荷くも (五)吾が身を免る可しと謂ふ者となり。然らば則ち錯、一身の爲めに謀るは則ち愚にして、天下の爲めに謀るは則ち智なり。人君、又、安んぞ天下

- 【五】 黃屋。天子の車には其屋根裏に黄色の繒を張る。
- 【五二】 七首。短刀。
- 【五三】 徇符容與。ゆつたりとて氣の長きこと。
- 【五四】 月歳云々。一月づつ送りて一年の計を爲さず、朝には夕の計を爲さず。
- 【五五】 徇循。撫で摩する貌。
- 【五六】 煦煦云々。息を吹きかけ、あたたむる也。
- 【五七】 權。權勢。
- 【五八】 己見るに及ばず。自身存命中には此事無き也。
- 【五九】 吾が身を免る。吾が身の難を免るる也。

の謀を捨てて一身の謀を用ふ可けんや。

今者匈奴の強は、七國に滅せず、而るに天下の人、又、當時の議を用ひ、因循維持して、以て今に至り、方に且つ以爲らく、事無しと。而るに、愚以爲らく、天下の大計は、賂する勿きに如かず。

賂する勿きときは則ち變疾くして禍小なり。之に賂するときは則ち變遅くして禍大なり。其疾きを畏るは、其大を畏るに若かず。其遅きを樂しむは、其小を樂しむに若かず。天下の勢は、弊船の中に坐して、駭乎として將に深淵に入らんとするが如し。其尙は淺きに及びて之を捨てて自ら生くるの道を求めずして、足を濡らすを以て、解を爲すは、是れ固より夫の覆溺の道なり。聖人は、患を未だ萌ざるに除き、然る後、能く禍を轉じて福と爲す。今や不幸にして之を養うて以て此に至り、而して近憂小患をも、又憚りて決せずんば、則ち是れ遠憂大患、終に去る可からざらん。

赤壁の戰、惟だ周瑜呂蒙のみ、其勝たんことを知り、(晉) 吳を伐つの役、惟だ羊祜張華のみ、以て是と爲す。然らば則ち庸人の意に合ふこと能はず。此れ鼂錯の愚とせらるる所以なり。然りと雖も、錯の謀は、猶ほ遺憾あり。何となれば、錯は七國の必ず反するを知りて、而も反に

宏遠深切の謀は、固より

宏遠深切。遠大適切。

羊祜張華。晉の人。

當時、漢の時。

因循維持。ぐづぐづして爲す所無くして、持續する也。

解。言ひわけ。

覆溺。顛覆溺死。

赤壁の戰。魏の曹操、吳を伐つ、吳の群臣皆降らんと欲す、獨り周瑜、呂蒙の二人、戰を主唱し、遂に魏を赤壁に破る。

羊祜張華。晉の人。

宏遠深切。遠大適切。

當時、漢の時。

因循維持。ぐづぐづして爲す所無くして、持續する也。

解。言ひわけ。

覆溺。顛覆溺死。

赤壁の戰。魏の曹操、吳を伐つ、吳の群臣皆降らんと欲す、獨り周瑜、呂蒙の二人、戰を主唱し、遂に魏を赤壁に破る。

羊祜張華。晉の人。

當時、漢の時。

因循維持。ぐづぐづして爲す所無くして、持續する也。

解。言ひわけ。

覆溺。顛覆溺死。

赤壁の戰。魏の曹操、吳を伐つ、吳の群臣皆降らんと欲す、獨り周瑜、呂蒙の二人、戰を主唱し、遂に魏を赤壁に破る。

備ふるの計を爲さず、山東に變起りて、關内騷動す。今者、匈奴の禍は、又、七國の制し難きに若かず。七國の反するや、中原半は敵國と爲る。匈奴の叛するや、中國、全を以て其後を制す。此れ又、謀を爲し易きなり。

然らば則ち之を謀ること奈何。曰く、匈奴の計は、三に過ぎず。一に曰く聲、二に曰く形、三に曰く實。匈奴は、中國を怯と謂ふこと久し。吾を以て、終に敢て之と抗せずと爲す。且つ其心は常に、前好を固くして厚賂を得、以て其力を養はんと欲す。今や遽に之を絶たば、彼必ず曰はん、「戰うて勝つは、坐して賂を得るの利たるに如かざるなり。華人は怯なり。吾、先聲を以て之を脇す可し。彼、將に復た我に賂せん」と。是に於て遠近に宣言せん、「我將に某の日を以て某の所を圍み、某の日を以て某の所を攻めんとす」と。此の如くする之を聲と謂ふ。(之ニ對シ) 邊郡に命じ、士卒を休め、旗鼓を

優せ、寂然として、其聲を聞かざるが若くす。聲、既に(我)動かすこと能はずんば、則ち彼の計、將に形に出でんとす。(之ニ對シ) 道を除ひ棘を翦り、多く疑兵を爲して、以て吾が城に臨まん。此の若くする之を形と謂ふ。(之ニ對シ) 溝を深くし壘を固くし、野を清めて以て待ち、寂然として、其形を見ざるが若くす。形、又(我)動かすこと能はずんば、則ち(我)技、此に止まる。將に遂に兵を練り馬に秣

【六七】 全。全體。

【六八】 華人。中國の人。

【六九】 先聲。第一著の風説。

【七〇】 道を除ふ。行軍の邪魔になる者を除き去る也。

【七一】 疑兵。敵を惑はす虚偽の兵。

【七二】 野を清む。田畑の穀物野菜等を刈り取る也。

【七三】 技。術。

【七四】 秣。餌。

【七五】 秣。餌。

【七六】 秣。餌。

【七七】 秣。餌。

以て實に出でんとす。實にして之と戦はば、之を破ること易からんのみ。

彼の計は、必ず先づ聲と形とに出で、而して後に、實に出づる者なり。聲と形とに出づるは、我が懼れて重賂を以て和を請はんことを期するなり。實に出で、已むを得ずして我と戦ふは、以て一時の勝を幸とするなり。夫れ勇は、以て之を怯に施す可し、以て之を智に施す可からず。今夫れ叫呼跳りして氣を以て先んずる者は、世の謂はゆる善く鬪ふ者なり。然りと雖も、全力を蓄へて以て之を待

つときは、則ち未だ始より勝たずんばあらず。彼の叫呼するは聲なり。跳りするは形なり。以て之を待つ無きときは、則ち聲と形とは亦、以て人に卒に乗ずるに足る。然らずんば、徒に自ら其力を無用の地に弊らす、是を以て、勝つこと能はざるなり。韓許公、宣武軍に節度たり。李師古、公の嚴整なるを忌み、來り告げしめて曰く、「吾、將に道を假りて滑を伐たんとす」と。公曰く、「爾能く吾が界を越えて盜を爲すか。以て相待つあり。虚言を爲す無かれ」と。滑の帥、急を告ぐ。公、謂はしめて曰く、「吾、此に在り。公、安んじて、恐るる無かれ」と。或るひと告ぐ、「道を除ひ棘を翦り、兵且に至らんとす」と。公曰く、「兵來るは、道を除はざるなり」と。師古、詐窮まり、遷延して以て遁る。愚故に曰く、彼の計は聲と形とに出で、而して動かす能はずんば、則ち技、此に止まらん。之と戦ひ之を破るは易からんのみと。

- 【七四】 卒に乗ず。だしめけに付ける。
- 【七五】 韓許公。韓文の許國公神道碑を參看せよ。
- 【七六】 遷延。ぐづぐづする。

方今、匈奴の君、内難ありて新に立つ。意ふに其れ必ず與し易からん。鄰國の難は、霸王の資なり。且つ天の與ふるを取らずんば、將に其弊を受けんとす。賈誼曰く、「大國の王、幼弱にして未だ壯ならず、漢の置く所の傳相、方に其事を握る。數年の後、大抵皆冠し、血氣方に剛く、漢の傳相、病を以て罷を賜はん。是の時に當りて、安を爲さんと欲するは、堯舜と雖も能はじ」と。嗚呼、是れ七國の勢なり。

任相 衡論の一

古の善く人の國を觀る者は、其相の如何なる人なるかを觀るのみ。議者常に曰く、「將と相と均し」と。將は特に一大有司のみ。相伴しきに非ざるなり。國に征伐ありて而る後將の權重し。征伐あるも、征伐無きも、相は、皆、一日も輕んず可からず。相賢ならんか、則ち羣有司皆賢にして、將も亦賢なり。將賢ならんか、相賢ならずと雖も、將(之)易ふ可からざるなり。故に曰く、將は特に一大有司のみ、相伴しきに非ざるなりと。

相に任ずるの道は、將に任ずると同じからず。將たる者は、大概多才なれども、或は頑鈍にして恥無し。皆節廉にして禮を好み犯す可からざる者に非ざるなり。故に、必ずしも優するに禮貌を

- 【七〇】 内難。内亂。
- 【七一】 鄰國云々。隣國の困難なるは、霸王たる者の取りて以て資とすべき者なり。
- 【七二】 弊。惡結果と云ふが如し。
- 【七三】 傳相。附け家老。
- 【七四】 冠。成年となりて冠する也。
- 【七五】 罷。官を罷めらるること。
- 【七六】 安。安泰。
- 【七七】 頑鈍。強情遲鈍。
- 【七八】 節廉。節義廉潔。
- 【七九】 優。優遇。

以てせず。而して其の 不羈不法の事あるときは、則ち亦常法を以て御す可からず。何となれば則ち 豪縦にして 約束に趨かざるは、亦將の常態なればなり。武帝の大將軍を視るや、往往、厠に踞す。而して 李廣利、大宛を破るや、士卒を侵殺する罪は、則ち寢いて問はず。此れ將に任ずるの道なり。

若し夫れ相は、必ず節廉にして禮を好む者の爲さなり、又、豪縦にして約束に趨かざる者の爲るに非ざるなり。故に之に接するに禮を以てし、而して重く之を責む。古は相の天子に見ゆるや、天子、之が爲めに席を離れて起立す。道に在りては、之が爲めに輿を下る。病あれば相問ひ、不幸にして死すれば親しく弔す。之を待つこと此の如く其れ厚し。然れども、其の罪あるや、亦、私せざるなり。天地の大變、天下の大過あれば、相、不起を以て聞す。相、任に勝へず、策書至れば、布衣、府を出でて免ず。相、他の失あれば、(一) 棧車牝馬、歸りて以て過を思ふ。

夫れ之に接するに、禮を以てして、然る後、以て其賞を重くして、怨言無からしむ可し。之を責むること重くして、然る後、之に接するに禮を以てして、而も過と爲さず。

- 【四】不羈不法。不從順不規律。
- 【五】豪縦。わがまま。
- 【六】約束に趨く。規約を守る。
- 【七】武帝。漢の孝武皇帝。
- 【八】李廣利。太初三年、李廣利をして宛を伐たしむ。之を破りて善馬數十匹を得たり。四年、廣利を封じて海西侯となす。然れども其當時、軍中の將吏士卒を愛せず、之を侵ししが爲めに、死する者多かりしが、其罪は措いて問はざりき。
- 【九】相不起を以て聞す。相は自ら責を引き、病を以て起つて事を視ること能はずと奏し、其罪を待つ。
- 【一〇】策書云々。宮中より文書下れば、布衣を著て、役所を出でて免官となる。
- 【一一】棧車。竹木の車。

薄くして責重きや、彼將に曰はんとす、「主上、我を遇するに何の禮を以てして、我に重くするに此責を以てするや、甚だしいかな、責軽くして禮重し」と。彼、將に遂に「弛然として肯て自ら飭めざらん」とす。故に禮以て其心を維ぎ、而して責を重くして以て其怠りを勉めて、而る後、相たる者、忠を朝廷に盡さざるは莫くして、其私を恤へず。

吾、(四) 賈誼の書を觀、謂はゆる長太息すといふ者に至りて、常に反覆して讀みて已む能はず。以爲らく、誼は文帝の時に生る。文帝、將相大臣を遇すること、禮無しと爲さず、獨り周勃一たび獄に下る、誼(此一事)遂に此を發す。誼をして近世に生れて其宰相を遇する所以の者を見しめば、則ち當に復た何如すべきや。

夫れ (五) 湯武の徳は、三尺の豎子も、皆、其の聖人たるを知る。而るに猶ほ伊尹・太公といふ者あり、師友と爲る。伊尹・太公は、湯武よりも賢なるに非ざるなり。而るに、二聖人は特に顧みずして以て之を師友とせしは、(至尊ト) 尊ぶあるを明かにするなり。

噫、近世の君、姑く此に責むる勿し。天子、座に御し、宰相を見て起つ者之れ有りや。無し。輿に在りて、下る者之れ有りや。亦無し。天子、殿上に坐し、宰相と百官と、下に趨走す。(二六) 掌儀の官、

- 【一】弛然。心ゆるむ貌。
- 【二】私を恤ふ。私事を心配する也。
- 【三】賈誼の書。痛哭流涕長太息の上書。其中に大臣薄遇の條あり。
- 【四】湯武。殷の湯王、周の武王。
- 【五】掌儀の官。朝儀をつかさどる官。

名いひて之を呼ぶ、郡守の。胥吏を召ぶが若きのみ。臣子此を爲すは、亦過たすと雖も、然れども尊

を尊び貴を貴ぶの道は、是の若く衰れざるなり。

夫れ既に之を待つに禮を以てすること能はざれば、則ち其の之を罪するや、吾が法、將に亦用ひら

るを得ざらんとす。何となれば、禮を用ふるに果さずして、刑を用ふるに果せば、則ち其心服せ

ず。故に法に曰く、「某の罪あれば、之に加ふるに某の刑を以てす」と。其

の相を免するに及びてや、既に「某の罪あり」と曰へども、刑は加へず、

之が一官を削りて之を大藩鎮に出すに過ぎず。此れ其弊、皆、之が禮を爲

さざるより始まる。

賈誼曰く、「中罪にして自ら弛め、大罪にして自ら裁す」と。夫れ人、

我を誅せざるに、安んぞ其身を棄つるに忍びんや。(然ルニ之ヲ)此れ必ず大

いに其君に愧づる有るなり。故に人君は、必ず以て其臣を愧ぢしむる有れば、則ち其臣、爲さざる所

あり。武帝、嘗て、冠せざるを以て 平津侯を見る。故に、天下事あり、朝廷憂懼するの際に當りて、

石慶をして其間に容るるを得しめて、而も怪しむ無し。然らば則ち必ず其の之を待つこと禮の如

くにして、而る後、以て之を責むること法の如くす可きなり。

且つ吾之を聞く、待つに禮を以てして、而も彼、自ら(力)效して以て其上に報せず、其責を重くし

て、而も彼、自ら勉めて以て其身を重くし其祿位に安んじ其功名を成さざるは、天下、有る無きな

りと。

彼の人主、上に傲然として、宰相を禮せず、以て自ら尊大なるは、宰相をして自ら效して以て其上

に報せしむるの利たるに孰若ぞ。宰相、其君の責めざるを利として、其私を豊かにするは、自ら勉

めて以て其身を全うし其祿位に安んじ其功名を成すの福たるに孰若ぞ。吾、又、未だ利を去りて害

に就き福を遠ざけて禍を求むる者を見ざるなり。

御將 衡論の一

人君の臣を御する、相は易くして將は難し。將に二有り、賢將あり、才

將あり。而して才將を御するは尤も難し。相を御するには禮を以てし、將

を御するには術を以てす。賢將を御するの術は信を以てし、才將を御するの術は智を以てす。禮を以

てせず、信を以てせざるは、是れ爲さざるなり。術を以てせず、智を以てせざるは、是れ能くせざる

なり。故に曰く、將を御するは難く、而して才將を御するは尤も難しと。

六畜は其初め皆 獸なり。彼の虎豹は能く搏ち能く噬み、而して馬も亦能く 蹄し、牛も亦能く

觸る。先王、能く搏ち能く噬む者は、人力を以て制す可からざるを知る、故に之を殺す。之を殺すこ

- 【一】 御將。將を御する也。
- 【二】 六畜。六種の家畜。馬、牛、羊、鶏、犬、豕。
- 【三】 獸。野獸。
- 【四】 蹄。蹄る。
- 【五】 觸。角にて突く。

- 【一七】 胥吏。小吏。
- 【一八】 中罪云々。中罪なれば自ら官途を退き、大罪なれば自殺す。
- 【一九】 平津侯。公孫弘。
- 【二〇】 石慶云々。石慶の如き無能の者を相位に置きて、更に不思議とも思はず。

と能はざれば、之を驅りて而る後已む。蹄ある者は、馭するに羈縻を以てす可く、觸るる者は、拘するに楅衡を以てす可し。故に先王、其材を棄てて天下の用を廢するに忍びず。如し「是れ能く蹄し是れ能く觸る、當に虎豹と并せ殺して同じく驅るべし」と曰はば、則ち是れ天下、騏驥無く、終に以て服乘する無からんか。

先王の才を選ぶや、大奸(二〇)劇惡・虎豹の以て其搏噬を變ず可からざるが如き者に非ざるよりは、未だ嘗て之を制するに術を以てして其才を全くし以て用に適することを欲せずんばあらず。況んや將たる者をや。又、責むるに(二一)廉隅細謹を以てす可からず、其才如何を顧みるのみ。

漢の(二三)衛霍・趙充國、唐の李靖・李勣は、賢將なり。漢の韓信・鄒布・彭越、唐の薛萬徹・侯君集・盛彦師は、才將なり。賢將は既に多く有らざれば、才なる者を得て之に任じて可なり。苟くも又「是れ御し難し」と曰はば、則ち是れ不肖者にして而る後可なり。結ぶに重恩を以てし、示すに(三三)赤心を以てし、田宅を美にし、(三四)飲饌を豊にし、歌童舞女、以て其口腹耳目の欲を極め、而して之を折くに威を以てす。此れ先王の才將を御する所以の者なり。

近ごろの論者、或は曰く、「將の志を畢し力を盡し霜露を犯し白刃を蹈みて而も辭せざる所以

- 【六】 驅。逐ひ拂ふ。
- 【七】 羈縻。手綱の類。
- 【八】 楅衡。角の端に施したる横木、牛の人を突くことを防ぐの具。つのよけ。
- 【九】 騏驥。良馬。
- 【一〇】 劇惡。極惡。
- 【一一】 廉隅細謹。折りめ正しく謹み深き也。
- 【一二】 衛霍。衛青と霍去病。
- 【一三】 赤心。誠意。
- 【一四】 飲饌。飲食。

は賞を冀へばなるのみ。國家を爲むる者、賞を先にする勿くして以て其成功を邀むるに如かず」と。或は曰く、「賞は人を使ふ所以なり。賞を先にせざれば、人、我が用を爲さず」と。是れ皆(二五)一隅の説にして、通論に非ざるなり。

將の才に、固より小大あり。(二六)庸將の中に傑然たる者は、才小なる者なり。才將の中に傑然たる者は、才大なる者なり。才小なれば、志も亦小、才大なれば、志も亦大なり。人君、當に其才の小大を觀而して制御の術を爲し以て其志に稱ふべし。一隅の説は、用ふ可からざるなり。

夫れ騏驥を養ふ者は、其(二七)芻粒を豊にし、其(二八)羈絡を潔くし、之を

(二九)新閑に居き、之を清泉に浴し、而る後、之に千里を責む。彼の騏驥は、其志、常に千里に在るなり。夫れ豈に一飽を以てして其志を廢せんや。

鷹を養ふに至りては則ち然らず。一雉を獲れば、飼ふに一雀を以てし、一兔を獲れば、飼ふに一鼠を以てす。彼、力を擊搏に盡さざれば、則ち其勢、食を得る所無きを知る。故に然る後、我が用を爲す。

才大なる者は騏驥なり。先づ之を賞せざるは、是れ騏驥を養ふ者、之を饑して、其千里を責むとも、得可からざるなり。才小なる者は鷹なり。先づ之を賞するは、是れ鷹を養ふ者、之を飽かしめて、其擊搏を求むとも、亦得可からざるなり。是故に先づ賞するの説は、之を才大なる者に施す可く、先づ

- 【二五】 一隅の説。一方にかたよりの説。
- 【二六】 庸將。凡庸の將。
- 【二七】 芻粒。藁、米。共に馬の食料。
- 【二八】 羈絡。手綱の類。
- 【二九】 新閑。新なる馬小屋。

賞せざるの説は、之を才小なる者に施す可く、兼ねて之を用ひて可なり。

昔者漢の高帝、一たび韓信を見て、授くるに上將を以てし、衣を解きて之に衣せ、食を推して之に

哺はしむ。一たび黥布を見て、以て淮南王と爲し、(三) 供具飲食、王者の如くす。一たび彭越を見て、

以て相國と爲す。是時に當りて、三人の者、未だ漢に功あらざるなり。厥後、項籍を垓下に追ひ、信越

と期して而も(越) 至らざるや、數千里の地を捐てて以て之に昇ふること、(三)

弊屣を棄つるが如し。項氏未だ滅びず、天下未だ定まらずして、三人の者

は已に富貴を極む。何となれば則ち高帝、三人の者の志大にして富貴を

極めずんば則ち我が用を爲さず富貴を極むと雖も而も項氏を滅ぼさず。

天下を定めずんば則ち其志已まざるを知らばなり。

樊噲、滕公灌嬰の徒に至りては、則ち然らず。一城を抜き、一陣を陥れ

て、而る後、數級の爵を増す。否ざれば則ち終歲遷らざるなり。項氏、已

に滅び、天下已に定まるや、樊噲、滕公灌嬰の徒は、百戰の功を計りて、而る後、之を通侯に爵す。夫れ豈

に高帝は此に至りて齎まんや。其才小にして志小に先づ賞せずと雖も怨みず而して先づ之を賞せば、

則ち彼將に(三) 泰然として自ら満ちて復た功を立つるを以て事と爲さざらんとするを知るが故なり。

噫、韓信の齊に立つに方りて、(三) 蒯通、武涉の説、未だ去らざるなり。是の時に當りて、之が王

を奪はば、漢其れ殆いかな。夫れ人豈に天下を三分して自立するを欲せざる者あらんや。而るに彼は

則ち曰く、「漢王は我が齊を奪はざりしなり」と。故に齊を捐てずんば則ち韓信懐かじ。韓信懐かすん

ば則ち天下は漢の有に非ざらん。嗚呼、高帝は、大計を知ると謂ふ可し。

養才 衡論の一

夫れ人の爲す所、勉強す可き者あり、勉強す可からざる者あり。(二) 煦煦

然として仁と爲し、(三) 子孑然として義と爲し、片言を食まざるを以て信と

爲し、小利を見ざるを以て廉と爲さんに、古の謂はゆる仁と義と信と廉と

は是の如きに止まらずと雖も、而も天下の人も亦、是れ仁人に非ず、是れ

義人に非ず、是れ信人に非ず、是れ廉人に非ず」とは曰はじ。此れ則ち己

に諸無しとも、而も勉強して以て到る可き者なり。朝廷に在りて百官肅

み、邊鄙に在りて四夷懼れ、之を(三) 繁劇紛擾の中に坐せしめて而も亂れず、之を

じて而も惑はず、吏と爲りて吏たり、將と爲りて將たり、是の如きは、天の與ふる所性の有する所に

非ずんば、勉強して能くす可からざるなり。道と徳とは、勉めて以て進む可きなり。才は、(三) 強振し

- 【一〇】 供具。調度。
- 【一一】 弊屣。破れたる履。
- 【一二】 泰然云々。安心満足する也。
- 【一三】 蒯通。韓信に事へし者にして、信に勸めて漢に背かしめんとせしも、信従はず。
- 【一四】 武涉。項羽、武涉をして韓信に説かしめ、與に和せんとせしも、信従はず。

- 【一】 煦煦然。物を温むる貌。小仁に喩ふ。
- 【二】 子孑然。孤立の貌。
- 【三】 繁劇紛擾。繁忙にして紛亂したる也。
- 【四】 羽檄奔走。軍事の急變多きを云ふ。羽檄は、至急の回文。檄は木簡なり、急なるときはこれに鷄羽をばさむを以て羽檄と云ふ。
- 【五】 強振。無理に引き延ばす也。

今、二八あり、一人は揖讓を善くし、一人は騎射を善くすれば、則ち人未だ揖讓を以て騎射よりも賢なりとせざるは有らず。然り而して揖讓する者は未だ必ずしも騎射を善くせず、而るに騎射する者は其弓を捨てて以て其間に揖讓せば、則ち未だ必ずしも容を失はざらん。何ぞや。才は強め難くして、道は勉め易ければなり。

吾、世の人を用ふるを觀るに、好みて、勉強す可きの道と徳とを以て之を勉強す可からざる才の上に加へて曰く、「我、賢を貴び能を賤しむ」と。是を以て道と徳とは、未だ以て人を化するに足らずして、才は遺さるる有り。

然り而して此を爲すは、亦、由あり。才ある者にして、衆人の勉強する所の者を爲す能はざればなるのみ。何となれば則ち奇傑の士は、常に自負を好み、疎侮傲誕にして、繩檢を事とせず、往往にして法律を冒し、刑禁に觸れ、叫號驩呼し、以て其一時の樂を發して、而も其禍を顧みず、利を嗜み酒に【一〇】 醜し、氣を使ひ物に傲り、志氣一たび發すれば、則ち倏然として遠く去り、羈束するに禮法を以てす可からず。然れども、其一旦翻然として悟り節を折りて此を爲さず。以て意を嚮の謂はゆる道と徳と勉強す可き者に留むるに及びては、則ち何ぞ至らざるを病まん。奈何ぞ【一一】 樸樾たる小道を以て、諸を其上に

- 【六】 未だ必ずしも云々。容儀を取り亂すとは限らず。隨分立派に振舞ふべしとの意。
- 【七】 遺す。捨て置く也。
- 【八】 疎侮傲誕。事物を投げ遣りにして大言壯語する也。
- 【九】 繩檢。規律。繩は約なり。檢は束なり。
- 【一〇】 醜。醉狂する也。
- 【一一】 倏然。高く擧る貌。
- 【一二】 樸樾。小木なり。小道に喩ふ。

加へんや。

夫れ其の、肯て【一三】 規規として以て禮法を事とせずして、必ず自ら【一四】 縦にして以て此を爲すは、乃ち上の人の過なり。古の奇傑を養ふや、之に任するに權を以てし、之を尊ぶに爵を以てし、之を厚くするに祿を以てし、之を重くするに恩を以てし、之を責むるに天下を【一五】 措置するの務を以てし、而して其平居自ら【一六】 縦にするの心を易へ、而して聲色耳目の欲、又、已に外に極まる。故に、恣にするを待ちて而る後に樂と爲さず。今は則ち然らず。奇傑、【一七】 尺寸の柄無く、【一八】 一命の爵に位し、斗升の祿を食む者、半に過ぐ、彼又安んぞ法を越え禮を踰えて自ら快とせざるを得んや。【一九】 我又安んぞ之を急にするに法を以てし泰然として自ら縦にするを得ざらしむ可けんや。今、我、之を繩すに法を以てする、亦已に急なり。之を急にして已ま

- 【一三】 規規。規則に拘泥する貌。
- 【一四】 措置。處置。
- 【一五】 尺寸の柄。僅少なる權力。
- 【一六】 一命の爵。士たる者を云ふ。
- 【一七】 我。上たる人を云ふ。
- 【一八】 彼已に憾めり。彼已に我に憾を抱くが故に用を爲さざる也。

た越に走る有らんのみ。
噫、無事の時、既に養ふ能はず、其不幸にして一旦邊境の患、擾亂にして治め難きの事あるに及びて、而る後優詔して以て之を召し、豊爵重祿以て之を結ばば、則ち彼已に憾めり。夫れ彼、固より純忠なる者に非ざれば、又、安んぞ肯て窮困無用の地に默然として已まんや。

周公の時、天下號して至治と爲す。四夷已に臣服し、卿大夫士已に職に稱ふ。是時に當りて、奇傑ありと雖も、復た用ふる所無し。而して其禮法風俗、尤も復た細密にして、朝廷と四海との人を擧げて、(一) 遵踏せざるは無し。而るに其(二) 八議の中に、猶ほ議能と曰ふ者あり。況んや當今は天下未だ甚だ至治ならず、四夷未だ盡く臣服せず、卿大夫士未だ皆職に稱はず、禮法風俗、又、細密なること周の盛時の如きに非ず。而して奇傑の士、復た(三) 簿書米鹽の間に困しむ者有り。則ち反つて其能を議して之を恕せざる可けんや。宜しく其才を哀れみて其過を貫すべき所なり。刀筆の吏の困しむる所と爲らしむる無くんば、則ち其才を盡すに庶からん。

或は曰く、奇傑の士、過あるに以て免るを得ば、則ち天下の士、孰れか自ら奇傑と爲して其過を免るを欲せざる者あらん。是れ終に亦法を潰し教を亂るのみ。(答へ) 曰く、是れ則ち然り。然れども奇傑の爲す所は、必ず(三) 挺然として衆人の上に出づ。苟くも其の已に成るの功を指して以て天下に曉し、以て其過を贖ふを得しめ、而して其の未だ功あらざる者は、則ち之に委ぬるに治め難きの事を以てして、其成績を責むるときは、則ち天下の人、敢て自ら奇傑と謂はず、而して眞の奇傑なる者出でん。

石昌言の北使と爲るを送る引

昌言、進士に擧げらるる時、吾、始めて數歳、未だ學ばざるなり。憶ふに群兒と先府君の側に戯る。昌言、旁より棗栗を取りて我に啖はしむ。家居相近く、又、親戚なるを以ての故に甚だ狎る。昌言、進士に擧げられ、日に名あり。吾、後漸く長じて、亦稍書を讀むを知り、句讀を學び、聲律を屬對す。未だ成らずして廢す。昌言、吾が學を廢するを聞き、言はずと雖も、其意を察するに、甚だ恨めり。後十餘年、昌言、第四人に及第し、四方に守官して、相聞せず。吾、日に以て壯大にして、乃ち能く感悟し、摧折して復た學ぶ。又數年、京師に遊び、昌言を長安に見る。相與に勞問すること、平生の歡の如し。文十數首を出す。昌言甚だ喜びて、善しと稱す。吾、晩學にして師無く、日に文を爲ると雖も、中心自ら慚づ。昌言の説を聞くに及びて、乃ち頗る自ら喜ぶ。

- 【一】 遵踏。遵奉履行。
- 【二】 八議。周禮の周官小司寇に出づ。罪人の刑に入るべき者事情によりて特別に詮議する八箇條あり。一に曰く、親を議す、二に曰く、故を議す、三に曰く、賢を議す、四に曰く、能を議す、五に曰く、功を議す、六に曰く、貴を議す、七に曰く、勤を議す、八に曰く、貧を議す。能を議すとは、才能ある者は、之が爲めに其罪を輕減する也。
- 【三】 簿書米鹽。帳簿を記し米鹽を取り扱ふ賤職。
- 【四】 貫。寛假する也。
- 【五】 挺然。特に抜き出づる貌。

- 【一】 石昌言云々。石は姓、字は昌言、名は揚休、善く詩を作る、北使は契丹への使なり、引は、大略、序の如くにして稍短簡なる者なり。
- 【二】 先府君。老泉の父。
- 【三】 棗栗。なつめ、くり。
- 【四】 家居。住所。
- 【五】 聲律。四聲の音律を用ふる文章。
- 【六】 屬對。綴りならぶる也。
- 【七】 第四人。第四番目。
- 【八】 相聞せず。消息絶えたり。
- 【九】 摧折。我を挫く也。
- 【一〇】 勞問。機嫌を尋ぬる也。
- 【一一】 歡。よしみ。

今、十餘年にして、又、京師に來る。而して昌言は、兩制に官し、乃ち天子の爲めに出でて、萬里の外、強悍にして屈せざるの虜庭に使い、大旆を建て、從騎數百、送車千乘、都門を出で、意氣慨然たり。自ら思ふ、兒たりし時、昌言を先府君の旁に見る、安んぞ其の此に至るを知らんや。富貴は怪しむに足らず。吾、昌言に於て、獨り自ら感ずるあるなり。大丈夫、生れて將と爲らずとも、使と爲りて、口舌の間に折衝するを得ば足れり。

往年、彭任、富公に從つて使して還り、我が爲めに言つて曰く、既に境を出でて、驛亭に宿するや、介馬數萬騎馳せ過ぎ、劍、槩相摩し終夜聲有るを聞き、從者、怛然として色を失ふ。明に及びて、道上の馬跡を視、尙ほ心掉うて、自ら禁へず」と。凡そ虜の中國に誇耀する所以の者、此類多し。中國の人、測らざるなり。故に或は震懼して、辭を失ひ、以て夷狄の笑と爲るに至る。嗚呼、何ぞ其れ思はざるの甚だしきや。

- 【一】 兩制。翰林學士と中書舍人。
- 【二】 虜庭。契丹の政府。
- 【三】 大旆。將帥の旗。旄と云ふ旗の一種に帛を續ぎて燕尾をなせるを云ふ。
- 【四】 口舌の間に折衝す。言論を以て相手を屈服する也。
- 【五】 彭任。字は有道。蜀の人。
- 【六】 富公。富弼。
- 【七】 驛亭。宿場。
- 【八】 介馬。鎧ひたる馬。
- 【九】 樂。槍。
- 【一〇】 怛然。おち懼るる貌。
- 【一一】 馬跡。馬の足あと。
- 【一二】 心掉。心臓鼓動する也。
- 【一三】 誇耀。見せびらかす。
- 【一四】 辭を失ふ。言葉を間違ふる也。
- 【一五】 奉春君。漢の劉敬の封爵。
- 【一六】 平城の役。漢の高祖、匈奴を伐ち、平城に至る。天寒く、士卒指を墮すもの仕に二

今の匈奴は、吾、其の能く爲す無きを知るなり。孟子曰く、「大人に説くには則ち之を貌んず」と。況んや夷狄に於てをや、請ふ以て贈と爲さん。

蘇氏族譜の引

蘇氏族譜は、蘇氏の族を譜するなり。蘇氏は高陽より出でて、天下に蔓延す。唐の神堯の初、長史味道、眉州に刺たり。官に卒す。一子、眉に留まる。眉の蘇氏あるは、此より始まる。

- 【一】 蘇氏族譜。蘇氏一族の系譜。
- 【二】 譜。系統的に配列するなり。
- 【三】 高陽。五帝の一なる顓頊高陽氏。
- 【四】 神堯。唐の高祖の謚なり。但し神龍の誤なるべし。神龍は中宗の年號なり。蘇味道は中宗の時の人なり。
- 【五】 譜及云々。族譜に載せざるは、關係遠くなりて内親の縁盡きたればなり。
- 【六】 代。世代。

親盡くれば則ち曷爲れぞ及ばざる。譜は親の爲めに作ればなり。凡そ子は書せらるるを得て、孫は書せらるるを得ざるは、何ぞや。以て代を著はすなり。吾の父より以て吾の高祖に至るまでは、仕ふると仕へざると、某氏を娶ると、享年幾ばく、某の日卒すると、皆書して、他は書せざるは何ぞや。吾の自つて出づる所を詳かにするなり。吾の父より以て吾の高祖に至るまでは、皆、諱は某と口ひて、他は則ち遂に之を名いふは、何ぞや。吾の自りて出づる所を貴ぶなり。譜は蘇氏の爲めに作りて、

而も獨り吾の自りて出づる所、詳と尊とを得るは、何ぞや。譜は吾が作なればなり。
嗚呼、吾の譜を観る者は、孝悌の心、以て油然として生ず可し。情は親に見はれ、親は服に見はれ、
服は衰に始まり、而して細麻に至り、而して服無きに至る。服無ければ則ち親盡き、親盡ければ則ち情盡き、情盡ければ則ち喜も慶せず、憂も弔せず。喜も慶せず、憂も弔せざれば、則ち塗人なり。
吾が與に相見て塗人の如くなる所の者は、其初は兄弟なり。兄弟は其初は一人の身なり。悲し
いかな、一人の身分れて、塗人に至るは。吾が譜の作らるる所以なり。

- 【七】油然、草木の生ずる貌。
- 【八】服は云々。喪服に斬衰、齊衰、大功、小功、細麻の五等あり、服期は斬衰の三年より細麻の三月に至る。
- 【九】塗人。途上の人、俗に謂はゆる他人。
- 【一〇】忽忘。忽略忘却。
- 【一一】系。附くる也。
- 【一二】呻。呻吟。
- 【一三】戚欣。悲と喜。
- 【一四】彼相能からざる。兄弟の睦じからざるを云ふ。

其意に曰く、分れて塗人に至るは勢なり。勢は吾之を如何ともする無きなり。幸にして其の未だ塗人に至らざるや、其をして忽忘するに至る無からしめて可なり。嗚呼、吾の譜を観る者は、孝悌の心、以て油然として生ず可し。之に系くるに詩を以てす。曰く、
吾が父の子、今は吾が兄たり。吾が疾身に在れば、兄呻して寧んせず。數世の後、何人なるかを知らず。彼死し而して生るるも、戚欣を爲さず。兄弟の情は、足と手との如し。其れ能く幾何ぞ。
彼相能からざるは、彼獨り何の心ぞや。

張益州畫像の記

至和元年の秋、蜀人傳言す、寇有り至ると。邊軍夜呼び、野に居人無く、妖言流聞して、京師震驚す。方に命じて帥を擇ぶ。天子曰く、「亂を養ふ母れ。變を助くる母れ。衆言朋興すとも、朕が志は自ら定まる。外亂は作らず、變は且に中より起らんとす。文を以て令す可からず、又、武を以て競ふ可からず。惟れ朕が一二の大吏、孰れか能く茲文武の間に處するを爲す。其れ命せん。往いて朕が師を撫せよ」と。乃ち惟れ(群)曰く、「張公方平は其人なり」と。天子曰く、「然り」と。公、親を以て辭す。可かれず。遂に行く。

冬十一月、蜀に至る。至るの日、屯軍を歸し、守備を撤し、郡縣に謂はしむ、「寇來るとも吾に在り、爾を勞苦する無し」と。明年正月朔旦、蜀人相慶すること他日の如し。遂に以て事無し。又、明年正月朔告げて、公の像を淨衆寺に留む。公、禁する能はず。眉陽の蘇洵、衆に言ひて曰く、「未だ亂れざるは治め易きなり。既に亂る

- 【一】張益州。張は姓、益州は任地、名は方平。
- 【二】至和。仁宗の年號。
- 【三】傳言。言ひ觸らす也。時に儂知高、蜀に入寇せんとの風説あり。
- 【四】邊軍。邊陲の駐屯兵。
- 【五】夜呼ぶ。夜中に騒ぎ立つ。
- 【六】妖言流聞す。奇怪なる風説流行す。
- 【七】帥。鎮撫の將帥。
- 【八】衆言朋興。種種の風聞、羣がり興る。
- 【九】大吏。大官。
- 【一〇】親を以て辭す。親を養はざるべからざることを申立てて辭退す。
- 【一一】撤。撤廢。取り除く也。
- 【一二】寇來ると云々。寇襲ひ來るとも、之に應ずべき手段は吾が胸中に在り、汝等を勞苦すること無し。

るも治め易きなり。亂の萌ありて亂の形無き、是を「將に亂れんとす」と謂ふ。將に亂れんとするは、治め難し。亂有るを以て急にす可からず、又、亂無きを以て弛ぶ可からず。是れ惟れ元年の秋、器の敬きて未だ地に墜ちざるが如し。惟れ爾が張公、其旁に安坐し、顔色變せず、徐ろに起ちて之を正す。既に正しきや、油然として退き、矜容無し。天子の爲めに小民を牧して倦まず。惟れ爾が張公、爾緊以て生く、惟れ爾が父母なり。且つ公嘗て我が爲めに言ふ、「民は常性無し。惟だ上の待つ所のままなり。人皆曰く、蜀人は變多しと。是に於て之を待つに、盜賊を待つのを以てし、而して之を繩すに、盜賊を繩すの法を以てし、足を重ね息を屏むるの民にして、而も礎斧を以て令す。是に於て、民始めて忍び、其父母妻子の仰賴する所の身を以て、而も之を盜賊に棄つ。故に毎毎大いに亂る。夫れ之を約するに禮を以てし、之を驅るに法を以てすれば、惟だ蜀人を易しと爲す。之を急にして變を生ずるに至りては、齊魯と雖も亦然り。吾、齊魯を以て蜀人を待ち、而して蜀人も亦自ら齊魯の人を以て其身を待つ。若し夫れ意を法律の外に肆にし、威を以てすに忍びざるなり」と。嗚呼、蜀人を愛するの深き、蜀人を待つ厚き、公よりして前、吾未だ始より見ざるなり」と。皆再拜稽首して曰く、「然り」と。

蘇洵又曰く、「公の恩は爾が心に在り。爾死せば、爾が子孫に在らん。其功業は史官(ノ記)に在らん。像を以て爲す無きなり。且つ公の意、欲せず。如何」と。皆曰く、「公は則ち何ぞ斯を事とせん。然りと雖も、我が心に於て、釋焉たらざるあり。今夫れ平居、一善を聞けば、必ず其人の姓名と其郷里の在る所とを問ひ、以て其長短大小美惡の狀に至る。甚だしきは、或は其平生の嗜好する所を詰り、以て其の人と爲りを想見す。而して史官も亦之を其傳に書す。意ふに天下の人をして之を心に思うて、則ち之を心に存せしむ。之を目に存す、故に其の之を心に思ふや固し。此に由りて之を觀れば、像も亦助け無しと爲さず」と。蘇洵、以て詰る無し。遂に之が記を爲る。

- 【一】油然。謹みて落ち付きたる貌。
- 【二】矜容。誇りたる様子。
- 【三】牧。治むるなり。
- 【四】民は常性無し云々。民に一定の性質無し、上の仕向け様によりて如何様にもなるなり。
- 【五】足を重ね息を屏む。恐怖の狀。
- 【六】礎斧。人を刑戮する具。礎は斬首臺。斧は首斬り斧。
- 【七】約。しめくくる。
- 【八】齊魯。禮義の國。
- 【九】齊魯。平民。一般の人民。

り見ざるなり」と。皆再拜稽首して曰く、「然り」と。蘇洵又曰く、「公の恩は爾が心に在り。爾死せば、爾が子孫に在らん。其功業は史官(ノ記)に在らん。像を以て爲す無きなり。且つ公の意、欲せず。如何」と。皆曰く、「公は則ち何ぞ斯を事とせん。然りと雖も、我が心に於て、釋焉たらざるあり。今夫れ平居、一善を聞けば、必ず其人の姓名と其郷里の在る所とを問ひ、以て其長短大小美惡の狀に至る。甚だしきは、或は其平生の嗜好する所を詰り、以て其の人と爲りを想見す。而して史官も亦之を其傳に書す。意ふに天下の人をして之を心に思うて、則ち之を心に存せしむ。之を目に存す、故に其の之を心に思ふや固し。此に由りて之を觀れば、像も亦助け無しと爲さず」と。蘇洵、以て詰る無し。遂に之が記を爲る。

公は南京の人、人と爲り慷慨にして大節あり、度量を以て天下に雄たり。天下、大事あらば、公、屬す可し。之に系くるに詩を以てす。曰く、天子、祚に在り。歲申午に在り。西人傳言す、「寇あり。垣に在り。」庭に武臣あり、謀夫雲の如し。天子曰く「嘻」我が張公に命ず。公東より來る、旗幟、舒舒たり。西人聚まり觀る、巷に塗に。謂へらく公は、暨暨たりと。公來りて、于于たり。公、西人に謂ふ、

- 【一】像を以て云々。畫像を設くるの必要無し。
- 【二】釋焉たらす。氣が済まぬ也。
- 【三】平居。平生。
- 【四】屬す可し。恃みになる可き人也との意。
- 【五】祚に在り。位に在り。
- 【六】西人。蜀人。
- 【七】垣に在り。城下に迫るを云ふ。
- 【八】庭。朝廷。
- 【九】舒舒。しづしづと進むる貌。
- 【一〇】暨暨。果毅の貌。
- 【一一】于于。寛なる貌。

爾が室家に安んぜよ。敢て 訛く或る無かれ。訛言は不祥なり。往いて爾が常に即け。春は爾桑を條り、秋は爾場を滌へ。西人稽首す。公は我が父兄。公西園に在り、草木駢駢たり。公其僚を宴す、鼓を伐つ。淵淵たり。西人來り觀る、公を祝する萬年。女あり 娟娟たり、閨闈閑閑たり。童あり哇哇たり、亦既に能く言ふ。昔公未だ來らざる。汝を棄捐に期す。(十)禾麻 芄芄たり、粟倉庾 崇崇たり。嗟我が婦子、此歳豊を樂しむ。公朝廷に在り、天子の股肱たり。天子曰く「歸れ。」公敢て承げざらんや、堂を作る巖巖たり、廡あり庭あり。公の像中に在り、朝服冠纓。西人相告ぐ、「敢て 逸荒する無かれ。」公京師に歸る、公の像堂に在り。

木假山の記

- 【一】 訛。動搖する也。
- 【二】 訛言。怪しき風説。
- 【三】 桑を條る。桑の枝のままを折りて葉を取る也。
- 【四】 場を滌ふ。農事畢りて場地を掃除する也。
- 【五】 駢駢。并列する貌。
- 【六】 芄。屬。
- 【七】 粟。屬。
- 【八】 淵淵。大鼓の音。
- 【九】 公を祝する萬年。公の萬歳を祝す。
- 【一〇】 娟娟。美好の貌。
- 【一一】 閨闈閑閑。閨の戸も靜かなり。
- 【一二】 童あり云々。哇哇は小兒の聲。又童子あり、哇哇と啼きけるが、是れも已に物を言ふまでに生長したり。
- 【一三】 汝を棄捐に期す。汝等女童を棄てんとまで覺悟したり。
- 【一四】 芄芄。生ひ茂る貌。
- 【一五】 庾。屋無き倉。
- 【一六】 崇崇。充實する貌。
- 【一七】 相告ぐ、相戒むる也。
- 【一八】 逸荒。安逸忘荒。
- 【一九】 木假山。天然木の山に似たる者。此記は老泉が己が父子三人の氣象と地位とに感ずる所ありて作りたるなり。

木の生ずる、或は 葉にして 殤し、或は 拱にして 夭す。幸にして棟梁と爲るに任ふるに至れば、則ち伐らる。不幸にして、風の抜く所水の漂はす所と爲れば、或は破折し或は腐る。幸にして、破折せず腐れざるを得れば、則ち人の材とする所と爲りて、斧斤の患あり。其最も 幸なる者は、湍沙の間に 漂沉汨沒して、其幾百年なるを知らず、而して其 激射齧食の餘、或は山に 髣髴たる者は、則ち好事者の爲めに取り去られ、之を強ひて以て山と爲らる。然る後、以て泥沙を脱して斧斤に遠ざかる可し。而して荒江の濱、此の如き者幾何ぞ。好事者の見所と爲らずして、樵夫野人の薪とする所と爲る者、何ぞ數ふるに勝ふ可けん。則ち其最も 幸なる者の中、又、不幸なる者あり。予が家に 三峰あり。予、之を思ふ毎に、則ち其の 數ありて其間に存するを疑ふ。且つ其葉にして 殤せず、拱にして 夭せず、棟梁と爲るに任へて伐られず、風抜き水漂はして、而も破折せず腐らず、破折せず腐らずして、而も人の材とする所と爲りて以て斧斤に及ばず、湍沙の閉より出でて、而も樵夫野人の薪とする所と爲らずして、而して後、此に至るを得るは、則ち其理偶然ならざるに似たるなり。

- 【一】 葉。木の切株より生ずる萌芽。ひこばえ。
- 【二】 殤。早死。
- 【三】 拱。兩手にて圍む位の大さ。
- 【四】 夭。天壽を盡さずして死する也。
- 【五】 湍沙。淺瀬の沙場。
- 【六】 漂沉汨沒。浮沈埋沒。
- 【七】 激射齧食。水の爲めに激しく衝き當てられ噛み取らるる也。
- 【八】 髣髴。似る也。
- 【九】 三峰。即ち木假山なり。
- 【一〇】 數。運命。

然れども、予の之を愛するは、則ち徒に其の山に似るを愛するのみに非ず、而して又感ずる所あり。徒に之を愛するのみに非ず、而して又敬する所あり。

予、中峰の魁岬、踞肆意氣、端重なるを見るに、以て其旁の二峰を服する有るが若し。二峰は、莊栗、刻峭、凜乎として、犯す可からず。其勢、中峰に服すと雖も、而も、岌然として、決して阿附の意無し。吁、其れ敬す可きかな、其れ以て感ずる所ある可きかな。

仲兄字は文甫の説

洵、易を讀みて、渙の六四に「其羣を渙す。元吉」と曰ふに至りて曰く、嗟夫、羣は、聖人の渙して以て天下を混一せんと欲する所の者なり。蓋し余が仲兄、名は渙、而して字は公群なるは、則ち是れ聖人の解散滌蕩せんと欲する所の者を以て、以て自ら命するなり。而して可ならんやと。

他日以て告ぐ。兄曰く、子、其れ我が爲めに之を易ふ可しと。洵曰く、

- 【一】 魁岬。大きく峻つ貌。
- 【二】 踞肆。幅をきかす也。
- 【三】 端重。正しく重みあること。
- 【四】 莊栗。威嚴ある貌。
- 【五】 刻峭。鋭拔の貌。
- 【六】 凜乎。高く聳ゆる貌。
- 【七】 阿附。おもねり従ふ。
- 【八】 仲兄云々。仲兄は次の兄なり。此説は老泉が其仲兄の爲めに文甫と云ふ字を選びて其意義を説明せし也。
- 【九】 渙。易の卦名。渙は散の義なり。
- 【一〇】 六四。卦の下より第四の陰爻。
- 【一一】 其羣云々。大徳の君子、能く小人の羣衆を解散して天下の大同を成す、故に大吉なり。
- 【一二】 滌蕩。洗ひ流す。
- 【一三】 命。命名。

唯と。既にして曰く、請ふ文甫を以て之に易へては如何。且つ兄、嘗て夫の水と風とを見るか。油然として行き、淵然として留まり、(一〇) 滄酒、汪洋として、満ちて、上浮する者は、是れ水なり。而して風實に之を起す。(一一) 蓬蓬然として大空に發し、日を終へずして四方に行き、蕩乎として其れ形無く、飄乎として其れ遠く來り、既に往いて、其迹の存する所を知らざる者は、是れ風なり。而して水實に之を形す。今夫れ風水の大澤の、(一二) 陂に相遭ふや、(一三) 紆餘委蛇、(一四) 蜿蜒淪漣、安んじて相推し、怒りて相陵ぎ、舒びて雲の如く、蹙まりて鱗の如く、疾くして馳するが如く、徐にして、(一五) 徊するが如く、(一六) 揖讓旋辟し、相顧みて、前まず、其繁きこと、(一七) 穀の如く、其亂るること霧の如く、(一八) 紛紜鬱擾して、百里、一の如し。

順流して滄海の濱に至るに泊びて、(一九) 滂薄洶湧し、號怒して相軋り、(二〇) 交横網繆して、(二一) 空虛に放り、(二二) 無垠に掉ひ、横流逆折し、(二三) 潰旋傾側し、(二四) 宛轉膠戾し、(二五) 回る者は輪の如く、(二六) 縈ふ者は帯の如く、直なる者は、(二七) 燧の如く、奔る者は、(二八) 餞の如く、(二九) 跳る者は、(三〇) 鷺の如く、(三一) 投ずる者は、(三二) 鯉の如く、(三三) 殊

- 【一】 唯。諾する聲。
- 【二】 油然。流るる貌。
- 【三】 淵然。深き貌。
- 【四】 滄酒。溜る也。
- 【五】 汪洋。水量の廣大なる貌。
- 【六】 上浮。溢るる也。
- 【七】 蓬蓬然。風の吹き起る貌。
- 【八】 水實に云々。水動きて風の形をあらはす也。
- 【九】 陂。つつみ。
- 【一〇】 紆餘委蛇。まはり、くねる也。
- 【一一】 蜿蜒淪漣。うねうねと細波を生ずる也。
- 【一二】 徊。めぐる。
- 【一三】 揖讓旋辟。挨拶をなして回轉退却する也。
- 【一四】 穀。ちぢみ。
- 【一五】 紛紜鬱擾。もつれ、亂る也。
- 【一六】 滂薄洶湧。水充ち溢るる也。

狀異態にして、風水の極觀備はる。故に曰く、「三五 風、水上を行くは、渙
 なり」と。此れ亦天下の至文なり。
 然り而して此二物は、豈に文に求むるあらんや。相求むるに意無くして、
 期せずして相遭うて文生ず。是れ其の文たるや、水の文に非ざるなり、風
 の文に非ざるなり。二物は、能く文を爲すに非ずして、而も文と爲らざる
 能はざるなり。物の相使しめて、而して文、其間に出づるなり。
 今夫れ玉は、三〇 温然として美ならざるに非ず、而れども以て文を爲すを
 得ず。三一 刻鏤 組繡は、文ならざるに非ず、而れども與に自然を論ず可から
 ず。故に夫れ天下の形無くして而も文、之に生ずる者は、唯水と風とのみ。
 昔者君子の世に處るや、功あるを求めず、已むを得ずして功成れば、則
 ち天下以て賢と爲す。言あるを求めず、已むを得ずして言出づれば、則ち
 天下以て 三二 口實と爲す。嗚呼、此れ他人と與に之を道ふ可からず。唯だ
 吾が兄のみ可なり。

二子に名づくる説

- 【一】 ばかりにして湧き回る。
- 【二】 交横綯繆。波の縦横に重なり合ふ也。
- 【三】 空虛。虚空。
- 【四】 無垠に掉ひ。はてし無き邊まで震ひ動く。
- 【五】 浪旋傾側。渦巻く也。
- 【六】 宛轉膠展。ぐるぐると回り、れぢれる也。
- 【七】 燧。烽火(ノロシ)。
- 【八】 風水上云々。易の渙の卦の象傳の語。
- 【九】 温然。ふつくりとしたる貌。
- 【一〇】 刻鏤。彫刻。
- 【一一】 組繡。刺繡。
- 【一二】 口實。話の種。
- 【一三】 二子云々。老泉が其二子に軾・轍と名づけたる理由を説明せし文なり。

輪・輻・蓋・軫は、皆、車に職あり。而して 三三 軾のみ獨り爲す所無き者の若し。然りと雖も、軾を
 去れば、則ち吾、未だ其の完車たるを見ざる
 なり。軾か、吾、汝が外飾せざるを恐るる
 なり。
 天下の車は、轍に由らざるは莫し。而して
 車の功を言ふや、軾は與らず。然りと雖も、
 車仆れ馬斃るれども、患、軾に及ばず。是れ軾
 は禍福の閑なり。 三四 軾か、吾、免るるを知る。

- 【一】 輪。車の輪。輻。輪の矢蓋。ほろ。軾。車の後の横木。
- 【二】 軾。車の前の横木。此れに俯して人に挨拶すべきもの。
- 【三】 完車。完全の車。
- 【四】 軾か吾汝が云々。軾よ、我は汝軾が外を飾らざるを懼る。蓋し軾其人が直情徑行にして人に惡まれんことを憂へ、之を戒めたるなり。
- 【五】 軾。車の迹。
- 【六】 與らず。其仲間に加はらざる也。
- 【七】 軾か云々。軾よ、吾は汝が禍を免るることを知る。

卷の十八

蘇軾子瞻著

學校と二貢舉とを議する劄子

三 敕に準じて學校と貢舉との利害を講求し、今、臣等、各々議状を具して聞奏する者なり。右臣伏して以みるに、人を得るの道は、人を知るに在り。人を知るの法は、實を責むるに在り。君と相とをして人を知るの才あり、朝廷をして實を責むるの政あらしめば、則ち胥史、皂隸にすら、未だ嘗て人無くんばあらず。而るを況んや學校と貢舉とに於てをや。今の法に因ると雖も、臣以爲らく餘ありと。君と相とをして人を知るの才無く、朝廷をして實を責むるの政無からしめば、則ち公卿侍從にも猶ほ人無きを患ふ。況んや學校と貢舉とをや。古の制に復すと雖も、臣以爲らく足らずと。

【一】貢舉。諸州よりの貢士の科擧の制。時に神宗皇帝、王安石の議に従ひ、科擧の法を改正し、従來詩賦を以て取るの制を能め、經義と策論とを以て士を試みることにす。大蘇は此改革に反對する也。

【二】敕に準じて云々。敕命に據りて、學校並に貢擧法に關する利害を講究するにつき、今、臣等各々意見書を具して奏上するものなり。
【三】胥史。小吏。
【四】皂隸。賤しき人。

夫れ時に可否あり、物に廢興あり。其の安んずる所に方りては、暴君と雖も、廢すること能はず。其既に厭ふに及びては、聖人と雖も復すること能はず。故に風俗の變ずるや、法制之に隨ふ。譬へば江河の徙移するが如し。其の行かんと欲する所に順うて之を治むれば、則ち功を爲し易く、其の欲せざる所を強ひて之を復すれば、則ち力を爲し難し。三代の聖人をして復た今に生れしめば、其選擧養才、亦必ず道あらん。何ぞ必ずしも學に由らん。且つ天下、固より嘗て學を立つ。慶歴の間、以爲らく太平待つ可しと。今日に至りては、惟だ空名の僅に存するあるのみ。今、陛下、必ず德行道藝の士を求め、九年大成の業を責めんと欲せば、則ち將に今の禮を變じて今の俗を易へんとす。又、當に民力を發して以て宮室を治め、民財を斂めて以て游士を養ひ、百里の内官を置き師を立て。獄訟は是に聽き、軍旅は是に謀るべし。又、當に時を以て教に率はざる者を簡び、之を遠方に屏げ、終身齒せざるべし。則ち、乃ち徒に紛亂を爲して以て天下を患苦する無からんや。若し乃ち大いに變改する無くして、而も時に益あるを望まば、則ち慶歴の際と何ぞ異ならん。故に臣以謂ふに、今の學

【五】三代。夏殷周。
【六】選擧養才。人材を選擧し人材を教育する也。
【七】學。學校。
【八】慶歴。仁宗の年號。此時、天下の州郡に詔して學校を建てしむ。
【九】九年大成。禮記の學記に云ふ、九年にして類を知り、通達し、強立して反らず、之を大成と謂ふと。古は大學の學期は九年と定めたるなり。
【一〇】發。徵發。
【一一】治。修築する也。
【一二】游士。遊學の士。
【一三】獄訟。訴訟。
【一四】軍旅。軍事。
【一五】終身齒せず。一生涯相手になせざる也。
【一六】變改。改革。

は、特に舊制に因り循ふ可し。先王の舊物をして吾が世に廢れざらしめば足らん。貢擧の法に至りては、之を行ふこと。百年なれども、治亂盛衰は、初めより此に由らず。陛下、祖宗の世の貢擧の法を視るに、今と孰れか精しと爲す。言語文章は、今と孰れか優れりと爲す。(試験ノ得る所の文章の長才は、今と孰れか多しと爲す。天下の士は、今と孰れか辯なりと爲す。此四者を較べて、短長の議決せん。

今、議者の變改する所は、數端に過ぎず。或は曰く、郷は德行を擧げて文章を略せんと。或は曰く、専ら策論を取りて詩賦を罷めんと。或は唐室の故事を擧げて兼ねて、譽望を採りて封彌を罷めんと欲す。或は經生朴學を罷め、貼墨を用ひずして、大義を考へんと欲す。此數者は、皆、其一を知りて、其二を知らざる者なり。臣請ふ之を、歴言せん。

夫れ德行を興さんと欲すれば、(其方)人に君たる者、身を修めて以て物を格し好惡を審かにして以て俗に表たるに在り。孟子の謂はゆる「君仁なれば仁ならざるは莫く、君義なれば義ならざる

- 【七】 百年。宋の初より此に至るまで凡そ百年なり。
- 【八】 辯。辯才。
- 【九】 郷は云々。郷より貢する所の士は、其資格として德行ある者を擧げ、文章を略すべし。
- 【一〇】 譽望。名聲譽望。
- 【一一】 封彌。試験官の私無き様、受験者をして己の名を封じて差出さしむる也。
- 【一二】 經生朴學。經生とは専ら經書を研究する學生。朴學と

は莫き」なり。君の向ふ所には、天下趨く。若し科を設け名を立て以て之を取らんと欲せば、則ち是れ天下をして相率めて偽を爲さしむるなり。上、孝を以て人を取らば、則ち勇者は、墓上に廬せん。廉を以て人を取らば、則ち弊車羸馬、惡衣、菲食、凡を以て上の意に中る可きは、至らざる所無けん。德行の弊は一に此に至る。且つ文章よりして之を言へば、則ち策論は用有りと爲し、詩賦は益無しと爲す。政事より之を言へば、則ち詩賦も策論も、均しく用無しと爲す。其の用無きを知ると雖も、然れども祖宗より以來、之を廢する無きは、法を設けて士を取るは、此の如きに過ぎず、と以爲へば也。豈に獨り吾が祖宗のみならんや。古より堯舜も亦然り。書に曰く、「敷き奏むるに言を以てし、明かに試みるに功を以てす」と。古より堯舜以來、人を進むるに何ぞ嘗て言を以てせざらん、人を試みるに何ぞ嘗て功を以てせざらんや。議者、必ず策論を以て賢愚能否を定めんと欲せば、臣請ふ以て之を質すあらん。近世の士大夫、文章、華靡なるは、楊億に如くは莫し。楊億をして尙ほ在らしめば、則ち忠清、鯁亮の士なり。豈に華靡なるを以て之を少とするを得ん。經に通じ古を學ぶは、孫復、石介に如くは莫し。孫復、石介をして尙ほ在らしめば、

- 【元】 股を割く。自己の股を割きて親に食はしむ。
- 【一】 墓上に廬す。墓上に廬を結びて喪の禮を行はん。
- 【二】 菲食。惡食。
- 【三】 書に曰く云々。尙書舜典の語。人をして各其言論を陳べ進めしめ、而して之を實地に試みて功を考ふ。
- 【四】 華靡。はでなること。
- 【五】 楊億。字は大年、太宗神宗に事へて翰林學士に至る。
- 【六】 鯁亮。剛直誠實。
- 【七】 孫復。泰山に退居し、尊王發微を著はす。
- 【八】 石介。歐陽修の碑文に詳かなり。

則ち迂闊 矯誕の士なり。又、之を政事の間に施す可けんや。唐より今に至るまで、詩賦を以て名臣と爲る者、數ふるに勝ふ可からず。何ぞ天下に負きて、必ず之を廢せんと欲するや。近世の士人、經史を纂類し、時務を綴緝して、之を策括と謂ふ。待問の條目、搜抉して略ぼ盡く。時に臨みて剽竊し、首尾を竄易し、以て有司を眩す。有司、能く辨する莫きなり。且つ其の文たるや、規矩準繩無し。故に之を學びて成し易し。聲病 對偶無し。故に之を考ふるに精なり難し。學び易きの士を以て、考へ難きの吏に付す。其弊、詩賦よりも甚だしき者あり。

唐の通榜は、故是れ弊法なり。名を以て人を取り、衆論を厭伏するの美ありと雖も、亦、賄賂公行。權要請託の害あり、一に、恩をして王室を去り、權をして私門に歸せしめ、降りて中葉に及びて、結びて朋黨の論と爲る。通榜、人を取るは、又豈に尙ぶに足らんや。

諸の科擧の人、多く三路に出づ。文を能くする者は既に已に變じて進士と爲り、義を曉る者は、又皆去りて以て明經と爲る。其餘は皆朴魯にして、化せざる者なり。人才に至りては則ち定分あり。之を有政

- 【三八】 矯誕。虛妄の説をなす也。
- 【三九】 纂類。編輯分類。
- 【四〇】 時務を綴緝す。時事の要務を綴り合はす。
- 【四一】 待問の條目云々。試験の問題となるべき條項は採り抜きて大抵餘す所無し。
- 【四二】 竄易。改易する也。
- 【四三】 眩。目をくらます。
- 【四四】 規矩準繩。法則を云ふ。
- 【四五】 聲病。平上去入の四聲の違ふこと。
- 【四六】 對偶。對句。
- 【四七】 通榜。試験の長官に全權ありて其朋友などを薦むることを得たる制度。
- 【四八】 厭伏。満足せしむる也。
- 【四九】 權要請託。權勢を握り要路に立つ者に請求依頼する也。
- 【五〇】 中葉。中世。
- 【五一】 三路。進士、明經、貼墨。
- 【五二】 朴魯。質朴魯鈍。
- 【五三】 定分。天才の一定の分量。

に施せば、能否自ら彰る。今、進士、日夜、經傳子史を治め、貫穿馳騫すること、博しと謂ふ可し。(然レ)政に臨むに至りては、曷ぞ嘗て其一二をも用ひん。顧ふに、(議者)舊學を視て、以て虚器と爲し、而して此等をして注疏を分別し、粗ぼ大義を識らしめて、其人能く增長せんことを望まんと欲するは、亦已に疎なり。臣故に曰く、此數者は、皆、其一を知りて其二を知らざるなりと。

特に願はくは、陛下、意を其遠き者大いなる者に留めんことを。必ず、俊良を登げ、庸回を黜け、衆才を總覽し、世務を經略せんと欲せば、則ち陛下と二三大臣と下諸路の職司と、良二千石とに至るまでに在るのみ。區區の法は何ぞ預らん。

然れども臣竊に、私愛過計する者あり。敢て告さざらんや。昔、王衍、老莊を好み、天下皆之を師とし、風俗、陵夷して、以て南渡に至る。(五)王縉、佛を好み、人事を捨てて、異教を修む。(六)大歴の政、今に至るまで笑と爲る。故に孔子罕に命を言ふは、則ち知者の少きが爲めなり。(六)子貢曰く、「夫子の文章は、得て聞く可きなり。夫子の性と天道とを言ふ

- 【五四】 有政。政治。
- 【五五】 貫穿馳騫。深く知り抜き、遍く行き渡る也。
- 【五六】 虚器。實用に適せざる也。
- 【五七】 庸回。凡庸邪曲。
- 【五八】 總覽。すべ、まとむる也。
- 【五九】 經略。經營。
- 【六〇】 良二千石。賢明なる太守。
- 【六一】 私愛過計。ひそかに愛へ、取越し苦勞する也。
- 【六二】 王衍。晋の人。
- 【六三】 陵夷。次第に衰ふる也。
- 【六四】 南渡。晋の元帝、江を渡りて今の南京に都す。東晉是れなり。
- 【六五】 王縉。唐の代宗の宰相、佛教を信ぜり。
- 【六六】 異教。異端の教。
- 【六七】 大歴。代宗の年號。
- 【六八】 孔子云々。論語子罕の篇に見ゆ。
- 【六九】 子貢云々。論語公冶長の篇に出づ。夫子は孔子を指す。

は、得て聞く可からざるなり」と。夫れ性命の説は、子貢より、聞くことを得ず。而して今の學者は

性命を言はざるを恥づ。此れ信ず可けんや。今、士大夫、佛老を以て聖人と爲すに至り、書を市に粥ぐ者は、莊老の

書に非ざれば、售れざるなり。其文を讀むに、浩然として當ること無くして窮む可からず。其貌を觀るに、超然として著すること無くして、

抱む可からず。此れ豈に眞に能く然らんや。蓋し中人の性は、放

安んじて、誕に樂しむのみ。天下の士をして、能く莊周の如く、死生を

齊しくし、毀譽を一にし、富貴を輕んじ、貧賤に安んせしめば、則ち人主

の名器爵祿、世を礪ぎ鈍を磨く所以の者廢せん。陛下も亦安んぞ之を用

ひん。而るを況んや其實は能くせずして、竊に其言を取りて以て世を欺く

者をや。臣願はくは陛下、明かに有司に敕して、之を議するに、

法言を以てし、之を取るに實學を以てし、博く經術に通ずる者は、朴なりと雖も廢せず、

稍毛浮議に渉る者は、工なりと雖も必ず黜けんことを。則ち風俗、厚きに近く、學術、正しきに近からん。庶幾はくは忠實

の士を得て、衰季の風を蹈むに至らずんば、則ち天下幸甚ならん。

【七〇】浩然云々。意味茫沓漢漠として捕捉し難きを云ふ。

【七一】著。執著。

【七二】抱む可からず。眞意を量る可からず。

【七三】放。放恣。

【七四】誕。妄誕。

【七五】世を礪ぎ鈍を磨く。世俗を砥礪し鈍才を錬磨す。

【七六】法言。正しき言。

【七七】浮議。輕浮の議論。

【七八】衰季の風。晉唐の如き國の衰へ世の末になりたる時の風俗。

浙燈を買ふを諫むる狀

臣、嚮に、便殿に召對することを蒙り、親しく德音を奉せしが、

以爲く、「凡そ館閣に在る者は、皆當に朕が爲めに深く治亂を思ひ、得失を

指陳して、隱す所有る無かるべし」と。是より以來、臣、同列を見る毎に、

未だ嘗て爲めに陛下の此語を道はずんばあらず。獨以て盛徳を稱頌する

のみに非ず、亦、朝廷の閑臣等の輩の如きもの、皆陛下の疎賤を以て其言

を閑廢せざるを知り、共に聞く所を獻じて、以て太平の功業を輔成せんこと

を欲すればなり。

然れども竊に謂ふ、空言、人を率ゐるは、實有りて人自ら勸むに如かず。

陛下能く其言を受くるの實を知らんと欲せば、臣を以て之を試みるに如く

は莫しと。故に臣願はくは身を以て天下に先んじ、其小なる者を試み、上は

以て聖明の萬一を補助し、下は以て賢者の爲めに、其可否を卜せん。此を

以て罪を獲と雖も、萬死すとも悔ゆる無し。

臣伏して見るに、中使傳宣し、府市司に下し、浙燈四千餘盞を買ふ。

有司、實直を具して

【一】浙燈。浙の地より産する燈籠。正月十五日の夜に點用する也。

【二】便殿。休息の御殿。

【三】召對。御召しの上詰問せらるる也。

【四】德音を奉す。天子の御言葉を承るを云ふ。

【五】同列。同僚。

【六】稱頌。譽むる也。

【七】其可否を卜す。陛下が能く臣下の言を容れたまふや否やを卜する也。

【八】中使。宮中より發する使者。

【九】傳宣。御沙汰を傳へ宣ぶる也。

【一〇】府市司。開封府の市司。

【一一】實直。實價。

以聞す。陛下、又、價を減じて收買せしめ、見に已に 數を盡して拘收し、私賣を禁止し、以て上
令を須たしむ。臣始めて之を聞き、驚愕して信せず、咨嗟すること累日。何となれば竊に陛下の爲
めに此舉動を惜めばなり。

臣、至愚なりと雖も、亦、陛下の心を經術に遊ばしめ、動けば堯舜に法
り天下の嗜欲を窮むるも、以て其樂に易ふるに足らず。天下の玩好を盡
すも、以て其憂を解くに足らざるを知る。而るに豈に燈を以て悦と爲す者な
らんや。此れ、以て 二宮の歡を奉じて天下の養を極むるに過ぎざるの
み。然れども大孝は志を養ふに在り。百姓は戸ごとに曉す可からざれば、
皆、謂ふ、陛下、耳目不急の玩を以て、而も 其口體必用の資を奪ふと。
燈を賣るの民は、例として 豪戸に非ず。債を擧げ 息を出し、之を畜へ
て年を彌り、衣食の計、此旬日を望む。陛下は民の父母たり。唯だ、價を
添へて 貴買するあらんも、豈に價を減じて 賤酬す可けんや。此事は
至小なれども、體は則ち甚大なり。凡そ、陛下の價を減ずる所以は、此を以
て小民と此毫末を争ふを欲するに非ず。豈に其無用にして厚費なるを以て
ならんか。如し其無用なるを知らば、何ぞ必ずしも更に索めん。其厚費なるを惡まば、則ち買ふ勿き

- 【一】 數を盡して拘收す。有らん限りの燈を買ひ占むるをいふ。
- 【二】 咨嗟。歎息する也。
- 【三】 玩好。玩弄物。
- 【四】 二宮云々。太皇太后曹氏、皇太后高氏の二宮の御心を悦ばしめん爲めに天下の力一ぱいの孝養を極めんと欲したまふに過ぎず。
- 【五】 其。百姓を指す。
- 【六】 豪戸。富豪。
- 【七】 息。利息。
- 【八】 衣食云々。此十日ばかりの間の商賣にて衣食の計を爲す也。
- 【九】 貴買。高く買ふ。
- 【一〇】 賤酬。やすく仕拂ふ。

に如かんや。

且つ 内庭の 故事、放燈に遇ふ毎に、内東門雜物務をして時に臨みて收買せしむるに過ぎ

ず。數目、既に少く、又、拘收督迫の嚴無し。
費用多からざれば、民も亦憾無し。故に臣願は
くは 前命を追還し、凡そ悉く舊の如くせよ。
京城の百姓は、侵擾に慣れず、恩徳已に厚けれ
ば、怨讒生じ易し。慎まざる可けんや、畏れ
ざる可けんや。

近日、小人、妄に 非語を造り、士人には、
展年科場の説あり、商賈には、京城の権
酒の議あり、吏は減俸を憂へ、兵は 減廩を憂

ふ。此數事は朝廷の決して無き所なりと雖も、
而も此、紛紛も亦、以て陛下の勤恤の徳未だ下に信せられずして、有司の 聚斂の意、或は民に形る
るを見るあり。方に當に己を責めて自ら求め、以て 讒慝の口を消すべし。而るに又重ぬるに燈を買
ふの事を以てし、因り縁りて以て 口實と爲すを得しむ。臣、實に之を惜む。

- 【一】 内庭。宮中の奥向。
- 【二】 故事。先例。
- 【三】 放燈。正月十五日上元の夜、都城、數千燈を點じて娛樂するを放燈と云ふ。
- 【四】 内東門雜物務。官物を賣買するの官衙。
- 【五】 拘收督迫。責め立てて無理に買ふこと。
- 【六】 前命を追還す。價を減じ燈を買はんとする前の命令を撤回す。
- 【七】 怨讒。怨みそしめる也。
- 【八】 非語。飛語。無根の風。
- 【九】 展年科場。展は延なり。科場は試験場。試験と試験との間の年数を延ばす也。
- 【一〇】 京城の権酒。京城にて酒の商賣を官營とする也。
- 【一一】 減廩。手當の減少すること。
- 【一二】 紛紛。やかましき取沙汰。
- 【一三】 聚斂。嚴しく租税を取り立つること。
- 【一四】 讒慝。造り言、惡口。
- 【一五】 口實。言ひ草。

方今、百冗未だ除かず、物力凋敝す。陛下、縦ひ内帑の財物を出して、大司農の錢を用ひざるも、而も内帑の儲ふる所、孰れか民力に非ざらん。其平時に不急の用に、耗せんよりは、曷ぞ留貯して以て、絶の供を待つに若かんや。故に臣願はくは、陛下、將來の放燈と、凡そ游觀苑囿、宴好賜予の類とは、皆、有司を飭め、務めて儉約に従はんことを。頃者詔旨ありて、皇族の恩例を裁減す。此れ實に陛下の至明至斷にして、深く計り遠く慮り、愛を割き民の爲めにする所以なり。然れども竊に其間を、揆るに、少しく陛下に望む無きこと能はざらん。惟だ當に痛く自ら、刻損して身を以て之に先んじ、「人主すら且つ猶ほ此の若し。而るを況んや吾が徒に於てをや」といふを知らしむべし。惟だ費を省くのみならず、亦且つ怨を弭めん。

昔、唐の太宗、使を遣はして涼州に往き、李大亮に諷して、其名鷹を獻せしむ。大亮、可かず。明皇、使を江南に遣はして、鷓鴣を採らしむ。汴州の刺史、倪若水、之を論ず。爲めに其使を反す。又、益州をして、半臂背子を織り、琵琶の捍撥、鏤牙の合子等を、獻せしむ。蘇許公、詔を

- 【三七】 百元。あらゆる餘計なる費用。
- 【三八】 物力凋敝。民力疲弊す。
- 【三九】 内帑の財物。御手許金。
- 【四〇】 大司農。財政を司る所。今の大藏省。
- 【四一】 耗。消費す。
- 【四二】 留貯。保存貯蓄。
- 【四三】 乏絶の供。缺乏の時の供給。
- 【四四】 宴好。宴會。
- 【四五】 恩例。恩は天子よりの臨時の賜物、例は常例の賜物。
- 【四六】 裁減。節減。
- 【四七】 揆。測り見る也。
- 【四八】 刻損。節儉。
- 【四九】 明皇。唐の玄宗。
- 【五〇】 鷓鴣。鳥の名。
- 【五一】 半臂背子。半袖の小衣。
- 【五二】 捍撥。琵琶の撥。
- 【五三】 鏤牙の合子。象牙細工の香箱。

奉せず。李徳裕、浙西に在り、詔して、銀蓋子、妝具、二十事を造り、綾二千匹を織らしむ。徳裕、上疏して極論す。亦爲めに之を罷む。陛下をして内の臺諫に此數人の如き者あらしめば、則ち燈を買ふの事、必ず、須く、力言すべし。外の有司に此數人の如き者あらば、則ち燈を買ふの事、必ず、詔を奉せざらん。陛下、聰明睿聖、堯舜を追迹し、而して群臣、唐の太宗明皇を以て陛下に事へず。竊に嘗て深く之を咎む。臣忝く、府僚に備はり、親しく其事を見る。若し又言はずんば、臣が罪大なり。陛下、若し之を赦して誅せずんば、則ち臣又、非職の言、此よりも大なる者あらん。(然レ)陛下の爲めに之を盡さざるに忍びんや。若し赦さざるも、亦、臣の分なり。謹みて録して奏聞し、伏して敕旨を候つ。

神宗皇帝に上つる書

年月日、具す。臣、近者、愚賤を度らず、輒ち封章を上り、燈を買ふ事を言ふ。自ら、

- 【四】 銀蓋子。銀製の小匣。
- 【五】 妝具。化粧道具。
- 【六】 二十事。二十個。一個の物は一個の事を辨するが故に、事の字を物の意に用ふ。
- 【七】 臺諫。臺府にある諫官。
- 【八】 力言。力を極めて諫争する也。
- 【九】 府僚。府の職員。大蘇公、此時、開封府の推官たり。
- 【一〇】 非職の言。職分以外の事を言ひたりと非難せらるること。
- 【一一】 臣の分なり。恨むこと無きを云ふ。
- 【一二】 神宗云々。神宗皇帝、王安石を用ひて新法を布く、民之を便とせず、謗怨大いに起る、此篇は實に新法の害を論じたる者なり。
- 【一三】 具。官爵姓名を具さに書するを云ふ。即ち「殿中丞直史館判官告院權開封府推官、臣蘇軾謹みて味死再拜して、皇帝陛下に上つる」とあり。
- 【一四】 封章。漏洩を防ぐ爲め封

天威を瀆犯し罪赦されざるに在るを知り、私室に蓆藁して、以て斧鉞の誅を待ち、而して側に聴くこと旬を逾ゆれども、威命に至らず。之を府司に問へば、則ち燈を買ふの事、尋いで已に停罷せりと。乃ち知る、陛下、唯だ之を赦すのみならず、又能く之を聴くことを驚喜、望に過ぎ、以て感泣するに至る。何となれば、過を改むること吝ならず、善に従ふこと流るるが如きは、此れ堯舜禹湯の勉強して力行する所、秦漢以來の絶えて無くして僅に有る所なればなり。願ふに此の燈を買ふは、毫髮の失、豈に能く上日月の明を累はさんや。而るに陛下、翻然として命を改むること、曾て刻を移さず。則ち謂はゆる智、天下に出でて而も至愚に聴き、威、四海に加はりて而も匹夫に屈するなり。臣今知る、陛下の與に堯舜たる可く、與に湯武たる可く、與に民を富まして刑を措く可く、與に兵を強くして戎虜を伏す可きを。君有ること此の如し。其れ之に負くに忍びんや。惟だ當に腹心を披露し肝膽を捐棄し力の至る所を盡して、其他を知らざるべし。

- 【四】瀆犯。けがし、をかす。
- 【五】蓆藁。わらの蓆。誅を待つ意。
- 【六】斧鉞。刑具。
- 【七】府司。開封府の有司。
- 【八】停罷。中止となるを云ふ。
- 【九】力行。つとめ、おこなふ。
- 【一〇】毫髮の失。些少の過失。
- 【一一】豈に能く云々。天子の盛徳の障礙とはならず。

- 【一二】翻然。うつて變る様に。
- 【一三】命。命令。
- 【一四】刻。時。
- 【一五】智天下に出づ。明智の天下の人にゆきんづる也。
- 【一六】刑を措く。國治まりて刑罰を用ひざる也。
- 【一七】戎虜。夷狄。
- 【一八】腹心を打ち明け、心を砕き、力の及ぶ限りを盡して、他を顧みざる也。

乃者、臣、亦、天下の事燈を買ふよりも大なる者あるを知る。而るに獨り區區として此を以て先と爲すは、蓋し未だ信せられずして諫むるは、聖人、與せず、交り淺くして言深きは、君子の戒むる所、是を以て試に其小なる者を論じて、其大なる者は固より將に待つ有りて而る後に言はんとすればなり。今、陛下、果して赦して誅せずんば、則ち是れ既に已に之を許すなり。許されて而も言はずんば、臣則ち罪あり、是を以て、願はくは終に之を言はんことを。臣の言はんと欲する所の者三あり。願はくは陛下、人心を結び、風俗を厚くし、紀綱を存したまはんのみ。

- 【一九】勝伏。壓伏。押しつくゝ也。
- 【二〇】書に曰く云々。尙書の五子之歌の篇に出づ。
- 【二一】兆民。萬民。
- 【二二】懷乎。危き也。
- 【二三】朽索。朽ちたる繩。
- 【二四】人々各々心ある。人心まぢまぢになりて離れ叛く也。

人、恃む所有らざるは莫し。人臣は陛下の命を恃む、故に能く小民を役使す。陛下の法を恃む、故に能く強暴を勝伏す。人主の恃む所の者に至りては誰ぞや。書に曰く予、兆民に臨む、懷乎として、朽索の六馬を馭するが若し」と。天下に人主よりも危きは莫きを言ふなり。聚散の間、毫釐を容れず。故に天下歸往する、之を王まれば則ち君臣たり。散すれば則ち仇讎たり。聚散の間、毫釐を容れず。故に天下歸往する、之を王と謂ふ。人々各々心ある、之を獨夫と謂ふ。此に由りて之を觀れば、人主の恃む所の者は、人心のみに。人心の人主に於けるや、木の根有るが如く、燈の膏有るが如く、魚の水有るが如く、農夫の由有るが如く、商賈の財有るが如し。木、根無ければ則ち槁れ、燈、膏無ければ則ち滅え、魚、水無ければ

れば則ち死し、農夫、田無ければ則ち饑る、商賈、財無ければ則ち貧しく、人主、人心を失へば則ち亡ぶ。此れ必然の理也。(三五) 道る可からざるの災也。其の畏る可きものたるや、古より以て然り。苟くも、禍を樂しむ亡を好み。(三六) 狂易して志を喪ふに非ずんば、詎ぞ敢て其胸臆を肆にし、輕くしく人心を犯さんや。昔、子産、載書を焚きて以て衆言を弭め、(三七) 伯石に賂うて以て、巨室を安んず。以爲らく、衆怒は犯し難く、(三八) 專欲は成り難しと。而して、孔子も亦曰く、「信せられて而る後に其民を勞す。未だ信せられざれば則ち以て己を厲ましむと爲すなり」と。惟だ、商鞅、法を變じて、人言を顧みず。能く驟に富強を致すと雖も、亦以て怨を天下に召き、其民をして利を知りて而も義を知らず。刑を見て而も徳を見ざらしむ。天下を得と雖も、(三九) 踵を旋らして亡び、其身に至りても、亦、卒に免れず、罪を負ひ出走して、諸侯納れず、車裂して以て、(四〇) 狗へて、秦人、哀れむ莫し。君臣の間、豈に此の如くなるを願はんや。(四一) 宋の襄公は、仁義を行ふと雖も、衆を失うて亡び、(四二) 田常は、不義なりと雖も、衆を

- 【三五】 道。逃るる也。
- 【三六】 狂易。發狂する也。
- 【三七】 載書。諸大夫より差出したる盟書。此事は、左傳襄公十年に見ゆ。
- 【三八】 伯石云々。子産、伯石に賂ふに邑を以てしたる事、左傳襄公三十年に見ゆ。
- 【三九】 巨室。大臣を云ふ。伯石を指す。
- 【四〇】 專欲云々。己一人の欲のみを張らんとするも成り難し。
- 【四一】 孔子云々。論語子張の篇の語。凡そ民を使ふには、民に信賴せられて而る後に民を勞役すべし。信ぜられざるに、民を使役せんとするときは、君に對して怨を懷かん。
- 【四二】 商鞅。秦の孝公の相。
- 【四三】 踵を旋らして。くびすを轉する間に。
- 【四四】 狗。觸れ示す。
- 【四五】 宋の襄公。後卷の宋の襄公論を參看せよ。
- 【四六】 田常。春秋の時の齊の大

得て強し。是を以て君子は未だ行事の是非を論せず、先づ衆心の向背を觀る。(四七) 謝安の諸桓を用ふるは、未だ必ずしも是ならず、而れども衆の樂しむ所なれば、則ち國以て、(四八) 又安なり。(四九) 庾亮の蘇峻を召ぶは、未だ必ずしも非ならず、而れども勢に不可なる有れば、則ち反つて危辱を爲す。古より今に及ぶまで、未だ和易にして、衆に同じくして而も安からず。剛果にして自ら用ひて而も危からざる者は有らざるなり。

今、陛下も、亦、人心の悦ばざるを知らん。中外の人、賢不肖と無く、皆言ふ。祖宗以來、財用を治むる者は、(五〇) 三司使副判官に過ぎず。今に經るまで百年、未だ嘗て事を闕かず。今は故無くして又、一司を創め、號して、(五一) 制置三司條例司と謂ふ。六七の少年、日夜、内に、(五二) 講求し、使者四十餘輩、分行して外に、(五三) 營幹す。端を造

- 夫にして、私恩を施して齊の民心を收め、後、其君を弑す。
- 【四七】 謝安云々。晉の謝安は、孝武帝の時、政を爲したが、桓豁、桓仲の二人を擧げて要地に居らしむ。此等は晉朝に跋扈せし桓温の一族なり。
- 【四八】 又安。安泰。
- 【四九】 庾亮云々。晉の成帝の咸和二年、庾亮は蘇峻が歴陽に在り、終に禍亂を爲さんとするを知り、詔を下して之を徵さんとす。王導、卞壺、溫嶠等、之を止む。皆可かず。徵して大司農と爲し、其兵權を奪ふ。峻遂に兵を擧げて反す。
- 【五〇】 衆に同じくす。衆人と和協一致する也。
- 【五一】 財用を治む。財政を取扱ふ也。
- 【五二】 三司使副判官。宋の初めに三司を置く。一は鹽鐵使にして山澤の利を司る。一は度支使にして財賦の數を掌る。一は戸部使にして戸籍を掌る。後に一司を置きて之を總領す、三司使と曰ふ。之に副あり、判官あり。
- 【五三】 制置三司條例司。宋の神宗の時、王安石、參知政事に拜し、始めて三司條例司を置き青苗、均輸、保甲、免役、市易、保馬、方田等を立て、通じて新法と曰ひ、提舉官四十餘人を派遣して天下に實施す。
- 【五四】 講求。調査。研究。
- 【五五】 營幹。事務を取扱ふ也。
- 【五六】 端を造す。事を始むる也。

すこと宏大にして、民實に驚疑し、法を創むること新奇にして、吏皆惶惑す。賢者は則ち其説を求めて而も得可からず、未だ憂を免れず、小人は則ち其意を以て朝廷を度り、遂に以て謗を爲す。陛下萬乘の主を以て而も利を言ふと謂ひ、執政天子の幸を以て而も財を治むと謂ふ。商賈行はれず、物價騰踊す。近きは淮甸より、遠きは川蜀に及ぶまで、喧傳萬口、論説百端なり。或は言ふ、「京師の正店にも、監官を置くを議し、夔路の深山にも、當に酒禁を行ふべく、僧尼の常住を拘收し、兵吏の廩祿を減尅す」と。此等の類の如き、言ふに勝ふ可からず。而して甚だしきは、肉刑を復せんと欲するなりと以爲ふに至る。斯言一たび出でて、民且つ狼顧す。陛下、二三の大臣と、亦、其語を聞かん。然り而して之を顧みる莫きは、徒に曰く、「我、其事無し、又、其意無し、何ぞ人言を恤へん」と。夫れ人言は、未だ必ずしも皆然らずと雖も、而れども疑似は則ち以て謗を致す有り。人必ず財を貪り、而して後、人、其盜を疑ふ。人必ず色を好み、而して後、人、其淫を疑ふ。何となれば、未だ此司を置かざれば、則ち此謗無ければなり。豈に去歲の人は皆忠厚にして、今歳の士は皆虛浮ならん

- 【四七】 其説。其理由。
- 【四八】 騰踊。騰貴。
- 【四九】 淮甸。淮は淮南、甸は畿甸。
- 【五〇】 川蜀。岷江、沱江、黑水、白水、皆蜀に屬す、故に川蜀と云ふ。
- 【五一】 監官。監視の役人。
- 【五二】 夔路。夔州と、路州と。共に僻地なり。
- 【五三】 酒禁。酒の私釀を禁する也。
- 【五四】 僧尼の常住云々。寺祿の如き者を取り上ぐる也。
- 【五五】 廩祿を減尅す。扶持高を削減する也。
- 【五六】 狼顧。不安に堪へざる様子。
- 【五七】 疑似。疑はしく又は似たりたること。

や。孔子曰く、「工、其事を善くせんと欲すれば、必ず先づ其器を利にす」と。又曰く、「必ずや名を正しうせんか」と。今、陛下、其器を操りて而も其事を諱み、其名有りて而も其意を辭するは、家に一喙を置きて以て自ら解き、市に千金を列して以て人を購ふと雖も、人必ず信せざらん、謗も亦止まざらん。夫れ制置三司條例司は利を求むるの名なり。六七の少年と使者四十餘輩とは、利を求むるの器なり。鷹犬を驅りて林藪に赴き、人に語りて、「我は獵するに非ざるなり」と曰ふは、鷹犬を放ちて獸の自ら馴るるに如かず。網罟を操りて江湖に入り、人に語りて、「我は漁するに非ざるなり」と曰ふは、網罟を捐てて人自ら信するに如かず。故に臣以爲らく、讒慝を消して和氣を召び、人心を復して國本を安んずるは、則ち制置三司條例司を罷むるに若くは莫しと。夫れ陛下の此司を創むる所以は、以て利を興し害を除くに過ぎざるなり。之を罷めて利興らず害除かれざらしめば、則ち罷むること勿れ。之を罷めて天下悦び、人心安く、利を興し害を除き、可ならざる所無くんば、則ち何を苦しんで罷めざらん。陛下、積弊を去りて法を立てんと欲すれば、必ず、宰相をして熟議せしめて而る後に行ふ。事若し中書に由らざれば、則ち是れ亂世の法なり。聖君賢相は夫れ豈に其れ然らんや。必ず若し法を立

- 【五八】 孔子曰く云々。論語の衛靈公の篇。
- 【五九】 又曰く云々。論語の子路の篇。
- 【六〇】 其器。前の少年等を喻ふ。
- 【六一】 其名。三司條例司を云ふ。
- 【六二】 一喙。一口。一人の辯解人を云ふ。
- 【六三】 解。辯解する也。
- 【六四】 網罟。魚を捕るあみ。
- 【六五】 讒慝。惡口。
- 【六六】 中書。中書省。

つるは中書に由るを免れず、熟議するは宰相を使ふを免れずんば、此司の設は、乃ち冗長にし
て名無きこと無からんや。智者の圖る所は、迹無きを貴ぶ。漢の文景紀は、書す可きの事無く、
唐の房杜傳は、載す可きの功無し。而して天下の治を言ふ者は、文景
に與へ、賢を言ふ者は、房杜に與ふ。蓋し事已に立ちて而も迹見はれず、
功已に成りて而も人知らざればなり。故に曰く、「善く兵を用ふる者は、
赫赫の功無し」と。豈に惟だ兵を用ふるのみならんや。事、然らざるは
莫し。今、圖る所の者は、萬分にして未だ其一を獲ざるなり。而して迹の
天下に布くこと、已に泥中の鬪獸の若し。亦、拙謀と謂ふ可し。陛下、誠
に國を富ますさんと欲せば、三司官屬と漕運使副とを擇び、而して陛下、
二三大臣と、孜孜として講求し、磨するに歲月を以てせんには、則ち
積弊自ら去りて而も人知らざらん。

但だ恐らくは志を立つること堅からず。中道にして廢せんことを。
孟子、言へる有り、「其進むこと銳き者は、其退くこと速かなり」と。若
し始有り卒有るは、自ら徐徐なる可し。十年の後、何事か立たざらん。孔子曰く、「速かならんこ
とを欲すれば則ち達せず、小利を見れば則ち大事成らず」と。孔子をして聖人に非ざらしめば、則ち

- 【六七】 冗長。餘計。不用なるを云ふ。
- 【六八】 迹無し。あとを残さず、目に立たぬ也。
- 【六九】 文景。文帝、景帝。
- 【七〇】 房杜。房玄齡、杜如晦。
- 【七一】 赫赫。明かにして目立つ也。
- 【七二】 漕運使副。使は長官、副は次官。
- 【七三】 磨。練磨。
- 【七四】 中道。半途。
- 【七五】 孟子云々。孟子盡心篇の上に見ゆ。
- 【七六】 孔子曰く云々。論語の子路の篇に見ゆ。

此言も亦用ふ可からざらん。書に曰く、「謀ること卿士に及び、庶人に至り、翕然として大同なれば、乃ち元吉を底す。若し逆ふこと多くして従ふこと少ければ、則ち靜かなるは吉にして作すは凶なり」と。今、上は宰相大臣より、既に已に辭免して爲さず。則ち外の議論、斷じて亦知る可し。宰相は人臣なり。且つ、此を以て自ら汚すを欲せず。而るに陛下、獨り安んじて其名を受けて而も辭せざるは、臣愚の識る所に非ざるなり。君臣宵旰、幾んど一年、而して國を富ますの效は、茫として風を捕ふるが如し。徒に、内帑數百萬緡を出し。祠部五千餘人を度するを聞くのみ。此を以て術と爲さば、其れ誰か能くせざらん。

且つ使を遣はして縦横せしむるは、本令典に非ず。漢武、繡衣直指を遣はし、桓帝、八使を遣はせるは、皆守宰狼藉し盜賊公行するを以て、術無きに出でて、此下策を行ひしなり。宋の文帝の元嘉の政は、文景に比す。當時、成

- 【七〇】 書に曰く云々。尙書の洪範の文を省略したる也。
- 【七一】 翕然。一致する貌。
- 【七二】 元吉。大吉。
- 【七三】 作。事を爲す也。
- 【七四】 辭免云々。其職を辭し又は免れて、事を爲さざる也。
- 【七五】 宵旰。宵衣旰食の略。夜未だ明けざる内に衣を著け、日旰(夕)けて食する也。
- 【七六】 祠部云々。祠部は僧尼道士を管轄する役所にして、五十餘人の僧を入道得度せしむる也。度とは僧尼道士となるべき者に免狀を交附することにして、其度毎に錢若干を納功を云ふ。
- 【七七】 縦横。縦横に諸州を巡視せしむる也。
- 【七八】 令典。褒むべき例規。
- 【七九】 繡衣直指。官名、諸國を按察せしむ。
- 【八〇】 八使。漢の順帝紀に云ふ、漢安元年、秋八月、杜喬、周舉、郭遵、馮羨、爰巴、張綱、周栩、劉莊等八人を遣はし、州郡に分行し、風化を班宣し、臧否を舉實すと。桓は順の誤。
- 【八一】 守宰狼藉。地方官の不始末を云ふ。
- 【八二】 成。成功。地方政治の成功を云ふ。

を郡縣に責めて、未だ嘗て使を遣はさず。孝武に至りて、以爲らく郡縣遅
緩なりと、始めて臺使に命じて之を督せしむ。以て 蕭齊に至るまで、此
弊革まらず。故に 竟陵王子良、上疏して、其事を極言し、以爲らく、
「此等朝に禁門を辭すれば、情態即ち異なり、暮に州縣に宿すれば、威
福便ち行はる。」郵傳を驅迫し、守宰を折辱し、公私煩擾にして、民、生
を聊んせず」と。唐の開元中、宇文融、奏して勸農判官を置き、裴寬等
二十九人をして、竝に御史を 攝し、天下を分行し、(離散)戸口を 招撫
し、漏田を 檢責せしむ。時に張說・楊場皇甫・楊相如は、皆、以爲らく
便ならずと。而して相繼いで罷め黜けらる。戸を得ること八十餘萬なりと
雖も、皆、州縣、旨を希ひ、主を以て客と爲し、少を以て多と爲ししなり。
百官をして 都省に集議せしむるに及びて、公卿以下、融が威勢を懼れ
て、敢て異辭あらず。陛下、試に其傳を取りて之を讀み、其の行ふ所を觀
ば、是と爲すか否と爲すか。近者、均稅の寬恤、冠蓋相望み、朝廷も
亦旋其非を覺る。而して天下、今に至るまで、以て謗を爲す。曾て未だ數
歲ならざるに、是非 較然たり。臣恐らくは後の今を視ること、猶ほ今

【九〇】蕭齊。南朝の齊の祖は蕭道成なり。故に曰ふ。
【九一】竟陵王子良。齊の皇族。
【九二】威福便ち行はる。福なきかす也。
【九三】郵傳云々。宿場の入夫を驅り使ひ、地方の長官なくじき辱しめ、公私共にこた／＼して人民は落ちついて生活することを得ず。
【九四】攝。兼ねる也。
【九五】招撫。招き寄する也。
【九六】漏田。調べに漏れて、税を收めざる田。
【九七】檢責。取り調べ責する也。
【九八】都省。尙書省。
【九九】均稅寬恤。租稅の輕重を均しくし、民力を緩めいたはるを云ふ。
【一〇〇】冠蓋相望む。多人數出づるを云ふ。
【一〇一】較然。明白なり。

の昔を視るがごとくならんことを。且つ其の遣はす所、尤も宜しきに適せず、事少くして 員多く、
人輕くして權重し。夫れ人輕くして權重ければ、則ち人多く服せず、或は
侮慢を致して以て争を興す。事少くして員多ければ、則ち 以て功を爲
す無く、必ず須く事を生じて以て責を塞ぐべし。陛下、嚴に約束を賜ひ、功
を邀むるを許さずと雖も、然れども人臣、君に事ふるの常情、其令に従は
ずして其意に従ふ。今、朝廷の意、動を好みて靜を惡み、同を好みて異
を惡む。指趣の在る所、誰か敢て従はざらん。臣恐らくは陛下の赤子、此
より寧歲無からんことを。
行ふ所の事に至りては、行路、皆、其難きを知る。何となれば、(一〇五)涇水
は濁流にして、生民より以來、以て稻を種るす。秦人の歌に曰く、「(一〇六)涇
水一石、其泥數斗、且つ澆ぎ且つ糞ひ、我が禾黍を長ず」と。何を嘗て「我
が 粳稻を長ず」と曰はんや。今、(一〇七)陂して之を清まさんと欲せば、萬
頃の稻、必ず千頃の陂を用ひ、一歳に一たび 淤し、三歳にして滿たん
と。陛下、遽に其説を信じて、即ち地形を相視せしめ、萬一官吏苟且順從
し、眞に、陛下興作に意ありと謂はば、上は 帑廩を糜し、下は農時を

【一〇三】員。官吏の數。
【一〇四】以て功を云々。功を爲す機会無ければ、必ず事を生じて責を塞がざるべからず。
【一〇五】動。多事なるを云ふ。靜。無事なるを云ふ。
【一〇六】涇水云々。今、涇水を用ひ水として新田を開拓せんとすも、其水は濁流にして、水田の用水と爲し難し。
【一〇七】秦人の歌。漢書溝洫志に見ゆ。
【一〇八】涇水。秦の河の名。濁水なり。之を引きて涇水の濁流の例證とする也。
【一〇九】陂。つつみ。
【一〇〇】淤。泥を浚ふ也。
【一〇一】帑廩を糜す。御倉の錢穀を費す。

奪ひ、隄防一たび開けて、水、故道を失はん。久平にして、民物滋息し、四方の遺利、蓋し略ぼ盡きたり。今、鑿空して水利を訪尋せんと欲するは、謂はゆる「鹿に即きて虞無き」なり。豈に惟だ徒に勞するのみならんや。必ず大いに煩擾せん。凡そ壁畫する所の利害は、何人を問はず、小は則ち事に随つて勞に酬い、大は則ち才を量りて録用す。若し官私格沮せば、竝に重く黜降を行ひ、以て赦原せざらん。若し(當事)材力、興修を辦せずんば、便ち申奏替換を許さん。賞は、重しと謂ふ可く、罰は、輕しと謂ふ可し。然れども竝に終に、諸色の人妄に申陳する有り。或は官私誤りて功役を興すは、當に何の罪を得べきかを言はず。此の如くならば、則ち妄庸輕剽浮浪の姦人、此より争うて水利を言はん。功を成すときは則ち賞あり、事を敗るときは則ち誅無し。官司、其疎を知ると雖も、豈に便ち抑退を行ふ可けんや。(三三)所在、老少を追集し、可否を相視し、吏卒の

- 【二二】故道。もと流れたる路。
- 【二三】議者。建議者。
- 【二四】久平。久しく泰平。
- 【二五】滋息。繁殖。
- 【二六】鑿空して云々。あても無く水利を尋ね出さんとする也。
- 【二七】鹿に即き云々。周易の屯の六三の爻辭。虞は虞官なり。山林に入るには虞人ありて之を導く。之を導く者無ければ、則ち林莽中に陷る。
- 【二八】壁畫。新に計畫する也。
- 【二九】利害。利害問題、即ち事業。

- 【三〇】録用。任用。
- 【三一】官私格沮せば。官吏或は私人の、此を妨害する者あらば。
- 【三二】赦原。容赦。原は罪を赦す也。
- 【三三】興修。興は新に事を始むる也。修は在來の事に手入れする也。
- 【三四】申奏替換。其旨を奏上して人を換ふる也。
- 【三五】諸色。諸種類の人。
- 【三六】妄庸輕剽。愚なる者、及び輕率なる者。
- 【三七】疎。疎漏。

過ぐる所、鶏犬一に空しからん。若し灼然として行ひ難きに非ずんば、必ず須く且く爲めに役を興すべし。何となれば則ち格沮の罪は重くして、誤興の過は輕ければなり。人多く身を愛す、勢必ず此の如くならん。且つ古陂廢堰、多くは側近の冒耕と爲り、歲月既に深くして、已に永業に同じ。苟くも興復せんと欲せば、必ず盡く追收し、人心或は搖がん。甚だ善政に非じ。又、訟を好むの黨怨多きの人あり、妄に某處は陂梁を作る可しと言ひ、怨むる所の田産を壞るを規り、或は人の舊業を指して以て官陂と爲さば、冒佃の訟、必ず今日に倍せん。臣知らず、朝廷、本、一事無きに、何を苦しんでか此を行はんや。古より人を役するには、必ず郷戸を用ふ。猶ほ食の必ず五穀を用ひ、衣の必ず絲麻を用ひ、川を濟るの必ず舟楫を用ひ、地を行くの必ず牛馬を用ふるがごとし。其間、或は他物を以て充代する有り

- 【二八】抑退。申立てを抑へ退くる也。
- 【二九】所在云々。あちこちにて老少を狩り集めて、事業の可否を檢分することとなり、其間には吏卒の押領を行ふために、彼等の通行する所は、鶏や犬までも取りさらはれて、影をとどめざるに至るべし。
- 【三〇】灼然。明白なり。
- 【三一】古陂廢堰。古き貯水池、又は用水のせき。
- 【三二】側近の冒耕。近傍の人民が押領して耕作をなす也。
- 【三三】永業。永久の財産。
- 【三四】追收。回收する也。

- 【三五】陂梁。つつみ、掘割。
- 【三六】冒佃の訟。田地押領の訴訟。
- 【三七】郷戸。農家。宋の初、諸州の戸を九等に分ち、上の四等は輕重を量り役を給す。餘の五等は之を免ぜり。然るに此時に至りて、郷戸をして資産の多少に隨ひ、各々錢を出して人を備うて役に充てしむ。其坊郭等の第戸、及び單丁、女戸、寺觀、品官の家、舊と色役無くして錢を出すもの、之を助役錢と名づく。
- 【三八】充代。代用して需要を充たす也。

と雖も、然れども終に天下の常に行ふ可き所に非ず、今は徒に江浙の間、數郡の(三五)雇役を聞き、而して之を(四四)天下に措かんと欲す。是れ猶ほ燕晉の(四二)棗栗、岷蜀の(四三)蹲鴟を見て以て五穀を廢せんと欲するがごとし。豈に難からずや。

又、官所在の(四一)坊場を賣りて以て(四〇)衙前の(三九)雇直に充てんと欲す、(果シテ)長役有りとも雖も、更に勞に酬ゆる無からん。長役の得る所既に微ならば、此より必ず漸く衰散せん。則ち州郡の事體、憔悴せんこと、知る可し。士大夫の、親戚を捐て墳墓を棄て、以て官に四方に従ふ者、(四八)力(四七)を宣ぶるの餘、亦樂を取らんと欲するは、此れ人の至情なり。若し凋弊すること太甚しく、(四六)廚傳蕭然たらば、則ち危邦の陋風に似たらん。恐らくは太平の盛觀に非ざらん。陛下の誠慮此に及ばば、必ず肯て爲さじ。且つ今、法令は、軍を御するよりも嚴なるは莫し。軍法は、(四九)逃竄よりも嚴なるは莫し。(五〇)禁軍三たび犯し、(五一)廂軍五たび犯せば、大率死に處す。然れども軍を逃るるもの、常に天下(全員)に半なり。知らず、人を雇ひて役を爲すは、廂軍と何ぞ異ならん。若し逃るる者あらば、何を以て加之を罪せん。其勢、必ず軍を逃るるよりも輕からん。則ち其逃るること必ず今日よりも甚だしからん。其

- 【二九】雇役。錢を與へて人民を雇ひ入れて之を使役する也。
- 【四〇】天下に措く。天下に用ふる也。
- 【四一】棗栗。なつめ、くり。
- 【四二】岷蜀。いもがしら。
- 【四三】坊場。市場。商稅酒稅の出づる所。
- 【四四】衙前。官衙の用に供す。
- 【四五】雇直。夫役の雇錢。
- 【四六】長役。多年の勤續。
- 【四七】憔悴。衰微。
- 【四八】力を宣ぶ。公務に力を盡す云ふ。
- 【四九】廚傳蕭然。食事、旅舎の様、蕭然として物淋し。
- 【五〇】逃竄。脱走。
- 【五一】禁軍。近衛兵。
- 【五二】廂軍。諸州の鎮兵。

官長たるも、亦難からずや。近者、郷戸をして頗る(三五)人を雇ふを得しむと雖も、然れども雇ふ所逃亡するに至りては、郷戸猶ほ其責に任ず。今遂に(三六)兩稅の外に於て別に一科を立て、之を庸錢と謂ひ、以て官雇に備へんと欲す。則ち人を雇ふの責は、官の自ら任ずる所なり。唐の楊炎、租庸調を廢して以て兩稅と爲ししより、大歷十四年(三七)賦斂に應ずるの數を取りて、以て兩稅の額を定む。則ち是れ租調と庸とは、兩稅既に之を兼ねるなり。今、兩稅は故の如し。奈何ぞ復た庸を取らんと欲する。聖人の法を立つるや、必ず後世を慮る。豈に常稅の他に於て科名を生出す可けんや。萬一不幸にして、後世、多欲の君あり、之を輔くるに(三九)聚斂の臣を以てし、庸錢をも除かず、(四〇)差役も舊に仍らば、天下をして怨毒せしめん。従つて來る所を推せば、則ち(四一)必ず其咎に任ずる者あらん。

又、(四二)坊郭等第の民をして郷戸と役を均しくし、(四三)品官形勢の家をして(四四)齊民と事を並べしめんと欲す。其説に曰く、周禮に、(四五)田の耕されざる者は、屋粟を出し、宅の毛せざる者は、

- 【三五】人を雇ふ。郷戸にて賦役に當れる者、人を雇うて己の代りに差出す也。
- 【三六】兩稅。夏秋二期に徵する稅。
- 【三七】租庸調。租は田租、庸は口賦、即ち人頭稅、調は戶賦。
- 【三八】賦斂。租庸調の總高を云ふ。
- 【三九】聚斂の臣。むやみに租稅を取り立つる臣。
- 【四〇】差役。自身人夫に出づる也。
- 【四一】必ず其咎云々。陛下其咎を免れたまふまじとの意。
- 【四二】坊郭等第の民。市街に住する各等級の町民。
- 【四三】品官形勢の家。品位又は官職ある家。
- 【四四】齊民。平民。
- 【四五】田の耕云々。田ありて耕されざる者は屋粟を納めしめ、宅地ありて桑麻などを植ふる者は里布錢を出さしむ。屋粟とは、三天を屋となす、一夫は各百畝を受く、即ち三夫

里布あり。而して漢の世、宰相の子も、(二五) 邊に
成するを免れず」と。此れ其の (二五) 口に藉く所
以なり。古は官、民を養ひ、今は民、官を養ふ。
之に給するに田を以てして而も耕さず、之に勸
むるに農を以てして而も力めず、是に於てかり
布・屋粟、(二六) 夫家の征あり。而して民、以て生を
爲す無く、去りて商賈と爲る。(二七) 事勢當れるの
み。何の名か之を役せん。且つ一歳の (二八) 成は、
三日に過ぎず。三日の雇は其直三百なり。今世、
(二九) 三大戸の役は、公卿より以降、免るるを得る者無し。其費、豈に特に三百のみならんや。大抵、
事、行ふ可きが若きは、皆、(三〇) 故事あるを必とせず。民の悦ばざる所俗の安んぜざる所の若きは、縦
ひ經典の明文ありとも、怨に補ひ無けん。若し此三つの者を行はば、必ず怨みんこと疑無し。(三一) 女
戸、(三二) 單丁は、蓋し天民の窮する者なり。古の王者は、首として務めて此を恤む。而るに今、陛下、
首として之を役せんと欲す。此等は、苟くも、戸將に絶えんとして未だ亡びざるに非ざれば、則ち是れ
家に (三三) 丁あれども尙ほ幼なるなり。若し之に數歳を假さば、則ち必ず (三四) 丁と成りて役に就き、(三五) 老

の貢する所の粟を云ふ。毛は
桑麻を云ふ。里布とは一里即
ち二十五家より貢する布。
【二五】邊に成す。邊陲の守備を
なす。
【二六】口に藉く。口實とするな
り。
【二七】夫家の征。家に居りて業
務無き者に課せらるる夫役。
【二八】事勢當れるのみ。商賈に
夫役なきは、事勢に於て當然
の事なり。

【二九】成。守備の期限をいふ。
【三〇】三大戸の役。郷中の百戸
を一團となし、郷中の富豪三
人を擧げて團長となし、年の
豊凶、民家の姦盜を察せし
む。
【三一】故事。先例。
【三二】女戸。女世帯。
【三三】單丁。男戸主一人のみ
の家。
【三四】丁。男子を云ふ。
【三五】丁。成人を云ふ。

死して (一) 官に没せん。富、四海を有ちて、恤を加へざるに忍びんや。

(二) 孟子曰く、「始めて (三) 備を作る者は、其れ後無からんか」と。春秋に、(四) 邱甲を作り、田賦を用

ふるを書するは、皆、其の始めて民の患を爲すを重んずるなり。(五) 青苗放錢は、昔より禁あり。今、

陛下、始めて成法を立て、毎歲常に行ふ。(六) 抑配するを許さず」と云ふと雖も、而れども數世の後、

暴君汚吏 (ガサルコトナ) 陛下能く之を (七) 保せんや。異日、天下、之を恨みん。國史、之を記して曰は

ん、「青苗放錢は陛下より始まる」と。豈に惜しからずや。且つ東南、絹を買ふは、本 (八) 見錢を用ひ、

陝西の糧草 (ヲ買) は、(九) 折免を許さざるは、朝

廷、既に (一〇) 著令あり、職司又毎に舉行す。然

り而して絹を買ふは、未だ嘗て (一一) 鹽を折せず

んばあらず、糧草 (ヲ買) は未だ嘗て (一二) 鈔を折せ

ずんばあらず。乃ち知る、青苗の「抑配するを

許さず」との説も、亦是れ空文ならんことを。

只、治平の初め (一三) 義勇を揀刺するが如きは、

當時、詔旨慰諭し、明かに、永く邊に成せざるを

言ひ、著はして (一四) 簡書に在り、盟約の如きあ

の貢する所の粟を云ふ。毛は
桑麻を云ふ。里布とは一里即
ち二十五家より貢する布。
【二五】邊に成す。邊陲の守備を
なす。
【二六】口に藉く。口實とするな
り。
【二七】夫家の征。家に居りて業
務無き者に課せらるる夫役。
【二八】事勢當れるのみ。商賈に
夫役なきは、事勢に於て當然
の事なり。

【一五】官に没す。家財を官に没
收するを云ふ。
【一六】孟子曰く云々。孟子の梁
惠王上篇に見ゆ。
【一七】備。死者に従へて埋むる
所の木偶人。
【一八】邱甲。老蘇の修禮書狀を
參看せよ。
【一九】青苗放錢。田のまた青々
したる時に秋稔の見込を立て
て、政府より農民に錢を貸付
けて利息を取るの法なり。其
資金は常平倉の買收備金より

支出す。
【二〇】抑配。無理に貸し付くる
也。
【二一】保。うけあふ。
【二二】見錢。現金。
【二三】折免。物品交換の意。
【二四】著令。發布の法令。
【二五】鹽を折す。鹽と交換する
也。
【二六】鈔。紙幣。
【二七】義勇を揀刺す。義勇兵を
揀びて手の甲に入れ墨するな
り。

り。(二五) 今に於て幾日ぞ、議論已に搖き、(二六) 或は代を以て東軍に還し、或は弓手を抵換せんと欲す。約束の情み難き、豈に明かならずや。縦ひ此令をして決行し果して抑配せざらしむるも、計るに其間の願請の戸は、必ず皆孤貧にして濟はざるの人ならん。家若し自ら(二七) 贏餘あらば、何ぞ官と交易するに至らん。此等は鞭撻すること已に急ならば、則ち之に繼ぐに逃亡を以てせん。逃亡の餘は、則ち之を(二八) 鄰保に均しくせん。勢、必ず至る有り、理、固より然る有り。且つ夫れ(二九) 常平の法たるや、至れりと謂ふ可し。守る所の者は(三〇) 約にして、及ぶ所の者は廣し。借使萬家の邑、已に千斛ありて、穀貴きの際、千斛市に在らば、物價自ら平かならん。一市の價已に平かならば、一邦の食、自ら足らん。(三一) 操瓢乞匄の弊無く、(三二) 里正催驅の勞無からん。今若し變じて青苗と爲し、家ごとに一斛を貸さば、則ち千戸の外、孰れか其饑を救はん。且つ常平の官錢は、常に其少きを患ふ。若し(三三) 數を盡して糶を收めば、則ち借貸無からん。若し留めて借貸に充て

- 【一八】簡書。文書。
- 【一九】今に於て幾日ぞ。何程の年月も経過せざるを云ふ。
- 【二〇】或は云々。或は交代を以て東軍に還したる者あり、或は弓手に取換へんとせし者あり。弓手とは郷役の一にして盜賊を逐捕する也。
- 【二一】願請。貸付けを請願する也。
- 【二二】贏餘。餘裕。
- 【二三】鄰保に均しくす。其負債の始末を組合の人々に平均に負はする也。
- 【二四】常平。穀價の賤きときは、官より價を増して之を買ひ上げ、穀貴きときは、價を減じて之を出し、常に穀價の平均を保たしむる法なり。
- 【二五】約。簡短。
- 【二六】操瓢乞匄。瓢を持ちて食を乞ふ也。
- 【二七】里正催驅。村長が年貢を催促する也。
- 【二八】數を盡して云々。官錢を残らず用ひて米穀を買収するときは、青苗の時に貸與すべき資本無きに至るべし。

ば、則ち糶する所幾何ぞ。乃ち知る、常平と青苗とは、其勢、兩立する能はざるを。彼を壞りて此を成すは、喪ふ所愈々多く、官を虧き民を害す、悔ゆと雖も何ぞ逮ばん。臣竊に計るに、陛下、其實を考へんと欲せば、必ず然く人に問はん。人、陛下の方に力行せんと欲するを知らば、必ず「此法、利有りて害無し」と謂はん。臣が愚見を以てするに、恐らくは未だ憑む可からず。何を以てか之を明かにする。臣、頃る陝西に在り、義勇を刺し諸縣に提擧するを見る。臣嘗て親しく行くに、愁怨の民、哭聲、野に振ふ。當時、使を奉じて還る者、皆言ふ、「民盡く爲すことを樂しむ」と。合はんことを希ひ容れられんことを取る、古より此の如し。然らずんば則ち(三六) 山東の盜を、二世、何に緣りてか覺らざらん。(三七) 南詔の敗を、明皇、何に緣りてか知らざらん。今、未だ斯に至らずと雖も、亦、陛下の審かに聽かんことを望むのみ。昔、漢武の世、財力(三八) 匱竭するや、(三九) 賈人桑弘羊の説を用ひて、賤きに買ひ貴きに賣り、之を均輸と謂ふ。時に商賈行はれず、盜賊滋々熾んにして、幾んど亂に至る。孝昭既に立つや、學者争うて其説を排す。霍光、民の欲する所に順ひ、從つて之を予ふ。天下、心を歸し、遂に以て事無し。意はざりき、今者此論復た興らんとは。法を立つるの初め、其説尙は淺く、徒に言ふ、貴きを徙し賤きに就き、近きを用ひ遠きに易ふと。然り而して(四〇) 廣

- 【三六】山東の盜。秦の二世皇帝のとき、陳勝、吳廣、兵を山東に起ししを云ふ。
- 【三七】南詔の敗。唐の玄宗の時、南詔を伐つて敗る。宰相楊國忠、之を隠し、反つて勝利を得たりと奏す。
- 【三八】匱竭。空乏。
- 【三九】賈人。商人。
- 【四〇】廣く官屬を制す。多く係の役人を置く也。

く官屬を制し、多く二四緡錢を出すや、豪商大賈、皆疑つて敢て動かさず、以爲らく、明かに販賣を言はずと雖も、然れども既に已に之が二五變易を許せり。變易既に行はれて、而も商賈と利を争はざる者は、未だ之を聞かざるなり」と。夫れ商賈の事は、二六曲折して行ひ難し。其買ふや期に先だちて錢を與へ、其賣るや期に後れて直を取り、二七多方相濟し、委曲相通じ、二八倍稱の息、此に由りて得らる。今、官、是物を買ふや、必ず先づ官を設け吏を置き、二九簿書廩祿、費たること已に厚く、三〇良に非ざれば售れず、賄に非ざれば行はれず。是を以て、官買の價は、民に比すれば必ず貴し。其賣るに及びてや、弊復た前の如し。商賈の利、何に縁りてか得られん。朝廷、此を慮るを知らず、乃ち五百萬緡を捐て、以て之を與ふ。此錢一たび出でて、恐らくは復す可からざらん。縦ひ其間薄か獲る所有らしむとも、而れども三一商を征するの額、損する所必ず多からん。今、人あり、其主の爲めに牛羊を牧し、其主に告げずして、一牛を以て五羊に易へ、一牛の失をば、則ち隠して言はず、五羊の獲をば、則ち指して三二勞績と爲す。陛下、以爲らく、常平を壞りて青苗の功を言ひ、商税を虧きて均輸の利を取らんと。何を以てか此に異ならん。

- 【二四】緡錢。錢さしに貫きたる錢。
- 【二五】變易。物品の交換を云ふ。
- 【二六】曲折。入り組みたるを云ふ。
- 【二七】多方相濟し委曲相通す。色々遣り繰りし、委細に融通す。
- 【二八】倍稱。利息の元金に倍するを倍と云ひ、利息の元金と均しきを稱と云ふ。
- 【二九】簿書廩祿。帳簿と俸給。
- 【三〇】良。良品。
- 【三一】商を征するの額、商人より取り立つる所の税金の額。
- 【三二】勞績。手柄。

陛下、三三天機洞照し、聖略、神の如し。此事至つて明かなり。豈に曉らざる有らんや。必ず謂はん、「已に行ふの事は、中ごろ變ずることを欲せず。恐らくは天下以て徳を執ること一ならず人を用ふること終へずと爲さんことを」と。是を以て三四歲月を遅留し、萬一を庶幾せん。臣竊に以爲らく過りと。古の英主は、漢高に過ぐるは莫し。三五酈生、楚の權を撓めんことを謀り、六國を復せんと欲す。高祖曰く、「善し」と。趣かに印を刻す。三六留侯の言を聞くに及びて、三七哺を吐きて罵りて曰く、「趣に印を銷せ」と。夫れ「善し」と稱して未だ幾ばくならず、之に繼ぐに罵りを以てし、印を刻し印を銷すは、兒戲に同じきあり。三八何ぞ嘗て高祖の人を知るを累はさん。適に、以て聖人の無我を明かにするに足る。陛下、以て可と爲して之を行ひ、其不可を知りて之を罷めば、至聖至明、以て此に加ふる無けん。議者必ず謂はん、「民は與に成るを樂しむ可し、與に始を慮り難し、故に陛下、堅く執りて顧みず、必ず行ふを期す」と。此れ乃ち戰國の功を貪るの人の、三九險を行ひ僥倖するの說なり。陛下、若し信じて之を用ひば、則ち是れ高論に徇つて至情に逆らひ、空名を持して實禍を邀むるなり。未だ成るを樂しむに及ばずして、怨已に起らん。臣の願ふ所の人心を結ぶとは、此の謂なり。

- 【三三】天機洞照。天稟の御明智、何事をも能く見抜く也。
- 【三四】歲月を云々。年月を延ばし、萬一の成功を希ひ給ふならん。
- 【三五】酈生云々。酈食其、漢の高祖に説きて、六國の後を立てて、楚の權力を撓めんと謀る。
- 【三六】留侯。張良、字は子房。
- 【三七】哺。口中に在る食物。
- 【三八】險を行ふ。冒險。

士の言を進むる者、少からずと爲す。亦嘗て、國家の存亡する所以、三九歴數の長短なる所以を以て陛下に告ぐる者ありや。夫れ國家の存亡する所以は、道德の淺深に在りて、彊きと弱きとに在らず。歴數の長短なる所以は、風俗の厚薄に在りて、富めると貧しきとに在らず。道德誠に深く、風俗誠に厚ければ、貧しく且つ弱しと雖も、長くして存するを害せず。道德誠に淺く、風俗誠に薄ければ、彊く且つ富めりと雖も、短くして亡ぶるを救はず。人主（若）此を知れば、則ち輕重する所を知る。是を以て、古の賢君は、弱きを以てして道德を亡はず、貧しきを以てして風俗を傷らさず。而して智者の人の國を覽るは、亦必ず此を以て之を察す。齊は至強なり、三〇周公は、其の後必ず篡弒の臣有らんことを知る。衛は至弱なり、三一季子は其の後れて亡びんことを知る。吳、楚を破りて郢に入る、而して陳の大夫、三二逢滑は楚の必ず復せんことを知る。晉武、既に吳を平らぐ、三三何曾、其の將に亂れんとすることを知る。隋文、既に陳を平らぐ、三四房喬は其の久しからざらんことを知る。三五元帝は、郵支を斬り、呼韓を朝せしめ、

【三九】歴數。天運。
 【四〇】周公云々。周公は、齊の太公が齊を治むるに賢を尊びて功を尙ふを聞き、後世に必ず君を弒し位を奪ふの臣あらんことを知る。
 【三一】季子云々。吳の季札、衛に君子多きを見て、其速かに亡びざるを知る。左傳襄公二十九年に見ゆ。
 【三二】逢滑云々。吳の楚に攻め入りしとき、楚國の未だ禍あらざるを見て、楚は未だ棄つ可からずと云ふ。左傳哀公元年に見ゆ。
 【三三】何曾云々。何曾、晉の武帝の宴に侍し、經國の遠謀を聽かざるを見て、後嗣の危きを知る。
 【三四】房喬。房玄齡、隋の文帝の功徳無く、詐を以て天下を取り、諸子皆驕奢不仁なるを見て其速に亡びんことを知る。
 【三五】元帝云々。漢の元帝、匈奴の郵支單于を襲ひ殺し、呼韓邪單于を來朝せしめたり。

功、三六武宣よりも多し、安を偷みて、三七王氏の蠶生ず。宣宗は、燕也を收め、三八河隍を復し、力、憲武よりも強し。兵を銷して、三九龐助の亂起る。故に臣、陛下の務めて道德を崇びて風俗を厚くせんことを願うて、陛下の有功に急にして富強を貪ることとを願はず。陛下をして富めること隋の如く強きこと秦の如く西、四〇靈武を取り、北、四一燕薊を取らしめば、之を有功と謂ひて可なり。而れども國の長短は則ち此に在らず。夫れ國の長短は、人の壽夭の如し。人の壽夭は元氣に在り。國の長短は風俗に在り。世、四二危羸にして、四三壽考なる有り、亦、盛壯にして、四四暴亡する有り。若し元氣猶ほ存すれば、則ち危羸にして而も害無し。其已に耗するに及びては、則ち盛壯にして而も愈々危し。是を以て善く生を養ふ者は、起居を慎み、飲食を節し、四五關節を導引し、四六故を吐き新を納れ、已むを得ずして薬を用ふれば、則ち其品の上性の良にして以て久しく服して害無かる可き者を選ぶ。則ち五臟和平にして壽命長し。善く生を養はざる者は、節慎の功を薄しとし、吐納の效を遅しとし、四七上薬を厭ひて下品を用ひ、四八眞氣を伐ちて、四九強陽を助く。根本已に危く、五〇僵仆せんこと日無し。天下の勢は、此と殊なる無し。故に臣願はくは、陛下、風俗を愛惜すること、

【三六】武宣。武帝、宣帝。
 【三七】王氏。外戚たり。
 【三八】河隍。地名。
 【三九】龐助。徐州の成卒なり。成通九年、亂を江淮の間に作す。
 【四〇】靈武。西夏を指す。
 【四一】燕薊。遼を指す。
 【四二】危羸。病弱なり。
 【四三】壽考。長命。
 【四四】暴亡。急に死亡する也。
 【四五】導引關節。筋骨を按摩する也。
 【四六】故。故を吐き新を納れ。故き氣を吐きて新しき氣を吸ふ。
 【四七】眞氣を伐つ。元氣を損ふ也。
 【四八】強陽。強ひて付けたる氣力。

元氣を護るが如くせんことを。

古の聖人、深刻の法以て衆を齊しうす可く、勇悍の夫以て事を集す可きを知らざるには非ず、忠厚は迂濶に近く、老成は初め遲鈍の若し、然れども終に肯て彼を以て此に易へざるは、其の得る所小にして、喪ふ所大なるを知らばなり。曹參は賢相也。

曰く、「慎みて獄市を擾す無かれ」と。黃霸は循吏なり、曰く、「治道は泰甚を去る」と。

或るひと、謝安の清談を以て事を廢するを譏る。安笑つて曰く、「秦は法吏を用ひ、二世にして亡ぶ」と。劉晏、度支と爲り、専ら果

銳の少年を用ひ、務めて急速事を集すに在り。利を好むの黨、相師として風を成す。德宗初め

て位に即くや、崔祐甫を擢んで相と爲す。祐甫、道徳寛大を以て上の意を推廣す。故に建中の政、其聲翕然として、天下相望し、貞觀を庶幾す。盧杞、相と爲るに及びて、上に諷して刑名を

以て天下を整齊し、澆薄を馴致し、以て播遷に及ぶ。我が仁祖の天下を御するや、法を持すること至寛、人を用ふるに教あり、専ら務めて過失を掩覆し、未だ嘗て輕くしく舊章を改

【三元】曹參云々。漢の曹參、齊の相を去るとき、後相に屬するに、慎んで齊の獄市をみだすこと勿れと曰へり。

【四元】循吏。温良の役人。黃霸は前漢の人、潁川の太守たり、漢書循吏傳に見ゆ。

【四六】治道云々。國を治むるの道は、甚だしき弊害を除き、餘は、おほめに見るべし。

【四八】仁祖。仁宗皇帝。

【四九】敍。次第。

【五〇】掩覆。おほひ、かくす。

【五一】舊章。舊來の法制。

【四四】劉晏。唐の肅宗代宗の時の人。

【四五】建中。德宗の年號。

【四六】翕然。あつまり合ふ貌。

【四七】澆薄云々。人情は漸次に輕薄に流れ、德宗は遂に都を出奔するに至る。

【四八】仁祖。仁宗皇帝。

【四九】敍。次第。

【五〇】掩覆。おほひ、かくす。

【五一】舊章。舊來の法制。

めず。然れども、其成功を考ふれば、則ち曰く、未だ至らず。以て兵を用ふるを言へば、則ち十たび出でて九たび敗る。以て其府庫を言へば、則ち僅に足りて餘無し。徒に德澤人に在り、風俗義を知るを以て、是を以て、升遐の日、天下考妣を喪するが如し。社稷長遠なるは、終に必ず之に頼る。則ち仁祖は、本を知るを謂ふ可し。今、議者察せず、徒に其末年吏多く因循し、事振ひ擧らざるを見て、乃ち之を矯むるに苛察を以てし、之を齊ふるに智能を以てせんを欲し、新進勇銳の人を招來して、以て一切速成の效を圖る。未だ其利を享けずして、澆風已に成る。

且つ天時齊しからず、人誰か過無からん。國君は垢を含む。至察なるは徒無し。若し陛下、多く方に包容せば、則ち人材取次に用ふ可し。必ず、廣く耳目を置き、務めて瑕疵を求めんと欲せば、則ち人自ら安んぜず、各々苟くも免れんことを圖らん。恐らくは朝廷の福に非じ。亦豈に陛下の願ふ所ならんや。漢文、虎圈の畜夫を用ひんと欲す。釋之、以て利口にして俗を傷ると爲す。今若し、口舌捷給を以てして士を取り、應對遲鈍を以てして人を退け、虛誕にして實無きを以て、文を能くすと爲し、矯激にして仕へざるを以て、德

【三五】升遐。崩御。

【三六】考妣。逝ける父母。

【三七】苛察。事を細かく吟味する也。

【三九】澆風。輕薄の風。

【四〇】垢を含む。包容して恥を忍ぶ也。

【四一】至察云々。あまりに明察なるときは、他人これを忌みて、交はる人無し。

【四二】取次。次第。

【四三】虎圈の畜夫。虎を飼ふを掌る職。虎圈は上林苑中にあり、漢の文帝、上林苑に幸し、其畜夫の辯口あるを悦び、之を用ひて上林令に拜せんとせしに、張釋之、之を諫む。

【四四】口舌捷給。辯舌よく、敏捷にして役に立つ也。

ありと爲さば、則ち先王の澤、遂に將に散微せんとす。

古より人を用ふる、必ず(三三)歴試を須ふ。(三三)卓異の器ありと雖も、必ず已に成るの功あり。一は則ち其をして變を更て難きを知らしむ。事、輕くしく作さず。一は則ち其功高くして(三三)望重きを持つ。

(三三)人自ら辭無し。昔、(三三)先主、黄忠を以て後將軍と爲す。而るに諸葛亮、其不可を憂へて、以爲らく「忠の名望は、素、(三三)關張の倫に非ず。若し(三三)班爵遷に同じきときは、則ち必ず悦ばざらん」と。其後、關羽、果して以て(三三)言を爲す。黄忠の豪勇の姿を以て、先主の君臣の契を以てすら、尙ほ復た此を慮る。況んや其他をや。世、漢文

(三三)賈生を用ひざるを謂ひて、以て深恨と爲す。臣嘗て其旨を推究し、竊に謂へらく、然らずと。賈生は固より天下の奇才なり、言ふ所も亦一時の良策なり。然れども(三三)屬國と爲らんことを請ひ、單子を係がんと欲するは則ち是れ處士の大言、少年の銳氣なり。昔、高祖、三十萬の衆を以て、平城に困しむ。當時の將相羣臣、豈に賈生の比無からんや。(三三)三表五餌は、人、

ありと爲さば、則ち先王の澤、遂に將に散微せんとす。

古より人を用ふる、必ず(三三)歴試を須ふ。(三三)卓異の器ありと雖も、必ず已に成るの功あり。一は則ち其をして變を更て難きを知らしむ。事、輕くしく作さず。一は則ち其功高くして(三三)望重きを持つ。

(三三)人自ら辭無し。昔、(三三)先主、黄忠を以て後將軍と爲す。而るに諸葛亮、其不可を憂へて、以爲らく「忠の名望は、素、(三三)關張の倫に非ず。若し(三三)班爵遷に同じきときは、則ち必ず悦ばざらん」と。其後、關羽、果して以て(三三)言を爲す。黄忠の豪勇の姿を以て、先主の君臣の契を以てすら、尙ほ復た此を慮る。況んや其他をや。世、漢文

(三三)賈生を用ひざるを謂ひて、以て深恨と爲す。臣嘗て其旨を推究し、竊に謂へらく、然らずと。賈生は固より天下の奇才なり、言ふ所も亦一時の良策なり。然れども(三三)屬國と爲らんことを請ひ、單子を係がんと欲するは則ち是れ處士の大言、少年の銳氣なり。昔、高祖、三十萬の衆を以て、平城に困しむ。當時の將相羣臣、豈に賈生の比無からんや。(三三)三表五餌は、人、

ありと爲さば、則ち先王の澤、遂に將に散微せんとす。

古より人を用ふる、必ず(三三)歴試を須ふ。(三三)卓異の器ありと雖も、必ず已に成るの功あり。一は則ち其をして變を更て難きを知らしむ。事、輕くしく作さず。一は則ち其功高くして(三三)望重きを持つ。

(三三)人自ら辭無し。昔、(三三)先主、黄忠を以て後將軍と爲す。而るに諸葛亮、其不可を憂へて、以爲らく「忠の名望は、素、(三三)關張の倫に非ず。若し(三三)班爵遷に同じきときは、則ち必ず悦ばざらん」と。其後、關羽、果して以て(三三)言を爲す。黄忠の豪勇の姿を以て、先主の君臣の契を以てすら、尙ほ復た此を慮る。況んや其他をや。世、漢文

(三三)賈生を用ひざるを謂ひて、以て深恨と爲す。臣嘗て其旨を推究し、竊に謂へらく、然らずと。賈生は固より天下の奇才なり、言ふ所も亦一時の良策なり。然れども(三三)屬國と爲らんことを請ひ、單子を係がんと欲するは則ち是れ處士の大言、少年の銳氣なり。昔、高祖、三十萬の衆を以て、平城に困しむ。當時の將相羣臣、豈に賈生の比無からんや。(三三)三表五餌は、人、

ありと爲さば、則ち先王の澤、遂に將に散微せんとす。

古より人を用ふる、必ず(三三)歴試を須ふ。(三三)卓異の器ありと雖も、必ず已に成るの功あり。一は則ち其をして變を更て難きを知らしむ。事、輕くしく作さず。一は則ち其功高くして(三三)望重きを持つ。

(三三)人自ら辭無し。昔、(三三)先主、黄忠を以て後將軍と爲す。而るに諸葛亮、其不可を憂へて、以爲らく「忠の名望は、素、(三三)關張の倫に非ず。若し(三三)班爵遷に同じきときは、則ち必ず悦ばざらん」と。其後、關羽、果して以て(三三)言を爲す。黄忠の豪勇の姿を以て、先主の君臣の契を以てすら、尙ほ復た此を慮る。況んや其他をや。世、漢文

(三三)賈生を用ひざるを謂ひて、以て深恨と爲す。臣嘗て其旨を推究し、竊に謂へらく、然らずと。賈生は固より天下の奇才なり、言ふ所も亦一時の良策なり。然れども(三三)屬國と爲らんことを請ひ、單子を係がんと欲するは則ち是れ處士の大言、少年の銳氣なり。昔、高祖、三十萬の衆を以て、平城に困しむ。當時の將相羣臣、豈に賈生の比無からんや。(三三)三表五餌は、人、

- 【三三】歴試。種種の職務を経歴せしめて之を試みる也。
- 【三三】卓異。卓絶異常の器量ありと雖も、必ず已に成就せし功勞ある者に非ざれば、之を重く用ひざるを云ふ。
- 【三三】望。人望。
- 【三三】人自ら辭無し。人より彼れ此れ言はるることは自然に無きなり。
- 【三三】先主。蜀の劉備。
- 【三三】關張。關羽、張飛。
- 【三三】班爵。位地爵號。
- 【三三】言を爲す。苦情を言ふ。
- 【三三】賈生。賈誼。
- 【三三】屬國。屬國云々。賈誼の上書に曰く、陛下、何ぞ試に臣を以て屬國の官と爲し以て匈奴を庄らしめ臣が計を行はざる。請ふ必ず單子が頸を係ぎて其命を制せん。中行説を伏して其背に笞ち、匈奴の衆を擧げん云々と。
- 【三三】三表五餌。三表とは、人を信じ、愛し、好むなり。此三者を更狄に表示するなり。

其疎なるを知る。而るに以て(三三)中行説を困しめんと欲するは、尤も信ず可からず。兵は凶器なり。而るに易く之を言ふは、正に、(三三)趙括の秦を輕んじ、李信の楚を易れるが如し。

若し文帝、亟に其説を用ひば、則ち天下殆んど將に安からざらんとす。賈生をして嘗て艱難を歴しめば、亦必ず自ら其説を悔いん。之を晩歲に用ひば、其術必ず精しからん。不幸にして(三三)喪亡せしは、意の及ぶ所に非ず。然らざりせば、文帝は豈に才を棄つるの主ならんや、(三三)絳灌は豈に賢を蔽ふの士ならんや。晁錯に至りては、尤も刻薄と號せらる。文帝の世には、太子の家令に止まる。而して景帝既に立ちて、以て御史大夫と爲す。(三三)申屠は賢相なりしが、(三三)之が爲(三三)憤りを發して死するや、(三三)政令を(三三)紛更し、天下騷然たり。七國・難を發するに至るに及びて、錯の術も亦窮せり。

文景の優劣、此に於て見る可し。

大抵、名器爵祿は、人の奔趨する所なり。必ず、勞を積みて而る後に遷らしめ、以て久しきを持して而も得難きを明かにすれば、則ち人各々其分に安んじ、敢て躁求せず。今若し多く(三三)驟進の門を

- 五餌とは盛服、珍味、音樂、堂宇、奴婢なり。此五者を餌として彼等を馴服せんとする也。
- 【三三】中行説。史記匈奴列傳に見ゆ。もと漢人にして匈奴に降り、單子に勸めて、漢の患を爲しし人。
- 【三三】趙括。趙の趙括、秦を輕侮して、秦と長平に戦ひ、大に敗れて死す。史記の趙奢列傳に見ゆ。
- 【三三】李信。史記の王翦列傳に見ゆ。李信、二十萬を以て南楚を伐ち、大敗す。
- 【三三】喪亡。死亡。
- 【三三】絳灌。絳侯周勃と灌嬰。
- 【三三】申屠。申屠嘉。
- 【三三】紛更。みだし、あらたむ。
- 【三三】驟進の門。容易に速かに進み得べき門戸。

開きて、意外の得有らしめば、〔三六〇〕公卿侍従をも、跬歩して圖る可し。其得る者は、既に、肯て僥倖を以て自ら名づけざらば、則ち得ざる者は、必ず皆、〔三六一〕沉淪を以て恨と爲さん。天下の常調學生をして妄心に人に若かざるを恥ぢしめば、何の至らざる所あらん。風俗の厚きを望まんと欲するも、豈に得可けんや。選人の京官に改めらるるは、常に十年以上を須ち、〔三六二〕險阻に薦更し、毫釐を計析す。其間、一事の聲牙も、常に終身淪棄するに至る。今乃ち一人の薦擧を以てして之に予へ、猶ほ未だ稱はざるを恐れ、〔三六三〕章服隨つて至らば、勞を積むこと久次にして得る者をして何を以てか、〔三六四〕厭服せしめんや。夫れ常調の人は、守に非ざれば則ち令なり。〔三六五〕員多くして闕少く、久しく已に之を思ふ。復た多門を開きて以て、〔三六六〕巧進を待つ可からず。若し巧なる者侵奪すること已甚しくば、則ち拙き者は、〔三六七〕迫怵して聊んする無く、利害相形れん。察せざるを得ず。故に近歲、〔三六八〕樸拙の人愈々少くして、巧進の士益々多し。惟だ陛下、〔三六九〕之を重んじ之を惜み、之を哀れみ之を救へ。近日の三司の獻言の如く、天下をして

- 【三六〇】公卿云々。公卿侍従の如き地位をも一またぎにして得らるべし。
- 【三六一】沉淪。世に埋もれ沈むこと。
- 【三六二】常調學生。吏部より常に選び用ふる所の者。
- 【三六三】京官。中央政府の役人。
- 【三六四】險阻云々。幾多の艱難なる場所に進められて之を経歴し、事務の些細なる點までも取り調べられ、地方在任中、一事にても筋違ひの事あると
- 【三六五】迫怵。切迫憂懼。
- 【三六六】之。樸拙の人を指す。
- 【三六七】久次。久しき年月次第を経る也。
- 【三六八】厭服。満足。
- 【三六九】員。人員。
- 【三七〇】巧進。上手に立身を謀る也。
- 【三七一】迫怵。切迫憂懼。
- 【三七二】之。樸拙の人を指す。

郡に一人を選ばしめ、〔三七三〕催驅三司文字とし、之に次に先だちて、〔三七四〕指射するを許し、以て其勞に酬いば、則ち其數年の後、〔三七五〕審官吏部に、又、三百餘人あり、先づ闕を占むるを得ん。常調、次を待つは、其れ愈々難からずや。此外、〔三七六〕發運均輸を、〔三七七〕句當し、〔三七八〕農田水利を、〔三七九〕按行するもの、已に、〔三八〇〕監司の體を振ひ、各々進用の心を懷き、〔三八一〕轉對する者は、旨に稱ふを以て驟に遷るを望み、〔三八二〕奏課する者は、優等を爲して速かに、〔三八三〕化するを求め、〔三八四〕相勝つに力を以てし、〔三八五〕相高ぶるに言を以てして、〔三八六〕名實亂れん。惟だ陛下、〔三八七〕簡易を以て法と爲し、〔三八八〕清淨を以て心と爲し、〔三八九〕姦をして縁所無くして、〔三九〇〕民徳をして厚きに歸せしめよ。臣の願ふ所の風俗を厚くすとは、此の謂なり。

古は國を建つるや、〔三九一〕内外相制し、〔三九二〕輕重相權せしむ。周の如く唐の如きは、則ち外重くして内輕し。秦の如く魏の如きは、則ち外輕くして内重し。内重きの末は、必ず、〔三九三〕姦臣、〔三九四〕鹿を指すの患あり、〔三九五〕外重きの弊は、必ず、〔三九六〕大國鼎を問ふの憂あり。聖人、盛んなるに方りて、〔三九七〕衰ふるを慮る。當に先づ法を立てて以て弊を救ふべし。〔三九八〕國家の租賦、〔三九九〕計

- 【三七三】催驅三司文字。三司催驅司に屬する所の官吏。
- 【三七四】指射。官職を指名して出願する也。
- 【三七五】審官吏部。官吏を詮衡する官。
- 【三七六】句當。引き受けて取計らふ也。
- 【三七七】按行。しらべまはる。
- 【三八〇】監司。一路の利權を掌り、知州以下を監督する官。
- 【三八一】體。職權と云ふが如し。
- 【三八二】轉對。延英殿にて天子の御諮詢を受くる官。
- 【三八三】奏課。官吏の功課を調査して奏上する也。
- 【三八四】化。榮轉を云ふ。
- 【三八五】鹿を指す。秦の趙高が、二世皇帝に對して鹿を指して馬なりと言ひしを指す。
- 【三八六】大國鼎を問ふ。楚の莊王が周の鼎の重さを問ひしを云ふ。
- 【三八七】計省に籍す。戸部、鹽鐵、度支の三司を計省と云ふ。三司使の帳簿に記入するなり。

省に籍し、重兵、京師に聚まる。古を以て今を揆れば、則ち内重きに似たり。恭しく惟みるに、祖宗の深く計りて預め圖る所以、固より、小臣の能く億度して周く知る所に非ず。然れども其の臺諫に委任するの一端を觀れば、則ち是れ聖人過防の至計なり。秦漢より以て五代に及ぶまでを歴観するに、諫諍して死するもの、蓋し數百人なり。而るに建隆より以來、未だ嘗て一の言者を罪せず、縱ひ薄責あるも、旋た即ち超陞し、許すに風聞を以てし、而して官長無し。風采の繫る所、尊卑を問はず、言、乘輿に及べば、則ち天子、容を改め、事、廊廟に關すれば、則ち宰相、罪を待つ。故に仁宗の世、議者、宰相を譏り、但だ臺諫の風旨を奉行するのみ」といふ。聖人の深意、流俗豈に知らんや。臺諫を擢用する、固より、未だ必ずしも皆賢ならず、言ふ所も亦未だ必ずしも是ならず。然れども須く其銳氣を養つて之に重權を借すべきは、豈に徒然ならんや。將に以て姦臣の萌を折きて内重きの弊を救はんとすればなり。

夫れ姦臣の始めは、臺諫を以て之を折きて餘あり。其既に成るに及びては、干戈を以て之を取りて而も足らず。今や法今嚴密にして、朝廷清明なれば、謂はゆる姦臣は、萬、此理無し。然れども猫

- 【三〇五】億度。推測。
- 【三〇六】臺諫。御史諫官。
- 【三〇七】建隆。宋の太祖の年號。
- 【三〇八】薄責。些細なる譴責。
- 【三〇九】許すに風聞を以てす。風聞を以て申し立つることを許す。
- 【三〇〇】風采。威容。
- 【三〇一】乘輿。天子の御乗物。從つて天子の事を指す。
- 【三〇二】廊廟。朝廷。
- 【三〇三】干戈。兵力を云ふ。

を養ふは、鼠を去る所以なり。鼠無きを以て捕へざるの猫を養ふ可からず。狗を畜ふは、姦を防ぐ所以なり。姦無きを以て吠えざるの狗を畜ふ可からず。陛下、上は祖宗の此官を設くるの意を念ひ、下は子孫の爲めに萬世の防を立てざるを得んや。朝廷の紀綱、孰れか此よりも大ならん。

臣、幼小より記する所、及び長老の談を聞くに、皆謂ふ、「臺諫の言ふ所は、常に天下の公議に隨ふ。公議の與する所は、臺諫も亦之に與す。公議の擊つ所は、臺諫も亦之を擊つ」と。英廟の初めに至るに及びて、始めて親を稱するの議を建つるや、本、人主の大過に非ず、亦、禮典の明文無し。徒に、衆心未だ安からず。公議允さざるを以て、當時の臺諫、死を以て之を争ふ。今は物論沸騰し、怨讒交々至る。公議の在る所、亦、知る可し。而るに臺諫相顧みて、發せず、中外、望を失ふ。夫れ、彈劾積威の後、庸人と雖も、亦、以て奮揚す可し。風采消委の餘は、豪傑と雖も、振起する能はざる所あり。臣恐らくは茲より以往、習慣、風を成し、盡く執政の私人と爲り、以て人主の孤立を致さん。紀綱一たび廢れば、何事か生ぜざらん。

- 【三〇四】英廟。英宗皇帝。
- 【三〇五】親を稱するの議。英宗皇帝、其生みの親たる濮王を天子の父と立つるの議を建てたまひしを云ふ。
- 【三〇六】怨讒。うらみ、そしり。
- 【三〇七】發。發言。
- 【三〇八】彈劾云々。臺諫が他の官吏の非法を彈劾して威勢を積みたる後には、凡人と雖も、其勢力を振ふことを得可し。威容消失委靡したる後には、豪傑と雖も、振起つこと能はざる所あり。
- 【三〇九】私人。子分、手下。

【三〇】孔子曰く、「鄙夫は、與に君に事ふ可けんや。其の未だ之を得ざるや、之を得ざらんとを患へ、既に之を得るや、之を失はんとを患ふ。苟も之を失はんとを患へば、【三二】至らざる所無けん」と。臣始めて【三三】此書を読み、其太だ過ぎたるを疑ひ、以爲らく、鄙夫の失はんとを患ふるは、位に備はりて苟くも容れられんとするに過ぎずと。李斯の蒙恬が其權を奪はんとを憂へ、則ち二世を立てて以て秦を亡ぼし、【三三】盧杞の懷光が其惡を數むるを憂へ、則ち徳宗を誤りて以て再び亂すは、其心は本失はんとを患ふるに生じ、其禍は乃ち邦を喪すに至るを觀るに及びて、孔子の言は、良に過ぎたりと爲さず。是を以て、國を爲むる者平居必ず常に【三四】軀を忘れ顔を犯すの士あれば、則ち難に臨みて、義に徇ひ死を守るの臣あるを庶幾するを知る。苟くも平居すら尙ほ一言する能はずんば、則ち難に臨みて何を以てか其死節を責めん。人臣苟くも皆此の如くならば、天下も亦日に殆からんかな。

【三五】君子は和して同せず。小人は同じして和せず。【三六】和は羹を和するが如し。同は水を濟するが如し。

【三〇】孔子曰く云々。論語の陽貨篇の語。
 【三二】至らざる所無けん。如何なる非道をも行ふに至るべし。
 【三三】此書。論語。
 【三四】盧杞。唐の徳宗の時、盧杞、政を執り、多く善良を陷る。朱泚反して京師陥り、帝、奉天に走る。李懷光、勤王の兵を率ゐ、杞の姦を數へて之を誅せんとす。杞、帝に勧め、懷光に命じて京師を恢復せしめ、其の奉天に至るを許さず。懷光遂に反す。
 【三五】軀を忘れ顔を犯す。六がが身を忘れ君の顔を犯して諫むるなり。
 【三六】君子は云々。論語子路の篇の語。和は調和。同は雷同。
 【三七】和は云々。和とは羹を和するが如く、五味各々調和して其特性を失はず。

故に【三七】孫寶、言へるあり、「周公は大聖、【三六】召公は大賢なり。猶ほ相悦ばず。故に相損せず」と。晋の【三五】王導は、【三〇】元臣と謂ふ可し。客と言ふ毎に、舉坐、善しと稱す。而るに、王述、悦ばず、以爲らく、「人は堯舜に非ずんば、安んぞ事毎に善を盡すを得ん」と。導も亦【三二】枉を斂めて之を謝す。若し言同じからざるは無く、意合はざるは無く、更に唱へ迷に和せしめば、何者か賢に非ざらん。萬一小人の其間に居る有らば、則ち人主何に縁りてか知覺せん。臣の謂はゆる願はくは紀綱を存せんとは、此の謂なり。

臣、敢て新政を【三三】歴詆し、苟くも異論を爲すに非ず。近日皇族の恩例を裁減し、【三三】任子の條式を【三三】判定し、器械を【三三】修完し、鼓旗を閱習するが如きは、皆、陛下の神算の至明、【三三】乾剛の必斷にして、物議既に允とす、臣敢て辭あらんや。然れども獻する所の三言に至りては、則ち臣の私見に非ず、中外の病む所なり、其れ誰か知らざらん。

昔、【三七】禹、舜を戒めて曰く、「丹朱の傲りて惟れ漫遊を是れ好むが若くなる無かれ」と。舜豈に是あらんや。【三六】周公、成王を戒めて曰く、「【三六】商王受の迷亂にして酒に【三六】酌する徳の若くなる無からんかな」と。成王豈に

【三七】孫寶。漢の人、漢書に傳あり。
 【三六】召公。名は爽。周公と與に成王を輔佐したる人。
 【三五】王導。東晉の名賢。
 【三〇】元臣。元老の臣。
 【三二】枉を斂む。えりを正す。
 【三三】歴詆。一非難する也。
 【三三】任子。父、官と爲りて、其子を擧ぐるを云ふ。
 【三四】判定。改定。
 【三五】修完。修繕完備。
 【三六】乾剛。天子の英斷を云ふ。
 【三七】禹舜云々。尙書の益稷篇に見ゆ。
 【三六】周公云々。書經の無逸篇に見ゆ。
 【三六】商王受。殷の紂王。
 【三六】酌。酒を飲みて醉狂する也。

是有らんや。周昌、漢高を以て桀紂と爲し、劉毅、晉武を以て桓靈と爲す。當時の人君、曾て之を罪する莫し。而して之を史冊に書して、以て美談と爲す。臣が獻する所の三言をして、皆朝廷に未だ嘗て此有らざらしめば、則ち天下の幸、臣與りて有り。若し萬一之に似たる有らば、則ち陛下、安んぞ察せざる可けんや。

然り而して臣の計を爲すは、愚と謂ふ可し。螻蟻の命を以て、雷霆の威を試み、其狂愚を積む、豈に屢々赦さる可けんや。大は則ち身首、處を異にし、家門を破壊せられん。小は則ち籍を削り荒に投せられて、道路に流離せん。

然りと雖も、陛下、必ず此を爲さじ。何ぞや。臣、天賦至愚にして、自ら信するに篤く、向には、學校と貢擧とを議するに與り、首として大臣の本意に違ふ。已に竄逐を期す。敢て自ら全うするを意はんや。而るに陛下、獨り其言を然りとして、曲げて召對を賜ひ、從容たることを久しうして、臣に謂つて、方今の政令の得失は安にか在る。朕が過失と雖も、指陳して可なり」と曰ふに至る。臣即ち對へて曰く、陛下、生知の性、天縱の文武、明かならざ

【三四】周昌云々。史記の張丞相傳に載す。
【三五】劉毅。晉の武帝、劉毅に問うて曰く、朕は方に漢の何帝に比すべきやと。毅答へて曰く、桓靈帝と。曰く、何ぞ此に至ると。對へて曰く、桓靈の官を賣る錢は官庫に入る。陛下の官を賣る錢は私門に入る。此を以て言ふ、殆んど若かざるなりと。帝大いに笑つて曰く、今、朕、直臣ありと。
【三六】螻蟻。けら、あり。
【三七】命。身命。
【三八】籍を云々。官吏の籍を除名の上、蠻地に流されて、道路に没落すべし。
【三九】竄逐。流竄放逐。
【四〇】生知。生れながらにして知る也。
【四一】天縱。天の許せる也。
天縱の文武、明かならざ

るを患へず、勤めざるを患へず、斷ならざるを患へず、但だ、治を求むること太だ速かに人を進むること太だ鋭く言を聽くこと太だ廣きを患ふ」と。又、具に然る所以の狀を述べしむ。陛下、之を領して曰く、「卿が獻する所の三言、朕、當に之を熟思すべし」と。臣の狂愚は、獨今日のみに非ず。陛下、之を容ること久し。豈に之を始に容れて而も之を終に赦さざること有らんや。此を待みて言ふ、懼れざる所以なり。

臣の懼るる所は、譏刺既に衆く、怨仇實に多ければ、必ず將に臣を誣るに深文を以てし、臣に中つるに危法を以てし、陛下をして臣を赦さんと欲すと雖も、而も得ざらしめんとするなり。豈に殆からずや。死亡は辭せず。但だ恐らくは天下、臣を以て戒と爲し、復た言ふ者無からんことを。是を以て之を思つて月を經、夜以て日に繼ぎ、書成りて復た毀ち、再三に至る。陛下、其一言を聽くに感じて、懷、已むこと能はず、卒に其説を進む。惟だ陛下、其愚忠を憐みて卒に之を赦せ。俯伏して罪を待ち、憂恐の至に勝へず。

再び皇帝に上つる書

臣之を聞く、益、禹を戒めて曰く、「賢に任じて、貳なる勿れ。邪を去りて、疑ふ勿れ」と。仲虺、湯の徳を言ひて曰く、「人を用ふること惟れ己

【四二】領。うなづく。
【四三】譏刺。そしる也。
【四四】深文。嚴法。
【四五】皇帝。神宗。
【四六】益禹云々。尙書の大禹謨に見ゆ。
【四七】貳。二心。
【四八】仲虺云々。仲虺は殷の湯王の左相なり。此語は尙書の仲虺之語に見ゆ。人を用ふる

にし、過を改むること吝ならず」と。秦穆は師を幄に喪ひ、悔痛して自ら誓ふ。孔子之を録す。古より聰明豪傑の主、漢の高帝・唐の太宗の如きは、皆諫を受くること流るるが如く、過を改むること憚らざるを以て、號して秦漢以來の百王の冠とせらるるなり。孔子曰く、「君子の過は、日月の食の如し。過つや、人皆之を見る。更むるや、人皆之を仰ぐ」と。聖賢の舉動、明白正直なること、當に是の如くなるべからざらんや。

用ふる所の人、邪あり、正あり、作す所の事、是あり、非あり、是非邪正、兩言にして定まる。正なれば則ち之を用ひ、邪なれば則ち之を去る。是なれば則ち之を行ひ、非なれば則ち之を改む。此理甚だ明かにして、猶ほ饑うるの必ず食し、渴するの必ず飲むがごとし。豈に別に義理を生じ、曲げて粉飾を加へて能く天下を欺く有らんや。

書に曰く、「治と道を同じうすれば、興らざるは罔く、亂と事を同じうすれば、亡びざるは罔し」と。陛下、去歲より以來、行ふ所の新法は、皆、例司を立て、青苗使を遣はし、助役錢を斂め、均輸法を行ふ。四海騒動し、以下、皆、其非を知りて、而も敢て争はず。臣、愚惑にして、忌諱を識らず、迺者、上疏して之

には、彼の善を視ること、己の善に於けるが如くし、過を改むるには吝なること勿れとあり。

- 【一】 怨咨。うらみ、なげく。
- 【二】 愚惑。おろか。
- 【三】 食。餓。
- 【四】 粉飾。つくろひ、かざる。
- 【五】 書に曰く云々。尙書の太甲篇の語。
- 【六】 孔子曰く云々。論語子張篇に出づ。實は子貢の言なり。誤りて孔子の言とせしなり。
- 【七】 秦穆云々。秦の穆公が幄の戦に軍隊を失ひしとき、悔い痛みて自ら誓ひしをば、孔子之を尙書に書き載せられたり。
- 【八】 孔子曰く云々。論語子張篇に出づ。實は子貢の言なり。誤りて孔子の言とせしなり。
- 【九】 食。餓。
- 【一〇】 粉飾。つくろひ、かざる。
- 【一一】 書に曰く云々。尙書の太甲篇の語。
- 【一二】 怨咨。うらみ、なげく。
- 【一三】 愚惑。おろか。

を論ずること詳かなり。而れども學識淺陋にして、以て聖明を感動するに足らず。近者、故相・舊臣、藩鎮・侍從、雜然として争うて其不便を言ふ。以て臺諫の二三人に至る。(臺諫ノ二)本、其の輿に締交唱和表裏する所の人なり。然れども卒に其非を一言するを免れざるは、豈に物議沸騰し、事勢迫切して止む可からざるに非ざるか。利を見て義を忘れ之に居りて疑はざる者に非ざるよりは、孰れか肯て終始膠固し、自ら前洗せざらんや。吳師孟の提擧を免せんことを請ひ、胡宗愈の檢詳たるを願はざるが如きは、垢穢を逃るるが如く、惟だ脱せざらんことを恐る。人情畏惡すること、一に此に至れり。

近者、中外權言す、陛下已に悔悟の意あり」と。道路相慶すること、大賚を蒙るが如く、實に陛下の旬日の間に於て。德音を渙發し。乖僻を洗滌し。使者を追還して條例司を罷めんことを望めり。今者、側に(陛下)爲す所を聴くに、蓋し監司をして抑配を體量せしむるに過ぎざるのみ。之を未だ悟らざるに比するに、較する所幾何ぞ。此れ孟子の謂はゆる、兄の臂の終らす可からざるを知りて、姑く勸むるに徐を以て

- 【一】 故相。范純仁、富弼、呂誨、韓琦、司馬光等を指す。
- 【二】 臺諫の二三人。鄧綰等を指す。
- 【三】 締交唱和表裏。交際を結び、意見に賛成し、表となり裏となりて心を合はす也。
- 【四】 膠固。こびり、付く。
- 【五】 前洗。前は手を洗ひ、洗は足を洗ふ。
- 【六】 提擧。官名、新法を舉行する一部の長官。
- 【七】 檢詳。官名。
- 【八】 權言。風説。
- 【九】 大賚。大なる賜物。
- 【一〇】 德音。詔敕。
- 【一一】 乖僻。道に違ひたる政事。
- 【一二】 使者。四十餘人の提擧官。
- 【一三】 追還。召しもどす。
- 【一四】 體量。斟酌。
- 【一五】 孟子云々。孟子の滕文公下篇を參看せよ。

し、鄰鷄の攘む可からざるを知りて、月に其一を取るなり。帝王、過を改むるは、豈に是の如くならんや。

臣又聞く、陛下以爲らく、此法は且く之を 三路に試みる可しと。臣以爲らく、此法は、之を譬へば、醫者の毒藥を用ふるに、人の死生を以てして其の未だ 效あらざるの 方を試みる也。三路の民は、豈に陛下の赤子に非ざらんや、而るに試みるに毒藥を以てす可けんや。今日の政は、小用すれば則ち小敗し、大用すれば則ち大敗す。若し力行して止まずんば、則ち

亂亡、之に隨はん。臣、敢て過つて危論を爲し、以て陛下を聳動するに非ず。古より存亡の寄る所の者は、四人のみ。一に曰く民、二に曰く軍、三に曰く吏、四に曰く士。此四人の者は、一たび其心を失へば、以て變を生ずるに足る。今、陛下は一擧して兼て之を犯す。

青苗助役の法成れば、則ち農安んせず。均輸の令出づれば、則ち商賈行はれず。而して民始めて憂ふ。

諸軍を併省し、老病を迫逐し、戍兵の妻をして士卒と其間に雜處せしめ、配に同じき有り、淮南に遷徙して、僅に流放の若く、年五十に近くして、人々

- 【一七】 三路。河北、京東、淮南。
- 【一八】 效。實效。
- 【一九】 方。處方。
- 【二〇】 均輸云々。官にて商賈をするわけなれば、商人が業を奪はるる也。
- 【二一】 諸軍を併省し云々。諸軍を合併して人員を減少し、老人病者を逐ひ拂ふ也。
- 【二二】 軍分云々。軍人の手當を減削し、恰も罪ありて役を下げられ配流せらるる者の如し。
- 【二三】 淮南云々。淮南の近き地に遷さるる者さへ、殆んど流放されたる者の如し。
- 【二四】 憂を懐く。老朽を以て洵汰せられんかと憂ふる也。

而して軍始めて怨む。

内は則ち 謀を元臣侍從に取らずして、専ら新進の小生を用ひ、外は則ち成を守令監司に責めずして、専ら青苗の使者を用ふ。多く 閑局を置きて、以て老成(人)を擯く。而して吏始めて 體を解く。

陛下、軒に臨み士を選ぶ。天下、之を龍飛榜と謂ふ。而して進士一人、首として 舊恩を削られ、復た用ひざるを示さる。削る所の者は一人のみ。然れども士、悵悵せざるもの莫きは、陛下。其徒を 厭薄するの意

あるを以てなり。今、事を用ふる者、又、漸く進士を消し、純ら明經を取らんと欲す。未だ成法有らずと雖も、而れども小人、權を招きて、自ら以て功と爲し、更に相 扇搖して、以て必ず行はんと謂ふ。而して士始めて 望を失ふ。

今、進士、天下に半にして、二十より以上は、注義を誦記し、明經の學を爲すこと能はざらしむ。若し法令一たび更らば、則ち士各々廢棄の憂を

懐かん。而して人才の短長は、終に此に在らず。昔、秦、挾書を禁じて、諸生、皆、其業を抱きて、以て 勝廣に歸し、相與に力を出して秦を亡ぼしは、豈に他有らんや。亦、徒に、業を失うて、歸する無かりしを以てなり。故に臣願はくは陛下、復た此を言ふこと勿らんことを。

- 【二五】 閑局。無用の役所。
- 【二六】 體を解く。怠慢する也。
- 【二七】 舊恩を削る。除名せらるる也。
- 【二八】 悵悵。かなしみ、うらむ。
- 【二九】 其徒。進士。
- 【三〇】 厭薄。いとひ、かるんす。
- 【三一】 扇搖。扇動。
- 【三二】 二十。二十歳。
- 【三三】 挾書。書籍を所有すること。
- 【三四】 勝廣。陳勝、吳廣。

民憂へて軍怨み、吏體を解きて士望を失はば、禍亂の原、此よりも大なる者あらんや。今、未だ見はれざるなり。一旦、急あらば、則ち命を致すの士必ず寡からん。是の時に方りて、知らず、合はんことを希ひ苟くも容れられんとするの徒、能く陛下の爲めに、版蕩を收め、土崩を止めんや。去年、諸軍の始めて併せらるるや、左右の人、皆、士心併せらるるを樂しむを以て陛下に告ぐ。近者、放停の軍人李興、虎翼の吏率錢して賂を行ひ以て併せられざるを求むと告ぐ。則ち士卒の樂しまざることを知る可し。夫れ諂諛の人、苟くも意に合ふを務めて、欺罔を憚らざるは、類ね皆此の如し。故に凡そ、百姓青苗錢を請ふを樂しみ助役錢を出すを樂しむと言ふ者は、皆、信す可からず。

陛下、青苗の抑配果して禁す可しと以爲ふや。惟に禁す可からざるのみにあらず、迺ち、當に禁すべからざるなり。何を以てか之を言ふ。若し此錢放ちて收めずんば、則ち州縣の官吏、責罰を免れじ。若し此錢果して抑配せずんば、則ち願請の戸、(貧窮ナル)後必ず收索し難からん。前には抑配の禁あり。後には失陷の罰あり。陛下の官吏と爲るも、亦難からずや。故に臣以爲らく、既に青苗錢を行はば、則ち當に抑配を禁すべからずと。其勢然ればなり。

- 【五】 版蕩。騷亂。
- 【六】 放停の軍人。除隊の軍人。
- 【七】 虎翼云々。虎翼軍の役人が、互に錢を出し合はせて賂を行ひ、不合併を求めたり。
- 【八】 欺罔。あざむく也。
- 【九】 此錢云々。此錢を出したるままにて、取り入れざることは、州縣の役人は、責罰せらるることを恐れざるべし。
- 【一〇】 收索、取り立つる也。
- 【一一】 失陷。損失。

人皆謂ふ、陛下、聖明神武、必ず能く義に徙り、惡を修めて、以て太平を致さんと。而るに今日の事は、乃ち、過を文り非を遂ぐるの風あり。此れ臣が憤懣太息して已む能はざる所以なり。昔、賈充、事を用ふるや、天下憂へ恐る。而して庾純、任愷、力を戮せて之を排す。充出でて秦涼を鎮するに及びて、忠臣義士、相慶せざるは莫く、指を屈し日を數へて、以て維新の化を望む。而るに馮紇の徒、更に相告げて曰く、「賈公、遠く放たれ、吾等、勢を失ふ」と。是に於て、相與に謀を獻じて、充復た留まる。則ち晉氏の亂、此に成れり。古より惟だ小人をば去り難しと爲す。何となれば則ち一人を去れば其黨破壊す、是を以て、之が計謀遊説を爲す者衆ければなり。

- 【二】 惡を修む。惡を修正す。
- 【三】 賈充、晉の武帝の司空。
- 【四】 排、排斥。
- 【五】 馮紇。賈充と親しき人なり。
- 【六】 幾。幾微。
- 【七】 猖狂。くるひ騒ぐ。
- 【八】 誅殛。誅戮。

今、天下の賢者、亦將に此を以て陛下を觀進退の決を爲さんとす。或は再び望を失はば、則ち幾を知るの士、相率ゐて逝かん。豈に皆、臣等が輩の如く、安を偷み祿を懷うて、去るに忍びざるものならんや。猖狂不遜にして、陛下に忤らふこと多し。敢て復た寬恩を望まず。俯伏して領を引きて以て誅殛を待つ。

卷の十九

蘇軾子瞻著

陸贄の奏議を校正し進御せんと乞ふ劄子

臣等、猥に空疎を以て員に講讀に備はる。聖明天縱にして、學問日に新なり。臣等、才は限り有りて、道は窮り無し。心言はんと欲して、口速ばず。此を以て自ら愧ぢ、爲す所を知る莫し。竊に謂ふ、人臣の忠を納るるは、譬へば醫者の藥を用ふるが如し。藥は醫の手より進むと雖も、方は多く古人より傳はる。若し己に世間に經效あらば、必ずしも皆己より出づるに從はじ。

【一】陸贄。字は敬輿、唐の名臣。徳宗の時、翰林學士となる。帝の奉天に蒙塵するや、之れに従ふ。中書侍郎、同平章事に累遷す。後、讒せられ、忠州別駕に貶せらる。朝に在るや諫争甚だ切なり。宣公と諡す。著はす所、奏議、翰苑文集あり。

【二】進御。進めて御覽に備ふる也。

【三】空疎。學力乏しく世事に疎き也。

【四】方。藥の處方。

【五】經效。實驗して效力ある也。

【六】王佐。王業を輔佐すべき大才。

伏して見るに、唐の宰相陸贄は、才は本王佐、學は帝の師たり、論は深く事情に切に、言は道

徳に離れず、智は子房の如くにして、文は則ち過ぎ、辨は賈誼の如くにして、術は疎ならず、上は以て君心の非を格し、下は以て天下の志を通ず。但だ其れ不幸にして、仕へて時に遇はず。徳宗は苛刻を以て能と爲す。而して贄は諫むるに忠厚を以てす。徳宗は猜忌を以て術と爲す。而して贄は勸むるに誠を推すを以てす。徳宗は兵を用ふるを好む、而して贄は兵を消するを以て先と爲す。徳宗は財を用ふるを吝む、而して贄は財を散するを以て急と爲す。人を用ひ言を聽くの法、邊を治め將を馭するの方、己を罪して以て人心を收め、過を改めて以て天道に應じ、小人を去りて以て民の患を除き、名器を惜みて以て有功を待つに至るまで、此の如きの流、未だ悉く數へ易からず。口に苦きの藥石を進め、身に害あるの膏肓に鍼すと謂ふ可し。徳宗をして盡く其言を用ひしめば、則ち貞觀得て復す可かりしなり。臣等、西閣より退く毎に、即ち私に相告げて言ふ、「陛下の聖明を以て、必ず贄の議論を善しとせん。但だ聖賢の相契すること、即ち臣主の時を同じうするが如くならしめん」と。昔、馮唐、頗牧の賢を論ずれば、則ち漢文、之が爲めに太息す。魏相、晁董の對を條すれば、則ち孝宣以

術は疎ならず、上は

【七】術。手段。

【八】膏肓。重病を云ふ。膏は心の下、肓は心の上、兩の下。

【九】西閣。講讀の宮殿。

【一〇】聖賢云々。聖君と賢相との心の相合ふこと、直ちに時を同じうせる君臣の如くならしめたり。

【一一】馮唐云々。馮唐は漢の文帝の時の人。文帝、一日、李齊の賢なることを語られしとき、唐は其の頗牧に若かざることを對ふ。文帝太息して曰く、嗚呼、吾、頗牧を將となすことを得ず、若し頗牧を得ば、豈に匈奴を憂へんやと。

【一二】魏相。宣帝の丞相。晁董は漢の賢臣なり。董、董仲舒、大儒なり。

て中興を致す。若し陛下、能く自ら師を得んとならば、則ち近く之を贊に取るに如くは莫し。

夫れ六經、三史諸子百家、觀る可きもの無きに非ず。皆治を爲すに足れり。但だ、聖言は幽遠にして、末學は支離す。譬へば山海の崇深の如く、一二を以て推擇し難し。

贊の論の如きは、卷を開けば了然たり。古今の精英を聚め、實に治亂の龜鑑なり。臣等、其奏議を取りて、稍校正を加へ、繕寫して進呈せんと欲す。願はくは陛下、之を坐隅に置き、贊が面を見るが如くし、反覆熟讀し、贊と言ふが如くせよ。必ず能く聖性の高明を發し、治功を歲月に成さん。臣等、區區の意に勝へず。進止を取る。

積欠を論ずる狀

臣之を聞く、孔子曰く、「善人、民を教ふること七年ならば、亦以て戎に即かしむ可し」と。夫れ民既に富みて教へ、然る後、以て戎に即かしむ可し。古の謂はゆる善人とは、其の聖人に及ばざること遠き甚し。今、

- 【三】三史史記、前漢書、後漢書
- 【四】聖言云々。聖人の言は其の意義幽妙深遠にして容易に解し難く、三史等の末學は意味離散して捕捉し難し、譬へば山の高く海の深きが如く一二に就きて推測選擇し難し。
- 【五】了然。明瞭なり。
- 【六】精英。精粹精華。
- 【七】發。發揮。
- 【八】治功。政治の功績。
- 【九】積欠。租税の滞納の積れるを云ふ。
- 【一〇】孔子曰く云々。論語子路篇に出づ。聖人にあらざるも、善人をして民を教育せしむれば、七年の後には、兵役に就かして義勇公に奉ぜしむることを得べし。
- 【一一】二聖。玄宗と太皇太后高氏とを謂ふ。時に高氏尙ほ政を聽く。

聖臨御すること、茲に八年、仁孝慈儉、至れりと謂ふ可し。而るに、帑廩日に益々困しみ、農氏日に益々貧しく、商賈行はれず、水旱相繼ぐ。聖の資を以てして、而も善人の效無し。臣竊に之を痛む。

至る所、耆老有識の士を訪問し、陰に其所以を求む。皆曰く、「方今、民、寛政を荷ひ、它の疾苦無し。但だ、積欠の壓する所と爲る、千鈞を負うて行くが如し。僮仆を免れば則ち幸なり。何ぞ首を擧げ臂を奮うて以て一飽の外を營求するに暇あらんや」と。

今、大姓富家の、昔日號して比戸無しと爲す者、皆、市易の破る所と爲り、十に一二も無し。其餘、小民より已上、大率、皆、積欠あり。門に至り、鞭笞日に其身に加へらる。祖宗より已來、赦令ある毎に、必ず曰く、「凡そ

- 【一】帑廩。帑は財貨を藏し、廩は米穀を藏す。
- 【二】上聖の資。最上格の聖人の天資。
- 【三】耆老。六十を者と曰ひ、七十を老と曰ふ。
- 【四】千鈞。一鈞は三十斤なり。
- 【五】大姓。豪族。
- 【六】比戸。之れと肩を並ぶる家。
- 【七】市易。官にて民間の物を買ひ上げ、又は抵當として金を貸し、又は官の物品と交換す、之れを市易務と云ふ。
- 【八】監司。發運、均輸、農田、水利等の職を司る官。
- 【九】文符。納税の催促書。
- 【一〇】鞭笞。刑具にして罪人を打つに用ふ。
- 【一一】白圭猗頓。共に古の富豪の名、史記の貨殖傳に見ゆ。
- 【一二】華門圭竇。華門は華といふ草にて葺きたる門。圭竇は上方は鋭角にして下方は平底なるくぐり門。貧家を云ふ。
- 【一三】官物を欠く云々。官に納むべき物を納め濟まずとも、官府を侵し欺き若しくは盗み用ひしこと無き者、及び官府を侵し欺き若しくは盗み用ふるも、本人及び組合の家業無き者は、並に免除す。

官物を欠くとも、侵欺盗用する無く、及び侵盜

すること有りとも雖も、而も本家及び伍保人の家業無き者は、並に與に除放す」と。祖宗、官物の失陷、竊民、幸に免るるの弊を知らざるに非ず、特に、民既に乏竭し、以て生を爲す無く、鞭撻を加ふと雖も、終に得る所無く、之を緩にすれば則ち姦吏の蠶食する所となり、之を急にすれば則ち盜賊の憑藉する所となり、故に擧げて之を放つ。則ち天下悦服し、水旱盜賊ありと雖も、民、亂を思はず。此れを虚名を捐てて實利を收むと爲すなり。

二聖臨御より以來、毎に、已責を施舍するを以て先務と爲す。登極の赦令、毎次の郊赦、或は事に随つて指揮するに、皆、寛厚に従ふ。凡そ今、催する所の欠員は、十に六七あり、皆聖恩の貸す所なり。而るに官吏は刻薄にして、聖意と異なり、文を舞はし巧に詆りて、該放せざらしむ。監司は欠を催するを以て職業と爲し、守令は上は監司の迫る所と爲り、下は胥吏の使ふ所と爲る。大率縣に監あり、千百家を催すれば、則ち縣中の胥徒、舉欣欣然として日に得る所あり。若し一旦除放せば、則ち此等皆寂寥として獲る無からん。有力の家賂を納れ、賂を請ふに非ざるよりは、誰か肯て恩貸を舉行せん。而して積欠の人は、皆、寒餓に鄰す。何の賂か之れ有らん。其間、貧困、地を掃ひ、蠶食す可き者無ければ、則ち

- 【一七】 失陷。損減。
- 【一八】 幸に免る。免税を僥倖とする也。
- 【一九】 憑藉。依據。
- 【二〇】 已責を施舍す。負債を免除する也。
- 【二一】 登極。即位。
- 【二二】 郊赦。郊外にて天を祭るときの大赦令。
- 【二三】 催。督促。
- 【二四】 文を舞はし云々。法文を勝手に應用して巧みに非難を加へ、免除すべからざらしむ。
- 【二五】 賂。財を入れて法を枉ぐる也。

縣胥の教令、通じて平人を指し、或は、衷私擅に買うて物業を抵當すと云ひ、或は衷私に非ずと雖も、買ふこと價に當らずと云ふ。此の似きの類、蔓延追擾し、甲より乙に及び、乙より丙に及びて、窮已ある無し。限毎に皆空身にて官に到り、或は三五限に一二百錢を得る、之を破限と謂ふ。官の得る所は至つて微にして、胥徒の得る所は蓋し虚日無し。俗に此等を謂ひて、縣胥の食邑戸と爲す。嗟乎、聖人、上に在り、民をして陛下の赤子と爲るを得ずして、皆姦吏の食邑戸と爲らしむ。此れ何の道ぞや。

- 【二六】 縣胥の教令云々。縣吏の訓令にて積欠に關係無き平人を指して、名を付け、或は私に官令に背きて、物を買ひ、他人の貨物正業を抵當に取れりと云ひ、或は私意ならざるも買ふ價が不當の價なりと云ふ、此の如きの類、諸處に傳播し、諸處を騒がして、際限無し。
- 【二七】 限毎に云々。納税の期限に至る毎に、人民は皆赤貧なるが故に、空手にて官府に出
- 【二八】 頭し、或は三度目五度目の期限に至りて僅かに一二百錢を得るのみなるが、之を名づけて破限と云ふ。
- 【二九】 縣胥の食邑戸。縣の小吏の領地。
- 【三〇】 現錢。現金。
- 【三一】 除る。懸けて物を買ふ也。
- 【三二】 殘破。そこなはれ、やぶる也。
- 【三三】 課利。税錢。
- 【三四】 房廊。店。

商賈の販賣は、例として、現錢無し。若し現錢を用ひば、則ち利息無からん。須く今年は去年の賣る所を索め、明年は今年の除る所を索むべし。然る後、計算行はるるを得、彼此通濟す。今、富戸先づ已に、殘破し、中民又積欠あり。誰か敢て物貨を除賣せん。則ち商賈自然に行はれず。此れ酒税、課利の日に虧くる所以、城市の房廊の日に空しき所以なり。諸路・連年水旱するは、上下共に知る。而して轉運司、財用に窘しみ、例として肯て税を放たず、縱

ひ放つも亦 實を盡さず。明文の指揮無しと雖も、而も喜怒を以て、官吏を風曉す。孰れか敢て違ふ者あらん。逐縣の例皆兩税を拖欠する所以なり。其の欠する所を較ぶるに、實に依りて檢放する

と異なる無し。官に於ては了に益する所無くして、民には追擾鞭撻の苦あり。

近者詔旨、凡そ積欠は皆分つて十科と爲して催納し、通計五年にして 足らしむ。聖恩の隆厚、何を以てか此に加へん。而るに有司以謂らく、旨ありて 倚閣する者は、方に十科の指揮に依るを得、餘は皆併催すと。縱使盡く十科に依るとも、吏卒乞覓して、必ず肯て科を分ちて少しづゝ取らじ。人戸既に未だ納足せざらば、則ち追擾常に在らん。縦ひ百科を分つとも、一科と同じからん。

臣頃、杭州に知たり、又、潁州に知たり、今、揚州に知たり。親しく兩浙、京西、淮南の三路の民を見るに、皆、積欠の壓する所と爲り、日に窮蹙に就き、死亡半に過ぎ、而して欠籍、

- 【三】 實を盡さず。十分に實行せざるなり。
- 【四】 明文の指揮云々。明文を以て負目を徵收せよとは指圖を爲さざれども、税入あれば喜び、無ければ怒り、喜怒を以て、督促すべきことを暗に知らしむるが故に、何れも之に背く者無し。是を以て縣々皆夏秋の兩税を次第々に意納するに至る。而して其の意納する所を較ぶれば、實地を調査して免税すると異なる者無し。官に於ては何等益する所無く、而して人民に於ては
- 【一】 追つかけて騒がせられ、鞭撻に遇ふの苦あり。
- 【二】 足る。皆納する也。
- 【三】 倚閣。そのままさしおく也。
- 【四】 併催す。一時に督促する也。
- 【五】 乞覓。物を強請する也。
- 【六】 納足。完納なり。
- 【七】 兩浙。浙東、浙西。杭州の管する所。
- 【八】 京西。潁州。
- 【九】 淮南。揚州。
- 【十】 窮蹙。窮迫。
- 【十一】 欠籍。未納の帳簿。

除かれず、以て兩税を虧欠し課利を走陥するに至り、農末皆病み、公私並に困しむ。此を以て之を推すに、天下大率皆然らん。

臣、潁より揚に移り、舟濠壽楚泗等の州を過ぐるや、至る所、麻麥、雲の如し。臣毎に吏卒を屏け去り、親しく村落に入りて、父老を訪問するに、皆、憂色あり、云はく、豊年は凶年に如かず。天災の流行するや、民、食に乏しと雖も、衣を縮め口を節すれば、猶ほ以て生く可し。豊年の若きは、積欠を舉催して、胥徒、門に在り、枷棒、身に在り、則ち人戸、死を求むれども得ず」と。言ひ訖りて涙下る。臣も亦覺えず涕を流す。

又、至る所の城邑、多く流民あり。官吏皆云はく、「夏麥既に熟するを以て、積欠を舉催す。故に流民、敢て郷に歸らず」と。

臣、之を聞く、孔子曰く、「苛政は虎よりも猛し」と。昔、常に其言を信せざりき。今を以て之を観るに殆ど甚だしき者あり。水旱、人を殺すは、虎に百倍す。而して人、積欠を畏るるは、乃ち水旱よりも甚だし。臣竊に之を度るに、每州の積欠、吏卒、五百人に下らず。天下を以て之を言へば、是れ常に二十餘萬の虎狼ありて、民間に散在するなり。百姓何に由りてか生を安んせん。朝廷の仁政、何に由りてか成るを得んや。

臣、任に到りてより以來、日に本州の積欠を 檢察するを以て事と爲す。内に已に、〔五〕 除放を條貫すれども官吏肯て舉行せざる者あり。臣即ち本州に指揮して、〔六〕 一面に除放し去り訖る。其の理に於て合に放つべくして、而も條に於て未だ明文あらざる者は、即ち且く本州に令して權に〔七〕 催理を住め、指揮を〔八〕 聽候せしむ。其の理に於て合に放つべくして、而も條に於て礙ある者は、臣亦未だ敢て催を住めず。各々利害を具し、奏して聖旨を取る。

〔三〕 杭州より召還せられて郡を乞ふ狀

臣、昔、〔一〕 治平中に於て、〔二〕 鳳翔の職官より、〔三〕 替りて朝に入るを得、首として英宗皇帝の知遇を被り、驟に臣を用ひんと欲す。當時の宰相韓琦、臣が年少く資淺く未だ試用を経ざるを以て、故に且く館職を與ふ。亦會々臣、父の〔四〕 憂に丁り官を去る。服闋るに及びて入觀す。便ち神宗皇帝の召對を蒙り、面のあたり〔五〕 獎激を賜ひ、臣に〔六〕 職外事を言ふを許さる。自ら惟ふ、〔七〕 羈旅の臣、未だ應に此を得べからず、豈に英宗皇帝の臣

- 〔一〕 檢察。調査。
- 〔二〕 除放を條貫す。條例にて除放する也。
- 〔三〕 一面。一方面。
- 〔四〕 催理。督促。
- 〔五〕 聽候。待つ。
- 〔六〕 杭州云々。左遷せられたる杭州より中央政府へ召還せられたる時從前の通り地方官たらん事を請願したる狀也。
- 〔七〕 治平。英宗の年號。
- 〔八〕 鳳翔。府の名、陝西に屬す。
- 〔九〕 替。轉任なり。
- 〔一〇〕 館職。直史館の職。
- 〔一一〕 憂。喪を云ふ。
- 〔一二〕 入觀。參内。
- 〔一三〕 獎激。勸獎激勵。
- 〔一四〕 職外事を言ふ。職掌以外の事に就いて意見を申し立つる也。
- 〔一五〕 羈旅の臣。遠國の臣。蜀人なるを云ふ。

を知ること素あるを以ての故に非ずや。

是の時、王安石、新に政を得、法度を變易す。臣若し少しく附會を加へば、進用、必ず可し。〔一〕 自ら惟ふ、遠人、〔二〕 二帝の非常の知を蒙る、天を欺き心に負くに忍びずと。具に安石の爲す所施行す可からざるの狀を論じ、以て萬一に〔三〕 裨せんと欲す。然れども未だ聖意・臣を待つ所の深淺を測らず。〔四〕 上元に旨ありて燈四千腕を買ひ、有司無狀にして市價を〔五〕 虧減するに因りて、臣即ち上書して論奏す。〔六〕 先帝大いに喜び、即時施行す。臣、此を以て、先帝の聖明なる能く〔七〕 盡言を受くるを卜知し、上疏六千餘言、極めて新法の不便を論ず。後、復た〔八〕 同じく進士を考試し、御試の策に對する進士に擬し、并に、安石・人を知らず大いに用ふ可からざるを言ふ。先帝、未だ聽從せずと雖も、然れども亦、臣が愚直を嘉して、初め、詰問せず。而るに安石大いに怒り、其黨、〔九〕 切齒せざる無く、争うて以て臣を傾げんとす。〔一〇〕 御史知雜・謝景溫、首として死力を出し、臣が憂に丁り郷に歸る日・舟中にて曾て私鹽を販せりと〔一一〕 彈奏す。遂に諸路に下して〔一二〕 體量し、當時の〔一三〕 梢工〔一四〕 篙手等を追捕し、〔一五〕 考掠して證を取らんと

- 〔一〕 附會を加ふ。曲げて調子を合はする也。附會とは無理に理窟を合はす也。
- 〔二〕 二帝。英宗、神宗。
- 〔三〕 裨。補益。
- 〔四〕 上元。正月十五日。
- 〔五〕 虧減。價をなげざるを云ふ。
- 〔六〕 先帝。神宗。
- 〔七〕 盡言。思ひきつて十分に言ふ也。
- 〔八〕 同。一本には因に作る。
- 〔九〕 切齒。齒を喰ひしぼる。
- 〔一〇〕 御史知雜。官名。
- 〔一一〕 私鹽を販す。官業たる鹽を私に販賣する也。
- 〔一二〕 彈奏。彈劾。
- 〔一三〕 體量。取調ぶる也。
- 〔一四〕 梢工。舟の楫(カナ)取。
- 〔一五〕 篙手。舟の竿さし。
- 〔一六〕 考掠。拷問。

す。但だ、實に其事無きを以て、故に 鍛鍊成らずして止む。臣、此に縁りて禍を懼れて出でんことを乞ふ。連に三たび 外補に任せらる。而して先帝、臣を 眷すること衰へず。時に 賀謝の表章に因りて、即ち左右に對して稱道す。黨人、臣が復た用ひらるるを疑ふ。而して李定、何正臣、舒亶の三人、飛語を構造し、醞釀すること百端、必ず臣を死に致さんと欲す。先帝、初め亦聽かず。而して此三人執奏して已まず。故に臣、罪を得て獄に下さる。定等、悍吏皇遵を 選差し、吏卒を 將帶し、湖州に就きて 追攝すること、寇賊を捕ふるが如し。臣即ち妻子と訣別し、書を留めて 弟轍に與へ、後事を處置せしめ、自ら必死を期す。揚子江を過ぐるや、便ち自ら江中に投せんと欲す。而るに吏卒監守して果さず。獄に到るや、即ち食はずして死を求めんと欲す。而して先帝、使を遣はし、獄に就きて、約救する所あり。故に獄吏、敢て別に 非横を加へず。臣も亦、先帝の臣を殺すに意無きを覺知す。故に復た 殘喘を留めて、今日に至るを得たり。黃州に 竄責せらるるに及びて、表疏ある毎に、先帝復た左右に對して稱道し、哀憐獎激し、意に復た用ひんと欲す。而して左右固く争うて以て不可と爲す。臣、遠きに在りと雖も、亦具に之を聞けり。

- 【一七】 鍛鍊。罪名を構造するを言ふ。
- 【一八】 外補。地方官に任ぜらるる也。
- 【一九】 眷。眷顧。
- 【二〇】 賀謝の表章。賀表又は謝表。
- 【二一】 飛語。風説。
- 【二二】 醞釀すること百端。色々として罪狀を捏造する也。
- 【二三】 選差。派遣。
- 【二四】 將帶。引率。
- 【二五】 湖州。大蘇、此時湖州に知たり。
- 【二六】 追攝。追捕。
- 【二七】 非横。非道。
- 【二八】 殘喘。餘命。
- 【二九】 竄責。流竄。

古人、言へるあり、「聚蚊は雷を成し、積羽は舟を沈む」と。寡は衆に勝たざるを言ふなり。先帝の臣を知るの 特達なること此の如きを以てして、而も臣終に患難を免れざるは、左右臣を疾む者衆きを以てなり。
陛下位に即くに及びて、臣を 貶所より起し、一年に及ばずして、位に 禁林に備はる。遭遇の異なること、古今に比無し。臣毎に自ら惟ふ、昆蟲草木の微、以て 天地生成の徳を仰報する無し。惟だ、獨立して倚らず知りて、言はざる無き有りて、以て少しく萬一に報ゆ可しと。

- 【四〇】 特達。特別。
- 【四一】 陛下。哲宗。
- 【四二】 貶所。配所。
- 【四三】 禁林。翰林。
- 【四四】 昆蟲草木。自ら喩ふ。
- 【四五】 天地生成。天子の恩徳に喩ふ。
- 【四六】 衙前。郷役の名。
- 【四七】 差雇。差役と雇役。差役は毎戸より人夫を出さしむる法。雇役は其等級によりて錢を出さしめ、之を以て人夫を雇ふ法。
- 【四八】 司馬光。司馬温公。

- 【四九】 程頤。謂はゆる伊川先生。
- 【五〇】 未だ嘗て云々。顔色に於ても言語に於ても少しも容赦せしこと無し。
- 【五一】 大姦。呂惠卿、蔡確、章惇等。
- 【五二】 其餘黨。鄧潤甫等。
- 【五三】 要近。君側の重要な地位。
- 【五四】 陰に云々。内々挽回の用意を爲しつつあり、惟だ未だ手を出さざるのみ。

始め 衙前 差雇の利害は、孫永・傅堯俞・韓維と争議し、因つて亦、司馬光と論を異にす。
光 初め此を以て臣を怒らす。而るに臺諫諸人、逆め光の意を探り、遂に臣と仇を爲す。臣又素より 程頤の姦を疾み、未だ嘗て假すに色詞を以てせず。故に頤の黨人、目を側てざるは無し。朝廷、大姦數人を廢黜せしより、而も 其餘黨、猶ほ 要近に在り、陰に之が地を爲る、特に未だ發